

第6次桜井市総合計画

2021年度 ▶ 2030年度

後期基本計画

はじまりの地から未来へ

歴史と自然がいきづく万葉のふるさと

桜井



ごあいさつ

桜井市は、日本のはじまりの地としての歴史と文化、豊かな自然環境に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力により、今日まで発展を遂げてきました。一方で、少子高齢化の進展や人口減少、社会構造の変化、激甚化・頻発化する自然災害への備え、地域コミュニティの希薄化など、私たちを取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。こうした中、次の世代に誇れる桜井市を引き継いでいくための中長期的な道筋を明らかにするものが、本総合計画です。

本計画では、誰もが安心して暮らし、学び、働き、そして訪れる人にも選ばれる魅力あるまちづくりを目指します。その実現のためには、限りある財源と人材を最大限に活かし、市民サービスの質を確保・向上していくことが不可欠です。そのために、桜井市では、将来世代の負担にも十分配慮した持続可能な行財政運営を重要な柱に位置付け、徹底した行財政改革と効率的・効果的な事業展開を進めてまいります。

また、桜井市は、鉄道・道路網の結節点という地理的優位性と、歴史・文化・観光資源、さらには医療・福祉・教育などの都市機能が集積するポテンシャルを有しています。これらを活かし、地域内外の「ヒト・モノ・情報」が行き交い、新たな価値やにぎわいが生まれる中心拠点としての役割を強化していきます。県内各地域との連携はもとより、近隣都市圏とも協調しながら、交流と連携の拠点として、広域的な発展を牽引するまちを目指します。

本計画は、市民の皆さま、事業者、各種団体、そして行政が、それぞれの立場から力を出し合い、共に桜井市の将来像を実現していくための「共有のビジョン」です。計画の推進にあたっては、対話と協働を大切にし、現場の声や生活者の視点を市政運営にしっかりと反映してまいります。

結びに、本計画の推進と改訂にご尽力いただいた総合計画審議会委員をはじめ、関係各位、市民の皆さまに深く感謝申し上げますとともに、未来を担うこどもたちのために、ともに歩み、ともに創る残りの5年へ、変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



令和8年3月
桜井市長

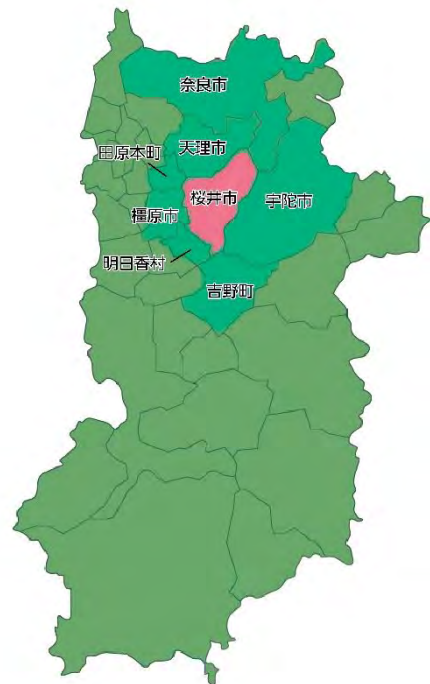
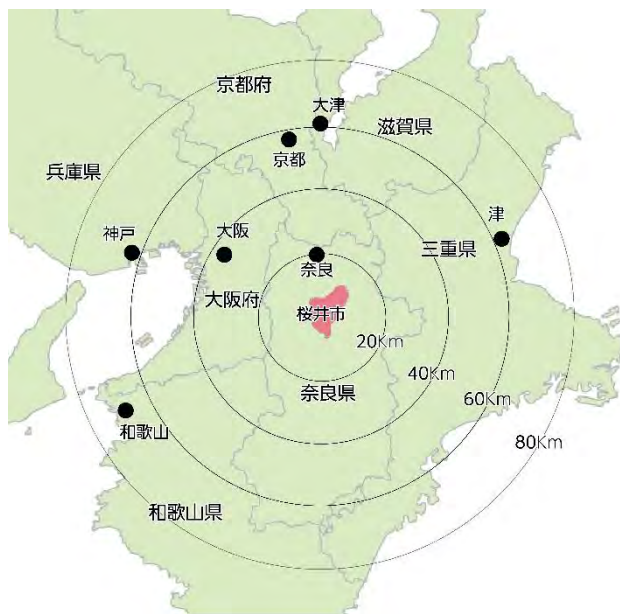
松井 正剛

市の概況

位置

桜井市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、東経 135 度 51 分、北緯 34 度 31 分に市の中心部があります。東西 11.9 キロメートル、南北 16.4 キロメートル、北部は、貝ヶ平山、蘭生峠、竜王山を経て山辺郡、天理市に続き、南部は、竜門岳を境として吉野郡に、さらに、熊ヶ岳、経ヶ塚の山峰を擁し、宇陀郡におよびます。面積は 98.91 平方キロメートルで、市域全面積の約 60% が山間部であり、奈良県総面積の 2.7% を占めています。

県庁所在地である奈良市までは、20 キロメートル圏（30 分圏）、大阪市へは 40 キロメートル圏（1 時間圏）にあります。



桜井市章・市の木・花

履中天皇の稚桜による説話とともに、桜井の地名は、「桜の井」とよばれる井戸にはじまるといわれています。それに因んで桜の花弁を図案化し、中心より大きくひろがった花びらは若さと発展する桜井市を表しています。

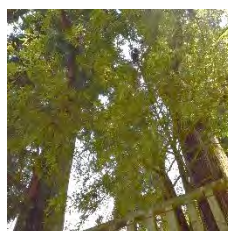
市の木は、古くから真木と呼ばれ、信仰の対象としても崇められている“杉”、市の花は、遠く万葉、古今の詩歌に詠まれ「桜井」の地名にゆかりが深い、素朴な気品を漂わせる“山ざくら”です。



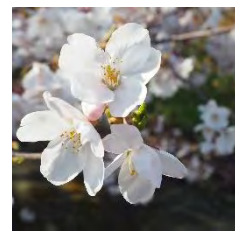
桜井市章
(昭和 31 年 9 月 1 日制定)



「桜の井」



市の木“杉”



市の花“山ざくら”

目次

<本編>

■ 計画の趣旨と人口ビジョン	1
1. 第6次桜井市総合計画について	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画の構成	4
(4) 計画の期間	4
2. 人口フレーム	5
(1) 人口ビジョンの改訂について	5
(2) 将来人口目標	5
■ 戦略的プロジェクト	7
1. 戦略的プロジェクトとは	9
2. 戦略的プロジェクト	10
基本目標① 魅力的な働く場を創る活力のあるまちづくり	10
基本目標② 地域資源を活かし賑わいを育むまちづくり	12
基本目標③ 子育て世代に選ばれこどもが輝くまちづくり	14
基本目標④ 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	16
■ 基本計画	19
1. 基本計画とは	21
2. 基本計画	23
持続可能な行財政運営	23
地域経営1 協働の推進・地域活動の支援	24
地域経営2 情報共有の充実	25
地域経営3 広域行政の推進	26
地域経営4 行政経営の適正化	27
地域経営5 効率的な行財政運営の推進	28
分野：1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】	31
分野1-1 観光の振興	32
分野1-2 農林業の振興	34
分野1-3 工業の振興	35
分野1-4 商業の振興	36
分野1-5 雇用・労務対策の充実	37

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】	39
分野2-1 健康づくりの充実	40
分野2-2 地域福祉の充実	41
分野2-3 障害者福祉の充実	42
分野2-4 高齢者福祉の充実	43
分野2-5 子育て支援・こども施策の充実	44
分野2-6 保育の充実	46
分野2-7 地域医療体制の充実	47
分野2-8 市民の生活支援の充実	48
分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】	49
分野3-1 幼児教育の充実	50
分野3-2 学校教育の充実	51
分野3-3 生涯学習の推進	52
分野3-4 生涯スポーツの推進	53
分野3-5 地域教育の充実	54
分野3-6 歴史文化の保全と活用	55
分野3-7 人権文化の確立	56
分野3-8 多文化共生の推進	57
分野3-9 男女共同参画の推進	58
分野：4. 環境共生のまち 【環境】	59
分野4-1 環境教育・活動の推進	60
分野4-2 循環型社会の創出	61
分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】	63
分野5-1 土地利用の最適化	64
分野5-2 交通基盤整備の促進	65
分野5-3 市内の移動の円滑化	66
分野5-4 住環境・空き家対策の推進	67
分野5-5 景観の保全と活用	68
分野5-6 都市環境の向上	69
分野5-7 生活排水の適正な処理	70
分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】	71
分野6-1 災害対策の充実	72
分野6-2 防災体制の充実	73
分野6-3 交通安全対策の推進	74
分野6-4 防犯体制の充実	75
分野6-5 消防力の充実強化	76

<参考資料編>

■市の概況……………参-1

1. 桜井市を取り巻く社会動向……………	参-3
1) 人口減少・少子高齢化……………	参-3
2) 持続可能な開発目標（SDGs）……………	参-3
3) 地方創生……………	参-4
4) 働き方改革……………	参-4
5) 環境変化と災害リスクの高まり……………	参-5
6) スーパー・メガリージョンによる多様な対流と価値創造……………	参-5
7) 都市のスポンジ化……………	参-6
8) 公共施設・インフラの老朽化……………	参-6
9) 感染症の世界的流行……………	参-7
2. 桜井市の概要……………	参-9
(1) 人口……………	参-9
(2) 観光・産業……………	参-10
(3) 健康・福祉……………	参-11
(4) 教育・生涯学習・交流……………	参-12
(5) 環境……………	参-12
(6) 都市……………	参-13
(7) 安全・安心……………	参-14
(8) 地域経営……………	参-15
(9) 市民意向……………	参-16
3. 桜井市のまちづくりの課題……………	参-19

■基本構想……………参-21

1. 将来都市像……………	参-23
(1) 都市像……………	参-23
(2) 将来都市構造……………	参-24
2. まちづくりの体系……………	参-27
3. 分野の展望……………	参-29
(1) 桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】……………	参-29
(2) 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】……………	参-29
(3) 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】……………	参-30
(4) 環境共生のまち 【環境】……………	参-30
(5) 心豊かに暮らせるまち 【都市】……………	参-31
(6) 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】……………	参-31

4. 持続可能な行財政運営の方針	参-33
(1) 行政が取り組むべき事項の選択と集中	参-33
(2) 官民連携の推進	参-33
(3) 広域連携の促進	参-34
■ 巻末資料	参-35
桜井市総合計画条例	参-37
総合計画策定経過	参-40
桜井市総合計画審議会等委員名簿	参-41
諮問	参-43
答申	参-44
中高生ワークショップ	参-45
用語解説	参-46

計画の趣旨と人口ビジョン

1. 第6次桜井市総合計画について

(1) 計画策定の趣旨

桜井市では、昭和46（1971）年に第1次桜井市総合計画を策定し、「生活文化都市」をテーマとしたまちづくりを行ってきました。令和3（2021）年からは「第6次桜井市総合計画（目標年度：令和12（2030）年度）のもと、まちの将来像を「はじまりの地から未来へ 歴史と自然がいまづく 万葉のふるさと 桜井」と定め、市民・事業者・行政が協働^{*}・連携しながら取り組んでいます。

まちの将来像を実現するための施策を示した基本計画については、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする前期基本計画を定め、4つの戦略的プロジェクトと7分野42施策を設定して取組を展開してきました。

このたび、前期基本計画の計画期間終了に伴い、5年間の成果と残された課題や社会経済状況の変化を踏まえ、引き続きまちの将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、「第6次桜井市総合計画後期基本計画」（以下、「後期基本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

第6次桜井市総合計画の位置づけは以下のとおりです。

1) 地域全体を形成していくための指針

市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働で実現をめざすまちの将来像を示したものです。

協働のまちづくりを確実に進めるため、まちづくりの様々な取組について市民にも進捗状況がわかりやすいよう、目標とその実現のための市民と行政との具体的な役割を示します。

2) 効果的・効率的な行財政の指針

行政の全職員が市民とともにその成果の達成のために創意工夫し、効果的・効率的な行財政運営を実現するための目標と方針が示された、行政経営における最上位計画です。

持続可能で、効果的・効率的な行財政運営を推進するため、既存の事務事業評価と連携し、計画の進捗状況を明確にすることで行政が運用しやすい指針とします。

(3) 計画の構成

総合計画は、まちの将来の方向性を示す「基本構想」、基本構想を実現するための分野別の取組方針を定める「基本計画」、毎年度の事業計画を示す「実施計画」の3層で構成します。

なお、「戦略的プロジェクト」は総合戦略の基本目標ごとに今後5年間で重点的に取り組むプロジェクト及び次期総合計画で具体的に進めていく事業を位置づけることで、総合戦略との整合性を確保します。

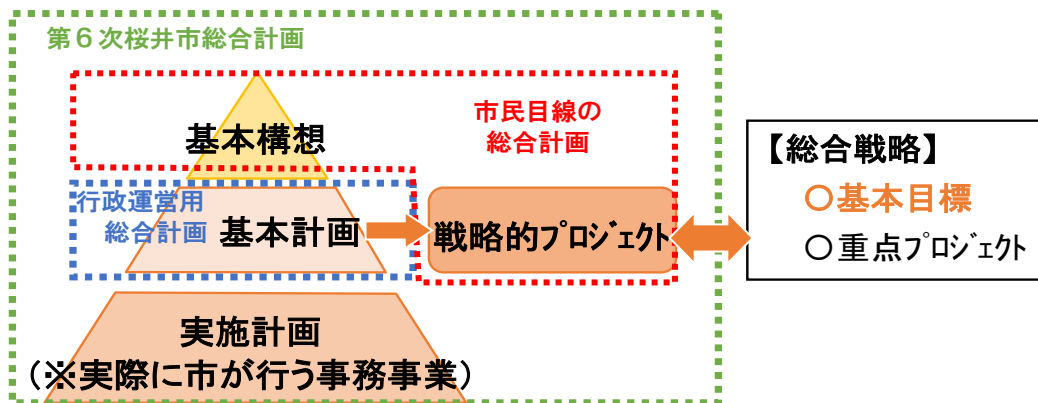


図 総合計画の構成イメージ(総合戦略との整合性)

■市民目線の総合計画とは・・・

- 桜井市がめざす姿を市民と共有するものとして、図やイラストなどを用いて市の大きな方向性を簡潔にわかりやすくとりまとめたもの。
- 「基本構想」と「戦略的プロジェクト」で構成する。

■行政運営用総合計画とは・・・

- 「基本計画」は、「基本構想」に位置づけた柱ごとに担当部署、現状、課題、市民生活の目標像(めざすまちの姿)、取組方針など、各部署が実施する事業をとりまとめたもの。
- 各部署が今後5年間で実施すべき事業が示され、毎年作成している施策・事務事業評価の結果を踏まえ、柔軟に見直しを行いながら行政運営を行うための指針となるもの。

(4) 計画の期間

総合計画の期間は、社会の変化や施策・事業の進捗に応じて柔軟に見直すことを可能とするため、基本構想を10年、基本計画を前期、後期各5年とします。

また、戦略的プロジェクトは総合戦略との整合性を図るため、計画期間を5年とします。

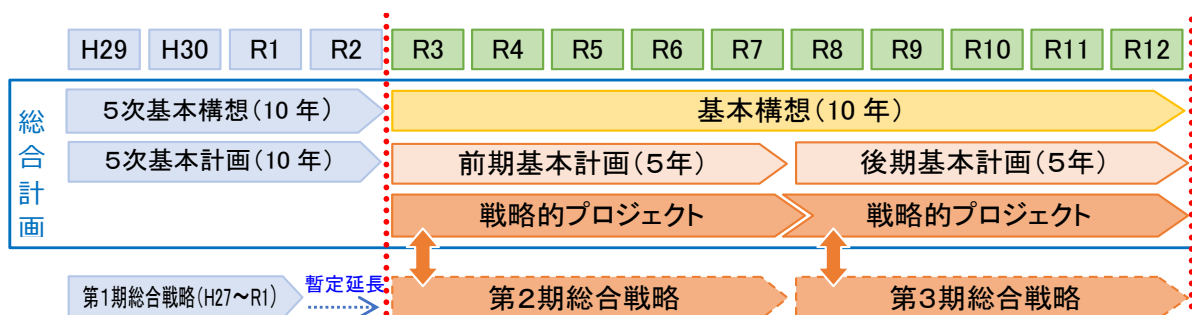


図 総合計画の計画期間

2. 人口フレーム

(1) 人口ビジョンの改訂について

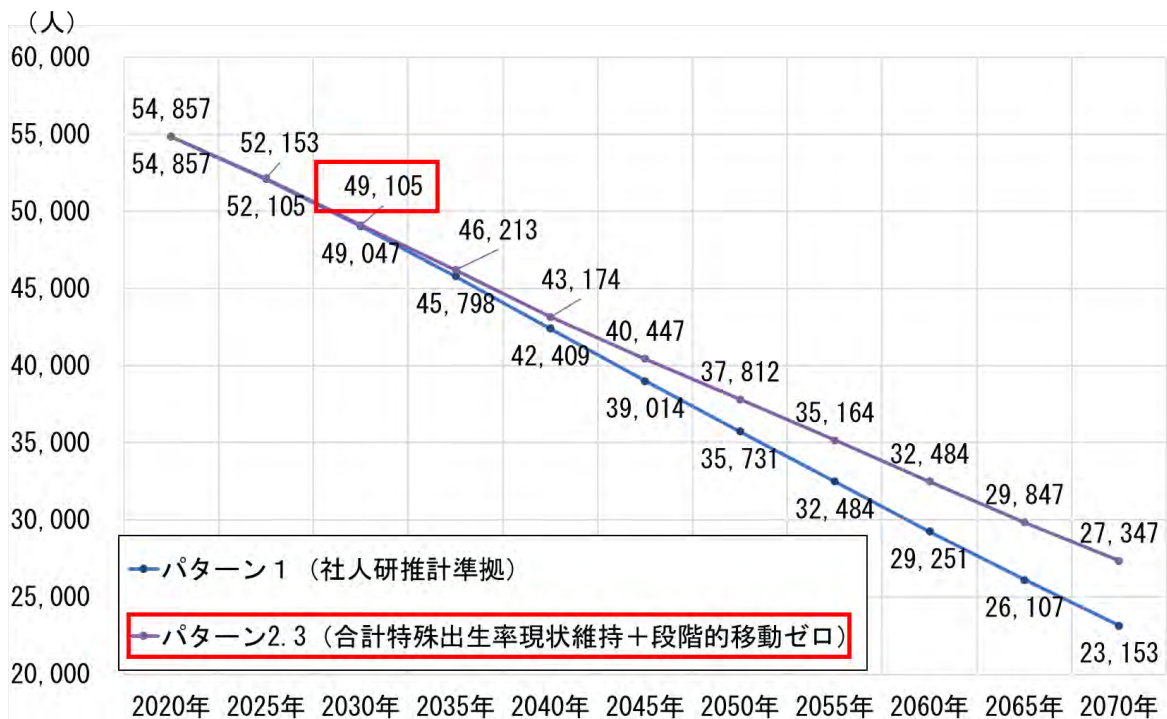
桜井市では、平成 27（2015）年 10 月に人口ビジョンを策定していますが、桜井市を取り巻く状況も大きく変化していることや国において新たに「地方創生 2.0 基本構想」が閣議決定されたこともあり、第 6 次桜井市総合計画の後期基本計画及び第 3 期桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に合わせ、人口ビジョンを改訂します。

(2) 将来人口目標

桜井市の人口は減少傾向にあり、少子化を背景に全国的な人口減少が進む中、今後もこの傾向が進むことが予想されています。

計画の目標年次である令和 12（2030）年における将来人口は、人口減少の大きな要因となっている若者・子育て世代の定住と流入促進、出生率の向上につながる施策を積極的に展開していくことにより、おおむね 4.9 万人を目指します。

令和 12（2030）年の将来目標人口 = おおむね 4.9 万人



実績値資料: 国勢調査

図 桜井市の将来人口推計※

※桜井市の将来人口目標は、合計特殊出生率※は現状維持、社会増減は負の年代の純移動率が段階的にゼロとなると仮定して推計

戦略的プロジェクト

1. 戦略的プロジェクトとは

戦略的プロジェクトは、基本計画で定める事業の中で、今後5年間で特に重点的に取り組む事業及び次期総合計画で具体的に進めていく事業を4つの基本目標ごとに整理し、「第3期桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に反映するものです。

国では、人口減少に歯止めをかけるという方針から、人口減少を受け止めたうえで官民連携によるまちづくりの推進、地方のポテンシャルを活かした「稼げる」産業化、GX^{*}・DX^{*}の活用など「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創ることを目指す姿として地方創生を進めることとし、令和7（2025）年6月に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定しました。

桜井市では総合計画の戦略的プロジェクトと総合戦略の基本目標を連動させることで実効性の高い取組を実現することを目指しています。そのため、総合計画の戦略的プロジェクトと総合戦略の基本目標の柱は、前期基本計画及び第2期総合戦略時での考え方を踏まえ4本柱として位置づけます。

なお、国の定める「地方創生2.0基本構想」と総合計画の戦略的プロジェクトと基本目標の4本の柱の関係性は以下に示すとおりです。

■「地方創生2.0基本構想」と桜井市における戦略的プロジェクトとの関係

地方創生2.0基本構想（国）	基本目標①	基本目標②	基本目標③	基本目標④
1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生	●		●	●
2. 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生	●	●		
3. 人や企業の地方分散	●	●		
4. 新時代のインフラ [*] 整備とAI [*] ・デジタルなどの新技術の徹底活用	●	●	●	●
5. 広域リージョン連携 [*]	●	●	●	●

2. 戦略的プロジェクト

基本目標① 魅力的な働く場を創る活力のあるまちづくり

働きたい、働きやすいと感じられる魅力ある「働く場」を創出するために、地場産業の活性化や企業誘致の推進、付加価値をつけた6次産業化[※]に取り組むことが重要です。

<まちの将来の姿>

古の歴史、はじまりの地である背景を持つ本市の豊かな自然環境の中で農林業や素麺、木材等の地場産業が育まれています。また、事業承継を希望する人のために、事業者と起業者のマッチング支援や、新たに起業した人への支援等を行っています。

地域経済を活性化し、雇用の場を創出する産業用地の整備や幹線沿いへの企業の出店を推進するとともに、様々な業種を組み合わせ付加価値を高める6次産業化に取り組むことによって、働きたい、働きやすいと感じられる魅力ある「働く場」が創出され、働く意欲のある全ての人が市内で活躍しています。

■ 魅力的な働く場を創る活力のあるまちづくりの施策・施策の方向性

プロジェクト	施策	施策の方向性
稼げる農林業の創出	農地・森林の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 交付金等を活用した生産性の高い農地の確保、高収益作物の商品化等安定した収入を得られる農業環境の整備 • 環境に配慮した持続可能な森林環境の整備
	農林業の効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 就農を通じた移住と新規就農者の支援 • 一般建築物における奈良県産材等の普及・利用促進 • ロボットや AI、IoT[※]等の最新技術の活用促進等によるスマート農業化、農林業の高収益化の推進
特色ある工業・地場産業の創出	工業・地場産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> • 生産の効率化・省力化を推進する DX 等の先端技術の活用促進 • 木材の需要確保及び奈良県産材製品の安定流通の実現 • 三輪素麺等の地場産業の PR 及び販路拡大 • セミナー、個別相談会、補助金を活用した事業承継の推進、及び創業支援によるしごとの創出
	企業誘致の促進を図るための施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 地域経済の活性化及び雇用の場を創出する産業用地の整備 • 中和幹線での研究拠点、本社機能、情報通信業、成長分野等、戦略的な企業誘致活動の展開 • 企業立地促進補助金等の優遇制度の拡充による立地促進、雇用奨励

プロジェクト	施策	施策の方向性
集積を活かした商業・観光の充実	商業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> • 空き店舗等の活用、中和幹線沿道(大福地区)等での企業誘致による商業・賑わいの創出 • 業務効率化、販売拡大を推進する DX 等の先端技術の活用促進 • セミナー、個別相談会、補助金を活用した事業承継の推進及び創業支援によるしごとの創出
	観光産業の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の観光を担う観光協会・まちづくり会社の育成・支援・役割強化 • まち全体を使ったガストロノミーリズム[※]・アグリツーリズム[※]・サイクルツーリズム等滞在型・周遊型観光スタイル、旅行商品の創出
6次産業化による地域の価値向上	産業コーディネートによる新たな産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> • 6次産業化による農産物の高付加価値化や木材の新たな活用等魅力ある土産物の創出・発掘・発信 • NAFIC[※]（なら食と農の魅力創造国際大学校）と連携した観光農園や農家民宿等によるツーリズムの推進
就業支援の充実	就業支援の充実及びしごとの創出	<ul style="list-style-type: none"> • ハローワークとの連携による就業支援 • 企業誘致により立地した企業への市民の優先雇用の働きかけによる就業支援
	既存ストック [※] を活用した定住・転入促進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> • 空き家バンク等を活用した転入者への移住支援
情報発信の強化	働く場、産業の魅力の情報発信強化	<ul style="list-style-type: none"> • 県内外でのパンフレット等配布による移住促進、魅力的な働く場の情報発信

基本目標② 地域資源を活かし賑わいを育むまちづくり

本市への人の流れをつくるために、豊かな自然や歴史文化遺産を最大限に活用し、ストレスのない観光を実現するとともに、農林業等と連携した体験型観光メニューやプロモーション戦略の強化を進め、ブランド力を高めた観光資源の情報を発信することが重要です。

また、大都市圏及び海外から本市を訪れる人（交流人口[※]）や、地域と深いつながりを持つ人（関係人口[※]）を増やし、地域を活発化することが重要です。

<まちの将来の姿>

本市は、東と南を青垣山に例えられる山々に囲まれ、古代ヤマト王権発祥の地として、また、邪馬台国の候補地として、全国から注目されています。

また、日本最古の神社と言われる大神神社や「花の御寺（みてら）」としても有名な長谷寺、門前町としての風情が残る三輪や初瀬のまちなみ等の歴史資源が多くあり、このような豊かな自然や歴史文化遺産を最大限に活用し、ストレスなく観光できる環境が整備されています。

さらに、豊かな自然環境の中で育まれた農林業等と観光資源を連携させた体験型観光メニューやプロモーション戦略の強化を進め、ブランド力を高めた観光資源の情報を発信することで、大都市圏及び海外から本市を訪れる人や、地域とつながりを持つ人が増え、地域の活力が維持、向上しています。

■地域資源を活かし賑わいを育むまちづくりの施策・施策の方向性

プロジェクト	施策	施策の方向性
桜井市全体のブランド化	歴史的環境を活かした桜井市のブランド力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 長谷寺参道における歩行者の安全性を確保するための一般車両の流入抑制やモビリティ活用の検討、イベント開催等による賑わいの創出 大神神社への来訪者を三輪のまちなかへ誘客するための仕掛けづくりの推進 遺跡への愛着と理解を深める纏向遺跡ガイダンス施設の整備 AR アプリ[※]、纏向犬を活用した市内文化財の魅力発信 市内観光の結節点である桜井駅周辺地区のイベント等による賑わい創出
	地場産品の地域ブランド化	<ul style="list-style-type: none"> 大和さくらいブランドの認定による販売支援、情報発信の強化
	農村資源を活用した賑わいの創出	<ul style="list-style-type: none"> NAFIC（なら食と農の魅力創造国際大学校）周辺の賑わいづくり

プロジェクト	施策	施策の方向性
資源周辺の環境づくり	観光地等の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 観光地や観光地までのルート上の観光案内サインの充実 観光客の満足度、利便性向上のための観光トイレの充実 デジタル化の推進に伴う観光客の利便性向上のための Wi-Fi 環境整備 大神神社、長谷寺等観光地における良好なまちなみの景観づくり 奈良県と連携した周遊観光の利便性を高める道路整備の推進
観光プロモーションの充実	広域的な観光連携、観光プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県・DMO[※]・周辺市町村等と連携した体験メニューの開拓や、宿泊者等の特典づくり・サービス向上等のおもてなしプロジェクトの推進 「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録の推進 既存の資源を活かしたガストロノミー・ツーリズム・アグリツーリズム・サイクルツーリズムの推進
	観光客向けの受け入れ・おもてなし環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 民間によるストーリー性のあるコンテンツ・体験型観光の提供に対する支援 観光客の来訪促進に向けたツアー造成や効果的なプロモーション活動の強化 観光客のニーズに合わせた観光案内ができる観光ガイド等の育成・活用 観光地間の公共交通や自転車利用等二次交通の充実 観光アプリの活用
積極的な情報発信	積極的な国内外への観光情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットにあわせた SNS[※]やメディアと連携した観光情報発信や VR 等を活用した情報発信 学生、市民等と連携した市民目線での観光情報発信や地域イベントの情報発信 市内の歴史文化遺産の情報発信 地域キャラクターひみこちゃん、纏向犬等を活用した観光情報発信
	関係人口の創出	<ul style="list-style-type: none"> 地域を応援する新たなコミュニティの形成

基本目標③ 子育て世代に選ばれ子どもが輝くまちづくり

結婚、妊娠・出産、子育てがしやすく、また、仕事と子育てや地域活動等が両立できるように、切れ目のない支援を行うことや、子どもを地域全体で見守ることができる環境づくりや、こどもの学力を高めるための教育環境づくりを進めることにより、子育てしやすいまちを目指すことが重要です。

<まちの将来の姿>

本市は、豊かな自然環境、古墳や神社仏閣等の歴史文化遺産が多く残り、大阪等の大都市圏まで1時間圏内とアクセスも優れているまちです。

そのような恵まれた環境の中で、こども家庭センター等の相談環境が充実し、自然学習のできる鳥見山緑地公園や、市内にある多くの公園等の遊具が整備され、子育てのしやすい環境が整っています。

また、学校教育においてはICT※環境やALT※派遣等の環境も整っており、子どもたちが主体的に活動可能な環境やスポーツ等で自己表現ができる環境も整っています。

このように、仕事と家庭、子育て、地域活動等を両立できるまち、切れ目のない支援や地域全体で子どもを見守ることができるまち、こどもの学力を高める教育環境が整備されたまち、これら全てを含めた「子育てしやすいまち」として情報発信を行うことで、子育て世代が魅力を感じ、移住者が増えています。

■子育て世代に選ばれ子どもが輝くまちづくりの施策・施策の方向性

プロジェクト	施策	施策の方向性
子育て環境の充実	保育・教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所・幼稚園の再編と認定こども園※の段階的整備 質の高い保育・教育環境の整備や提供体制の確保 こどもの健やかな育ちを支える保育・教育の質の向上
	安心して子どもを産み育てるための環境と全てのこどもが健やかに成長できる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに応じた全てのこども、子育て家庭への切れ目のない支援の充実 経済的負担軽減と生活支援の充実 子育て支援におけるDXの推進とサービスの質の向上
	こどもの遊び場の充実	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安全に遊ぶことのできる公園・広場等の管理 快適な公園環境を維持するための美化活動の実施 環境学習の場として活用可能な鳥見山緑地公園事業の再開
	こどもの活躍の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 若者が主体的に活動できる環境づくりの支援 子育て世代・若者に選ばれるような既存事業の見直しの検討
	結婚・子育てを支える社会環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 結婚・子育てを地域ぐるみで支える社会的基盤と機運の醸成
	子育てに関する情報発信・魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> 子育て・結婚支援に関する情報発信と定住の推進

プロジェクト	施策	施策の方向性
教育環境の充実	学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 幼小中学校への ALT 派遣等による語学力、国際力の向上 • 学校教育の ICT 環境整備の推進 • 学校、家庭、地域が連携し、心豊かでたくましいこどもを育む新しい学校整備（小中学校の規模配置の適正化の推進） • 小中学校の施設の整備を行い、安全性と学ぶ環境の機能向上の推進
	人間性豊かなこどもを育む教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭教育の支援や歴史文化を学ぶ講演会、研修会等の機会の提供 • 誰もが安心して利用できることを目的とした、社会体育施設、社会教育施設の長寿命化[※]対策の実施

基本目標④ 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

魅力的な地域をつくるため、また、誰もが快適に安全・安心に暮らせるようにするために、都市機能、健康・福祉施設、公共交通ネットワークの整備、また、災害に強い地域づくりを協働で進めることが重要です。

<まちの将来の姿>

近鉄及び JR 桜井駅周辺地区には子育て支援、多世代交流等の機能が充実し、駅を中心に誰もが安心して暮らせる移動手段が整っています。また、中和幹線栗殿近隣周辺地区では医療・福祉・防災の拠点が整っており、近鉄大福駅周辺地区では奈良県と連携して、「高齢者や子育て世代が生き生きと住み続けられる多世代居住のまちづくり」の実現に向けて取り組みを進めています。

近年、増え続けている災害に対しても、災害に強い通信ネットワークや備蓄倉庫の整備、避難所の環境整備等が進められ、防災訓練等による自助・共助・公助の取組も進んでいます。

さらに、道路等のインフラ、健康・福祉施設や子育て支援施設等の公共施設の整備、維持・管理を進めるとともに、市内外をつなぐ交通ネットワークを確保することで、誰もが快適に、安全・安心に暮らしています。また、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの立場や価値観を認め合って生活しています。

■誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりの施策・施策の方向性

プロジェクト	施策	施策の方向性
集約された都市機能の充実	中心拠点（桜井駅周辺）の都市施設等の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画に基づく都市機能の立地誘導 駅前でのシンボル（広場空間）の創出
	中心拠点（栗殿周辺地区）・地域拠点のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催等による市民の交流の場づくり 中和幹線栗殿近隣周辺地区における医療・福祉・防災の拠点づくり 近鉄大福駅周辺地区における生活環境の向上
安心して住み続けられる地域づくり	住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク等を活用した情報提供による空き家の再生、利活用の促進 既存木造住宅の耐震診断や改修、倒壊の危険性の高いブロック塀等の撤去等に対する支援
	小さな拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域[※]での生活利便性や地域コミュニティ[※]の維持・確保に向けた土地利用の誘導
公共交通ネットワークの充実	誰もが安心して暮らせる移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等も含め、既存の公共交通サービスの利用を促進するとともに、市民・来訪者の移動ニーズに応じた持続可能な公共交通サービスの確保

プロジェクト	施策	施策の方向性
利用しやすい健康福祉環境の形成	福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> • 地域共生社会[※]の実現に向けた各種福祉サービスの横断的、重層的な連携体制の強化
	地域医療提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の医療機関による連携体制及び地域医療提供体制の構築
	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 歯周病や生活習慣病[※](見えないリスク)に早期から取り組む健康管理支援
安全・安心な環境づくり	災害に強い地域づくり、強靱なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> • インフラ施設の長寿命化及び維持管理の推進 • 災害に強いインフラ整備や通信ネットワークの構築 • 備蓄物資等の保管及び大規模災害時に物資輸送の拠点となる大型防災倉庫の整備 • 避難所となる小中学校の施設の空調設備等の環境整備
	自助・共助・公助による安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 防災訓練や自主防災組織等による個人や地域の防災力の向上
全ての人自分らしく生き生きと暮らせる地域づくり	一人ひとりの人権が尊重される地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> • あらゆる人権問題の解決を図るための啓発・教育の実施

基本計画

1. 基本計画とは

基本計画は、基本構想に位置づけた6本の柱と、それを支える持続可能な行財政運営の基本方針について、さらに部局ごとに施策として整理し、現状、課題、市民生活の目標像、取組方針等を取りまとめたものです。

本市では、持続可能な開発目標（SDGs）※の実現を目指し、17のゴールとの関係性を意識しながら、各種施策に取り組めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS




■施策とSDGsの17のゴールの対応表

	施策番号	施策名	SDGsの17のゴールとの対応	
持続可能な 行財政運営	地域経営-1	協働の推進・地域活動の支援	17	
	地域経営-2	情報共有の充実	17	
	地域経営-3	広域行政※の推進	3,11,17	
	地域経営-4	行政経営の適正化	8,17	
	地域経営-5	効率的な行財政運営の推進	8,17	
桜井の個性を 活かした 活力あるまち 【観光・産業】	1-1	観光の振興	8,12	
	1-2	農林業の振興	2,8,9,12,15	
	1-3	工業の振興	8,9,12	
	1-4	商業の振興	8,12	
	1-5	雇用・労務対策の充実	8,10	
健やかに 暮らせるまち 【健康・福祉】	2-1	健康づくりの充実	3	
	2-2	地域福祉の充実	3	
	2-3	障害者福祉の充実	3,8,10	
	2-4	高齢者福祉の充実	3,8,10	
	2-5	子育て支援・こども施策の充実	1,3,5,8	
	2-6	保育の充実	3,4,8	
	2-7	地域医療体制の充実	3	
	2-8	市民の生活支援の充実	1,3,16	
様々な人々が 共存するまち 【教育・生涯 学習・交流】	3-1	幼児教育の充実	4	
	3-2	学校教育の充実	4	
	3-3	生涯学習※の推進	4	
	3-4	生涯スポーツの推進	3,4	
	3-5	地域教育の充実	4	
	3-6	歴史文化の保全と活用	4,12	
	3-7	人権文化の確立	5,10,16	
	3-8	多文化共生の推進	5,10	
	3-9	男女共同参画の推進	5,8,10	
環境共生のまち 【環境】	4-1	環境教育・活動の推進	6,12,13,14,15	
	4-2	循環型社会※の創出	6,7,11,12,15	
心豊かに 暮らせるまち 【都市】	5-1	土地利用の最適化	11	
	5-2	交通基盤整備の促進	9,11	
	5-3	市内の移動の円滑化	9,11	
	5-4	住環境・空き家対策の推進	9,11	
	5-5	景観の保全と活用	11	
	5-6	都市環境の向上	9,11	
	5-7	生活排水の適正な処理	6,11,14	
安全・安心に 暮らせるまち 【安全・安心】	6-1	災害対策の充実	11,13	
	6-2	防災体制の充実	11,13	
	6-3	交通安全対策の推進	11,16	
	6-4	防犯体制の充実	11,16	
	6-5	消防力の充実強化	11,13	


2. 基本計画

持続可能な行財政運営



地域経営 1 協働の推進・地域活動の支援

			担当部	市民生活部	
施策番号	地域経営 1	施策名	協働の推進・地域活動の支援	主担当課	市民協働課
関連組織	秘書課、管財契約課、商工振興課				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働推進指針に基づき、市民と行政による協働のまちづくりの考え方の共有を図っている。 ● 外部の有識者等から構成される桜井市協働推進会議を設置し、協働に関する施策の検討を進めている。 ● 庁内横断的に協働を推進するため、庁内協働推進員会議を設置し、情報共有及び情報交換を行い、庁内の連携強化を図っている。また、協働に対する理解を深めるため、職員研修を行っている。 ● 市民活動交流拠点の設置、協働推進補助金制度、桜井市まちピカプロジェクト等の事業により、市民活動団体を支援している。 ● 自治連合会や集会所改修等への補助金の交付、自治会活動保険への加入等により、自治会活動の支援を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と行政が協働に関する考え方を共有し、ともに理解を深める必要がある。 ● 人口減少により、地域の多様な主体と連携して地域の課題に取り組むことの検討が必要である。 ● 令和元（2019）年にオープンした子ども広場であるが、近隣に同種の施設がオープンしていることもあり、リピーターを確保するための取組が必要である。 ● 自治会役員の高齢化が進み、役員等の担い手が減少傾向である。また、共働き世帯が増え、自治会活動に参加できない人が多くなりつつあることから、参加を促進する工夫が必要である。 				
市民生活の 目標像	市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合って、より良い地域づくりに取り組んでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働の考え方を共有し、周知することで協働の機運を醸成する。 ● 市民と行政が互いの立場を理解し、信頼しあえる対等なパートナーシップを構築する。 ● 市民同士が信頼しあい、協力して暮らせる地域をつくるために、自治会と行政の連携を強化するとともに、市民活動団体の交流を促進する。また、自治会や市民活動団体に対し、柔軟な制度運営に努めながら支援を行う。 ● 市民の交流の場として桜井市まほろばセンターの運営や子ども広場の適正管理を行う。 ● 広報紙やホームページ等で、自治会への加入を促すための啓発を行う。 				

地域経営 2 情報共有の充実


			担当部	市長公室	
施策番号	地域経営 2	施策名	情報共有の充実	主担当課	行政経営課
関連組織	総務課、イノベーション [※] 推進室、議事課				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市公式 SNS（X、LINE[※]等）を活用し、広報紙やホームページとは違った視点での情報発信を行うとともに、職員への操作研修やセキュリティ研修を実施することで、一層の内容の充実を図っている。 ● 本市の広報に年 4 回「議会だより」を掲載し、本市ホームページで会議録及び本会議・委員会の議会映像（録画）を配信している。 ● 本会議・委員会を本庁一階ロビーにて、ライブ配信をしている。 ● 既存システムや規程類でのセキュリティ対策を講じている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が必要としている情報の把握と迅速な情報提供を行うため、内容に応じた職員の情報提供能力の向上と、市民目線に立った情報発信方法の検討と行政内部の取組体制の整備が必要である。 ● ホームページの構成と運用を見直し、より情報を取得・発信しやすい環境への更新が必要である。 ● ホームページ上で議会を視聴できるということについて、市民への広報活動を強化する必要がある。 ● 議会だよりの充実や、映像配信によって議会の役割や重要性等の理解や関心を高め、より開かれた議会の実現を図る。 ● 既存システムや規程類の定期・随時の更新が必要である。 				
市民生活の目標像	市民や行政が多様な情報手段を有効に活用し、情報の受発信を積極的に行っている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル情報技術についてはその双方向性を活用し、行政情報や防災情報等の積極的な発信・提供とともに、行政と住民相互の情報の受発信の促進を図る。 ● 市役所で保管している住民情報をはじめとした情報資産について、適正な情報セキュリティ[※]対策を講じ、かつ、職員の利便性の向上や効率化を図るためのシステムや体制を整える。 ● 広報紙や SNS 等の多様な手段を効果的に活用し、本市の特性や、市民生活に関する情報を発信する。 ● ホームページを刷新し、全ての利用者にとってより分かりやすく、必要な情報を迅速に見つけやすくなるよう、利便性の向上を図る。 ● 議会の映像を配信することにより、議会の役割や重要性等の理解や関心を高め、より開かれた議会の実現を図る。 ● 市役所で所有する公開可能なデータを 2 次利用できるものとしてホームページ上に公開し、事業者等がそれを活用することによって地域の活性化や課題解決等を図る。 				

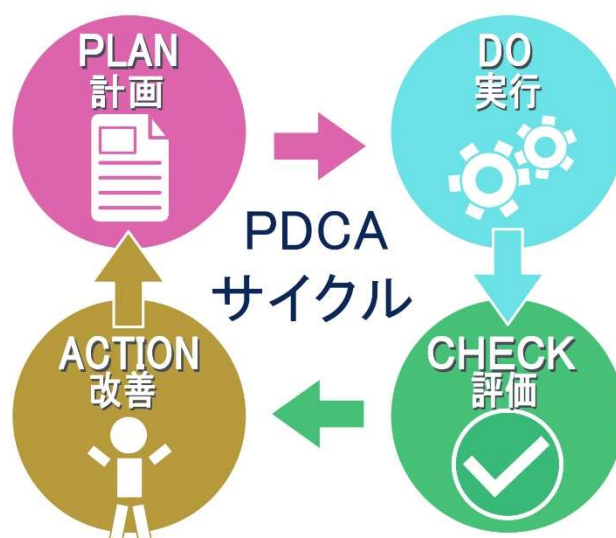
地域経営3 広域行政の推進

				担当部	市長公室
施策番号	地域経営3	施策名	広域行政の推進	主担当課	行政経営課
関連組織	秘書課、環境総務課				
SDGsへの対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 奈良県とのまちづくり連携協定を締結し、補助金を活用しつつ、5つの地区においてまちづくりを進めている。 ● 奈良県広域消防組合に加入し、段階的に消防力の強化を進めている。 ● 3市3町3村により東和医療圏を構成し、高齢化社会の到来に対応するための医療体制を構築している。 ● 国民健康保険の県単一化に参画することにより、財源の安定と事務の効率化に取り組んでいる。 ● 県域水道事業等の統合に合意し、令和7（2025）年4月より奈良県広域水道企業団として水道事業を運営している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外からの観光客誘致のため、奈良県及び奈良県の南北軸と東西軸に沿った周辺市町村と一層連携を強化し、観光ルートの設定や体験メニューの開発を行う必要がある。 ● 住民ニーズが多様化・複雑化する中において、行政区域を越えた共通課題を効率的に解決するため、周辺市町村との広域連携を推進する必要がある。 				
市民生活の目標像	周辺市町村と連携して事務の効率化を進め、住民ニーズや地域の課題に迅速・柔軟に対応している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光旅客や地域住民の移動手段の確保・維持、利便性向上のため、周辺市町村との地域公共交通の連携に向けて検討を進める。 ● 既に取り組んでいる奈良県及び県内市町村との広域連携事業については、その連携を深化させるとともに、新たな事業についても、積極的に連携の可能性を模索する。 ● 単独の自治体による行政のフルセット主義から脱却し、周辺市町村との連携による事務の共同処理と公共施設の相互利用を図る。 				



地域経営 4 行政経営の適正化

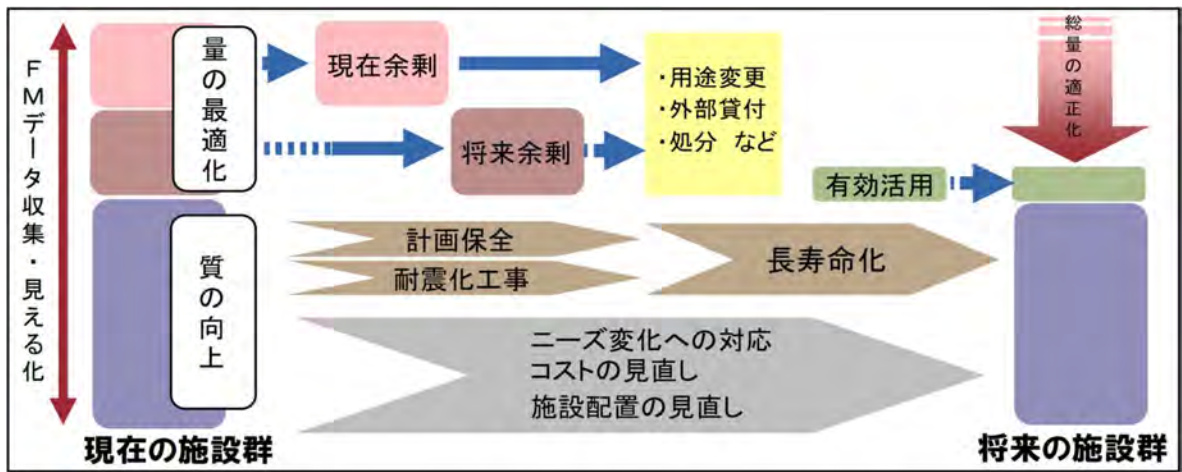
				担当部	市長公室
施策番号	地域経営 4	施策名	行政経営の適正化	主担当課	行政経営課
関連組織	秘書課、総務課、管財契約課、イノベーション推進室、議事課、選挙管理委員会事務局				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政内での事務事業評価並びに施策評価とともに、外部有識者による外部評価を毎年度実施することにより、業務の適切な進行管理に努めている。 ● 業務の効率化や行政手続きの簡素化を図るため、行政のデジタル化を推進している。 ● 本会議等の議事次第の作成や資料収集を行う。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政のデジタル化推進にあたって、デジタル人材の育成や確保、職員の機運醸成が必要である。 ● 将来的な人口減少やそれに伴う税収減が見込まれることから、限られた行財政資源を有効に活用することが求められる。 ● 引き続き円滑な議会運営及び議会活動が行われるよう支援に努める必要がある。 				
市民生活の目標像	組織の効率化や情報通信技術の活用により、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術や AI 等の活用による行政サービスの利便性向上や業務効率化を図るため、DXの推進体制を構築し、窓口改革をはじめとした地域課題に応じたデジタル実装の取組を計画的に進めていく。 ● 限られた行財政資源を有効に活用するため、組織の見直しとともに、施策の効果検証を適切に行うことで、各施策の優先度や重要度を明確にすることにより、一層の事務事業の選択と集中を図る。 ● 本市への移住、就業等を支援するため、また、本市の関係人口を増やすための情報発信や支援を行う。 ● 円滑な議会運営及び議会活動が行われるよう支援を行う。 				



地域経営 5 効率的な行財政運営の推進

			担当部	総務部	
施策番号	地域経営 5	施策名	効率的な行財政運営の推進	主担当課	財政課
関連組織	行政経営課、人事課、総務課、イノベーション推進室、管財契約課、税務課、市民課、出納課、監査委員事務局				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 歳入が伸び悩む一方、扶助費等の経常支出額は増加傾向にある。 ● 改訂した「公共施設等総合管理計画」や「公共施設再配置方針アクションプラン[*]」等に基づき、面積総量縮減の目標に向けて取り組んでいるが、目標が実現できるペースでは進んでいない。 ● 内部システムのセキュリティ強靱化に取り組み、住民情報を取扱うネットワークとインターネット接続ネットワークを切り離し、住民情報等の保護に努めている。 ● 公金の支出等に関する市民の関心が高まっているため、公金出納事務をはじめとする会計事務を適正、効率的に行うこと、また予算の適正かつ確実な執行が求められている。 ● 住民の利便性の向上とともにマイナンバーカード[*]の付加価値を上げるため、平成 29（2017）年 7 月より証明書のコンビニ交付を開始し、政府マイナポイント事業によりカードの保有率向上につながった。令和 6（2024）年 12 月 2 日以降の健康保険証新規発行停止の影響もあり、カードの申請が再度増加しており、保有率は全国平均とほぼ同率となっている。市役所への来庁が難しい方を対象に、令和 5（2023）年 11 月から戸別出張申請を開始し、保有率向上に努めている。 ● 水道未普及地域が存在している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 扶助費や公債費、人件費といった固定経費の占める割合が高いことから、経常収支比率[*]が恒常的に高く、行政課題への迅速・柔軟な対応が困難である。 ● 税制改正に対応しつつ、課税客体の把握・収納徴収業務の推進により市税収入確保に努める必要がある。また、卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金についても、自主財源確保のために引き続き獲得の努力を継続する必要がある。 ● eTAX[*]を活用した公金収納は、市税（国民健康保険税含む。）に令和 5（2023）年度から導入しているが、その他の公金については令和 6（2024）年度現在で未導入であり、導入の推進が必要である。 ● 人口減少や少子高齢化[*]が進行する中、公共施設の維持管理経費や更新費用の捻出が困難である。 ● 官民連携等の手法を検討するとともに、優先順位を付けて取り組んでいく必要がある。 ● マイナンバーカード交付促進に向け、取組内容の見直しや交付体制を整備する必要がある。 ● 職員の急な退職に伴う職員確保が困難であり、特に近年専門職の人員確保が難航し、職員の欠員が発生している。 ● 水道未普及地域への対策が必要である。 				
市民生活の目標像	市民は、公平な負担のもとに税金が活用され、行財政事務の改善・効率化を図ることにより、適切な行政サービスを受けている				



取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税客体の把握、収納及び徴収業務の強化、ふるさと寄附金の一層の獲得を通じ、市税をはじめとする自主財源、歳入全般の確保に努めるとともに、税金の効率的かつ効果的な活用を図る。 ● 中期財政計画（財政見通し）に基づく事業の選択と財源の集中により、財政の健全化を図る。 ● 予算編成における選択と集中、行財政改革、ファシリティマネジメント[※]等の推進により、経常収支比率の改善に取り組む。 ● マイナンバーカード保有率の向上を目指し、コンビニ交付のPRやカードの利便性について、住民への一層の周知を図るとともに、市役所をデジタル化の拠点としたまちづくりを推進する。行政が実施する全ての事業の目的や成果、優先度、進捗状況等を的確に分析し、情報化の推進を図り、税金の適切な活用を行う。また、将来負担・財政リスクを踏まえた確実な計画・公金支出に対する確実な審査、及び執行管理を行う。 ● 少子高齢化による将来の人口減少や財政見通し等を踏まえ、公共施設の保有総量削減・最適化、有効活用、質の見直し、PPP/PFI[※]の活用検討について積極的に取り組み、本市の人口規模・財政規模に見合った公共施設の最適配置を図る。 ● 全ての職員が、自分の所属部署に関わらず、市民に対して適切に対応できるように、専門知識の習得や行政能力、接遇能力の向上等を図る。 ● 職員の心身の健康保持増進のための健康管理について見直しを図り、効率的かつ効果的な健診を行うことで、職員の健康面でのサポートを行う。 ● 採用者確保に向け取り組みを実施する。 ● 水道未普及地域への対策として、上水道以外の給水方法について検討する。
-------------	--



FM 推進方針構想図

分野：1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】



分野 1 - 1 観光の振興

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1 - 1	施策名	観光の振興	主担当課	観光まちづくり課
関連組織	商工振興課、都市計画課				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光協会の SNS 等による情報発信や観光アプリを活用したプロモーションを行い、観光デジタル化の推進を行っている。 ● 東京フォーラムや各種イベントにおけるブース出店等により本市の情報発信を行っている。 ● 行政・地元・長谷寺等で構成された長谷寺門前町周辺地区まちづくり協議会や、行政・都市再生推進法人・地元・地元関係団体等で構成された桜井駅周辺地区まちづくり連絡会議があり、事業の検討を行っている。長谷寺門前町周辺地区においては、奈良県による白河バイパス事業化の有無に注視し、事業化後の対応について準備を進めている。 ● 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めていくにあたり、実際に事業を行うための課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していくため、「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」を設立し、各種事業を進めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● SNS 等を活用した、旅マエ、旅ナカに必要な情報発信が十分ではない。また、観光アプリの活用が十分ではない。 ● 大人数のツアー観光客等に対応できる飲食店やお土産施設が少ない。 ● 市内には多くの特産品が存在しているが、地域資源として活かされていない。 ● 観光地までの 2 次交通の充実が必要である。 ● 観光関連団体間の連携不足、外国人旅行者に対する受け入れ環境の改善が必要である。 ● 観光客の多様なニーズに対応する体験型コンテンツの充実が必要である。 ● 長谷寺参道の歩行者の安全性の確保と通過交通の排除が課題である。 ● 市の玄関口である桜井駅周辺地区では、空き家や空き店舗の増加により、中心市街地の空洞化が起り、地域の魅力・活力が低下し、賑わいが失われている。 ● 大神神社参道周辺地区の賑わい作りの核として、参道沿いの商業施設誘致を計画しており、事業手法としては民間の資金、活力を活用し、官民が一体となって当事業の実現に向けた検討を進めるため、まちづくり会社との連携を図る必要がある。 				
市民生活の目標像	市民が本市の歴史や食や文化を深く理解し、その魅力を発信することで、来訪者は市内をめぐりながら地域との交流の中で観光を楽しんでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の観光の姿を描く「桜井市観光基本計画」をもとに新たな観光にも戦略的に取り組み、本市への誘客を図る。 ● 本市への郷土愛の醸成を図るため、本市の誇れる歴史文化遺産はもちろん、本市の魅力や新たな価値を、市民に対して積極的に啓発する。 ● 観光消費を高めるために、滞在型観光[*]の推進を図る。 ● 周辺市町村との連携により、山の辺の道や世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」等のテーマ性をもった魅力的な広域周遊ルートを形成し、県外や外国からの観光客の誘客を図るとともに、特に中南和地域での周遊促進に向けた観光ルート形成に努める。 ● 首都圏や中京圏から多くの観光客が来訪して長期間滞在してもらうために、観光客のニーズに沿った本市ならではの高品質な体験や価値を提供し、更に観光客の満足度を上げるために、本市を訪れる人に快適な滞在を楽しんでもらえるよう、受け入れ体制の整備に努める。 ● ツアー造成や効果的なプロモーション活動を通じて、本市を訪れる外国人を含む観光客の増加を図り、観光客の観光需要を顕在化させることで、受け入れ環境整備等、民間を中心とした投資の促進を図る。 				

- 国内外の観光客に新たな来訪目的を提供するため、NAFIC を中心とした「ガストロミーツーリズム」、山の辺の道を中心とした「アグリツーリズム」、桜井駅周辺を発着する「サイクルツーリズム」等の事業を推進する。
- 歩きたくなる参道の実現に向けて、一般車両の流入抑制(モール化)やモビリティ活用等、長谷寺参道における歩行者の安全性確保のための手法を検討する。
- 桜井駅周辺地区においては、市内観光の結節点という地域特性を活かし、本市の中心拠点として、地域の振興や機能強化を図り、地域の賑わいを再生する。
- 大神神社参道沿いの商業施設誘致を行うため、まちづくり会社と連携を図るとともに、来訪者を三輪のまちなかへ誘客するための仕掛けづくりを検討する。





分野 1 - 2 農林業の振興

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1 - 2	施策名	農林業の振興	主担当課	農林課
関連組織	商工振興課、農業委員会事務局				
SDGs への対応	    				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者への支援や、担い手への農地集積を進めている。耕作放棄地※については、農業委員会や桜井市地域農業再生協議会と連携しながら、農地の再生に努めている。 ● 奈良県猟友会桜井支部と連携しながら、中山間地域を中心に、イノシシやシカ等の有害野生鳥獣の捕獲に努め、営農意欲の低減を防ぎ、同時に市街地への被害拡大を防止している。 ● 森林環境譲与税を活用し、森林の管理に努めている。 ● 防災重点農業用ため池の防災対策事業化に向け、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行っている。 ● 市町村治山事業による県費補助メニューが存在するが、現状事業化には至っていない。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化や後継者不足による農業従事者の減少に対し、新たな担い手農家の育成や、若者が魅力を感じるような、新たな農業の仕組みづくりが必要である。 ● これまで有害野生鳥獣防除事業を実施してきたが、中山間地区以外の平野部の圃場※や市街地において、野生鳥獣による人的被害等が拡大していることから、さらなる有害野生鳥獣対策事業の強化が必要である。 ● 林業については、森林経営管理法に基づき、情報集積、意向調査の実施、所有者不明の山林調査や境界確定等が必要である。 ● 防災重点農業用ため池の防災対策等に係る整備計画の作成、地元負担割合の決定及び防災対策等を円滑に進めるためには、財源やマンパワーを確保することが必須事項である。 ● 市町村治山事業化を進めるためには、財源やマンパワーを確保することが必須事項である。 				
市民生活の 目標像	農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力が生まれている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・県の施策や各種団体等と連携し、農業経営の安定化による後継者・新規就農者の育成を図るとともに、2次・3次産業※との融合等を通じて、地域内外の需要の安定確保と農産物の高付加価値化を進める。 ● 安倍地区にある NAFIC 周辺地域においては、地元の賑わいづくり協議会と協力して、農業による地域の活性化について検討を進める。 ● 奈良県や関係機関との連携を図り、魅力ある農業を確立する。また、NAFIC 卒業生等の若者の就農を進め、農業を軸とした地域の活性化を行う。 ● 効率的な農業の振興に向けスマート農業の導入を支援する。 ● 鳥獣対策の補助事業を広く周知する。また、放置果樹の撤去等、個人でも取り組める鳥獣対策を情報発信する。 ● 森林経営管理法に基づき、桜井市森林経営管理基本計画を策定する。また、森林環境譲与税を財源として、森林所有者による林業経営の管理、治水機能をもった災害に強い山林の整備に向け間伐・保育を促すとともに、木材の新たな活用方法等についても調査・研究を行い、2次・3次産業等と連携した新たな6次産業化製品の創造に努める。 ● 治山事業や防災対策等を円滑に推進するための財源確保や人材の確保を国・県や庁内と連携して行い事業化に努める。 				

分野 1 - 3 工業の振興

				担当部	まちづくり部
施策番号	1 - 3	施策名	工業の振興	主担当課	商工振興課
関連組織	観光まちづくり課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業の振興と安定のため、関係団体に対して補助金を交付しており、特に三輪素麺については、国や奈良県の交付金等を活用し、本市の魅力の発信と地域の振興を図るためのPRイベントを開催している。また、のぼり旗・ポスターを作成し、啓発活動を行っている。 ● 桜井らしい個性と魅力を持った、様々な素晴らしい産品（資源）を認定することにより地域ブランド化し、ふるさと納税[※]の返礼品への登録等により産品をPRすることで、地域経済の活性化並びに本市の知名度の向上に向けた取組を行っている。 ● 中小企業の生産性向上の実現のため、先端設備等導入促進基本計画の認定を受けた中小企業者に対し、償却資産に係る固定資産税の特例措置等の支援を講じている。 ● 事業用地等登録制度を策定し、売却・賃貸を予定している産業用地等の情報を登録し、立地を希望する企業等に情報提供を行う体制を整えている。 ● 企業誘致の新たな受け皿となる産業用地創出の可能性を検討し、実現に繋げるため、可能性調査を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 三輪素麺をはじめとする本市の特産品は、販売量最多の競合他ブランドの存在や、他地方のものとの差別化が不十分なため、競争力が高いとは言えないことから、これらの地域資源を活用するためには、ブランド力の向上が必要である。 ● 少子高齢化による人手不足・後継者不足等の厳しい経営環境に対応するため、老朽化が進む設備について生産性の高い設備に切り替え、労働生産性を高める必要がある。 ● 事業用地等登録制度を策定したが、土地等の登録が進んでいないため、制度のさらなる周知が必要である。 ● 可能性調査を受け、市として候補地を選定することが必要である。 				
市民生活の目標像	地場産業とともに新たな産業が根付き、他の産業とも連携した地域の産業の振興が図られている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業については、他の製品との差別化・ブランド化により、競争力の強化を図ることが求められることから、中小機構による支援や、国から認定を受けた経営発達支援計画に基づき、本市商工会と連携して対策を講じる。 ● 市内の中小企業が抱える人手不足・後継者不足等に対応するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ切り替え、労働生産性を高める事業への支援を行う。 ● 本市の産業全体の活性化を促すための工業系企業の誘致については、本市の歴史的背景や美しい景観、自然環境等に配慮するとともに、道路等のインフラ整備について関係機関と連携しながら、情報の収集・発信を充実する。 				

分野 1 - 4 商業の振興

				担当部	まちづくり部
施策番号	1 - 4	施策名	商業の振興	主担当課	商工振興課
関連組織	観光まちづくり課				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めていくにあたり、実際に事業を行うための課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していくため、「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」を設立し、各種事業を進めている。 ● 桜井駅前の市有地にホテルを誘致し、滞在型観光を推進することで、市内での経済波及効果を高めている。 ● 中小企業の経営安定・改善と商工業の振興を図るために、中小企業に対して融資対策事業を行うとともに、本市商工会の行う経営講習会等の事業に対して補助を行っている。 ● 商店街の賑わいづくりのため、商店街まちづくり活性化補助金制度を利用して、商店街が開催するイベント等に補助を行っている。 ● 中和幹線沿道大福地区について、企業誘致に向けた取組を積極的に進めており、今後も開発が見込まれる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 官民が一体となって、大神神社参道周辺地区への商業施設誘致を実現するために、まちづくり会社との連携が必要である。 ● 滞在型観光を進めているものの、桜井駅周辺に飲食店やお土産物店が少ない状況である。 ● 人口減少や高齢化が進むとともに、インターネットによる購買方法等の変化により、市内小売業者の販売金額が伸び悩んでいることから、中小企業や小規模事業者等への支援が必要である。 ● 商店街では、経営者の高齢化や後継者不足等により空き店舗が増加し、商店街としての魅力低下が問題となっているため、まちづくりと連動した商業の振興が必要である。 ● 人口減少や高齢化が進むとともに、インターネットによる購買方法の変化により、市内小売業者の販売金額が伸び悩んでいることから、中小企業や小規模事業者等への支援が必要である。 ● 誘致企業との有効な関係を維持しながら、余剰地の活用、企業誘致地区の拡大に向けた取組みが必要である。 				
市民生活 の目標像	人が集まりにぎわい、商業者が活気にあふれている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 大神神社参道沿いの商業施設誘致を行うため、まちづくり会社と連携を図るとともに、来訪者を三輪のまちなかへ誘客するための仕掛けづくりを検討する。 ● 大福地区企業誘致条例や、ホテル及び旅館の誘致条例に基づき奨励金の交付を行うとともに、桜井駅前エリアについては、誘致したホテルを核とした商業活性化の取組を促進する。 ● 中小企業や小規模事業者の競争力と事業継続性の強化を支援することにより、経営基盤の安定を図る。 ● 国・県の施策に関する情報提供を行い積極的な活用を促すとともに、地域の商業者を牽引するリーダーの育成や、まちづくり事業と連動した、空き店舗を活用した起業の支援や新たな公共ニーズへの対応、また、地産外消のきっかけをつくる各種地場産業のアンテナショップ等、市内の商業の活性化を支援する。 ● 中和幹線沿道大福地区の企業誘致を推進するため、規制緩和を前提に、用途地域や地区計画の変更等を検討する。 				


分野 1 - 5 雇用・労務対策の充実

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1 - 5	施策名	雇用・労務対策の充実	主担当課	商工振興課
関連組織	-				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークと連携し、就業情報や技能講習会等について、広報紙等により広く情報提供を行うとともに、就職面接会を開催している。 ● 新たな雇用の創出のため、雇用対策協議会会員事業所のパンフレット等の情報を、希望する県立高校へ送付している。 ● 企業誘致により立地した企業に対し、市民の優先雇用の働きかけを行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク等の関係機関と連携して雇用対策の充実を図り、更なる職場環境の改善や福利厚生等の充実等を図る必要がある。 ● 有効求人倍率は求人が求職よりも多い売り手市場となっているが、職種のミスマッチや、市外の企業への就職等により、必ずしも本市での採用人数の増加にはつながっておらず、市内の人手不足を解消するため、外国人労働者の受け入れ拡大の検討が必要である。 ● 地場産業の低迷により働く場が少なくなっているため、地場産業振興の取組を行いつつ、市内在住者に対し、幅広く安定的な雇用を創出できる企業を誘致する必要がある。 				
市民生活の目標像	市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク等の関係機関の行う技能講習会等や就業情報について、広報紙等による周知とあわせポスターの掲示やパンフレットの配置等を行い、広く情報の提供を行うことで市民の就労を支援する。 ● 本市の労働状況等、各種統計調査の結果から現状と課題を把握し、地域の実情に合った労働行政に取り組む。 ● 地場産業の振興の取組を進める一方で、企業誘致等により立地した企業に対し、市民の優先雇用の働きかけを行うとともに、一層の雇用の拡大につなげるため、地元及び関係機関と連携して、用途地域並びに地区計画変更の調整を進め、商工業系企業の出店率の向上に努める。 				




分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

分野2-1 健康づくりの充実

			担当部	福祉保健部	
施策番号	2-1	施策名	健康づくりの充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	高齢福祉課、保険医療課				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康日本 21（第三次）の取組分野にある、「栄養・食生活」・「身体活動・運動」・「飲酒」・「喫煙」・「歯と口腔の健康」を中心に住民啓発や健康教育を実施している。 ● 生活習慣病対策では、各種検診の企画・準備・事後処理を実施している。また、ハイリスク者への事後指導を実施している。 ● 住民主体の通いの場において、身体づくり・地域の支えあいを目的に住民への後方支援を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の健康寿命[※]を延伸するため、自身の健康状態を意識し、主体的に健康の保持・増進に努められるよう、健康づくり事業を推進する必要がある。 ● ライフスタイルの変化、地域や家族関係の希薄化による生活力等の未成熟性があり、健康的な生活習慣の確立のための取組が必要である。 ● 市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防を心がけられるような意識の醸成や環境整備が必要である。 ● がん検診の受診率や特定健康診査の特定保健指導実施率は目標に対して低い状況で疾病予防のための経年的な健診受診と、その後の重症化・合併症予防のための生活習慣の改善が実行継続できる仕組みづくりが必要である。 ● 市民が、「食」に関する知識と行動選択できる力量形成のための食育[※]の推進が必要である。 ● 住民主体の通いの場が充実してきている中で、住民のモチベーションを維持するための、行政の後方支援の在り方について検討が必要である。 				
市民生活の目標像	健康寿命を大きく伸ばすために、市民の一人ひとりが主体的に、生涯を通じた生活習慣の改善と健康づくりに取り組んでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 「誰もが手軽に健康づくりができるまち」を基本理念に、市民が健康的な生活習慣の重要性に理解と関心を深め、生涯にわたり自身の健康状態を意識し、主体的に健康の保持・増進に努められるよう、健康づくり事業を推進する。 ● 乳幼児期からの心身の健康づくりのため、保護者世代への周知・啓発を強化する。 ● 予防可能な脳血管疾患、糖尿病性腎臓病等を抑制するため、重症化予防対策を推進する。 ● 生活習慣病・がん疾患発症予防のための啓発・教育事業を推進する。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種検診の受診率向上と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援する。 ● 食による健康への影響についての理解を深め、食の大切さを意識し、健全な食の実践に取り組めるよう、保健指導と関係機関の連携を引き続き推進する。 ● 感染症[※]予防に対する正しい知識や情報等について、関係機関と連携しながら普及啓発を図る。また、感染症の発生とまん延を予防するため、予防接種率の向上に努める。 				

分野 2 - 2 地域福祉の充実

			担当部	福祉保健部	
施策番号	2 - 2	施策名	地域福祉の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	-				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的支援体制※の整備として 4 中学校区に地域福祉相談員を配置し、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な地域生活の課題について解決を図っている。 ● 社会福祉協議会が中心となった幅広い福祉ボランティア活動の活性化や組織の強化と充実を図るため、社会福祉協議会の行う地域福祉事業に対して補助を行っている。 ● 地域における福祉活動に取り組んでいる民生児童委員や各種団体に対して補助を行っている。 ● 犯罪や非行のない明るい社会を築くため啓発を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に密着した活動を通して把握された、住民が抱える生活課題に関する相談について包括的に受け止め、情報提供や助言を行うため、支援機関との一層の連携強化が必要である。 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる場や、地域福祉を推進するために地域の課題を包括的に受け止める場を整備することが必要である。 ● 地域に根ざした福祉活動を展開するため、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア活動を推進することが必要である。 				
市民生活の目標像	市民が地域の中でともに支え合って安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の実現のため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、世帯全体の複合的な地域課題を「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりを進める。 ● 地域に密着して活動を行っている民生児童委員を中心に、一人暮らしの高齢者世帯や子育て中の世帯等への「声かけ」や「安否確認」等の助け合いの仕組みを作ることで、個人が社会から孤立することを防止できるよう地域ネットワークづくりを進める。 ● 福祉ボランティアに対する関心や興味を育て、人材を幅広い層に広げていくとともに、実際の活動に結びつけるため、関係団体との協力体制を構築し、市民、事業者等、多くの活動主体との情報共有を進める。 				







分野 2 - 3 障害者福祉の充実

			担当部	福祉保健部	
施策番号	2 - 3	施策名	障害者福祉の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	保険医療課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者自立支援事業として、障害福祉サービスの支給決定及び障害者医療の充実を図り、地域生活支援事業として、障害者等にかかる相談支援、手話通訳等の意思疎通支援、日常生活用具給付扶助、移動支援等を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の現状や課題に関する周知が不足している。 ● 相談する専門的知識を有する者が不足している。 ● 障害者も地域社会を形成する一員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定のもと、地域のあらゆる活動に参加できるよう支援し、障害者一人ひとりの状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう、各種サービスを充実させる必要がある。 ● 障害各分野（身体・知的・精神）に応じた企業理解や就労条件整備が不足している。 ● 相談支援機関やサービス事業所との連携が不足している。 				
市民生活の目標像	障害を持つ人が安心して、地域とともに生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の現状や課題に関する周知・共有を図る。 ● 相談に対応できる専門的知識を有する者に繋げる。 ● 障害者も地域社会を形成する一員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定のもと、地域のあらゆる活動に参加できるよう支援していくために、障害者一人ひとりの状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう、各種サービスを充実させる。 ● 障害者が地域で安心して暮らせるように、生涯を通じて障害や障害者への理解を深めるための、手話の周知や啓発講座等の福祉教育を推進する。 ● 障害者が地域で安心して暮らせるよう、相談支援事業所等が中心となり、本市の関係機関及び事業所から成る支援体制のネットワーク構築を図る。 				

分野 2 - 4 高齢者福祉の充実

				担当部	福祉保健部
施策番号	2 - 4	施策名	高齢者福祉の充実	主担当課	高齢福祉課
関連組織	保険医療課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型と通所型のサービスは緩和した基準によるサービス（訪問型サービス・活動 A 及び通所型サービス・活動 A）を平成 29（2017）年度から実施している。 ● 専門職による短期間で集中的に行われる通所型サービス・活動 C（短期集中予防サービス）を令和 4（2022）年度から、地域住民が主体となって提供する通所型サービス・活動 B（通所型住民主体サービス）を令和 7（2025）年度から実施しており、訪問型サービス・活動 D については引き続き実施に向けた検討を行う。 ● 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市全体で認知症※高齢者等を見守り、支援するために、認知症への理解を広げることや、地域で認知症を支える人材の育成に取り組んでいる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少と高齢化が急速に進展するなか、介護を必要とする人が増加する一方で、介護の担い手が不足する状況が発生しており、公的サービスだけでなく、地域住民が生活支援の担い手となって、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりが必要である。 ● 介護サービスに依存することなく生活できるよう、多様な通いの場や住民主体の取り組みを充実させる必要がある。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けられるよう、医療機関と介護関係者が連携し、切れ目のない支援体制を構築することが必要である。 ● 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現には、地域における認知症への理解を深めるための普及・啓発活動が必要である。 				
市民生活の目標像	医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム※」が構築され、暮らし方や健康状態の異なる様々な高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な人に必要なサービスが提供できるよう、有償ボランティア等を充実させ、元気な高齢者が担い手となり社会参加できる仕組みづくりを目指す。 ● 高齢者が安心して生活できる社会にするために、市民・関係機関と連携しつつ、介護保険制度※等、高齢者の暮らしに必要な情報を確実に提供する。また、多様な価値観を持つ高齢者の交流機会の充実を図るとともに、在宅で生活ができるための介護予防事業等の充実を図る。 ● 在宅医療・介護の連携を推進する。 ● 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症当事者や家族がつながる場を設ける。 ● 市全体で認知症高齢者等を見守り、支援するために、認知症の理解を広げるための現状の取組に加え、企業等を対象にした認知症サポーター養成講座の開催や、地域で認知症を支える人材育成を行う。 				

分野 2 - 5 子育て支援・こども施策の充実

			担当部	こども家庭部	
施策番号	2 - 5	施策名	子育て支援・こども施策の充実	主担当課	こども支援課
関連組織	こども政策課、保育教育課、社会福祉課、けんこう増進課、学校教育課				
SDGs への対応	   				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の就業等に伴い、こどもを預ける先を探すものの、見つからない保護者が増えている。 ● 保健福祉センター「陽だまり」内に、子育てワンストップ窓口のこども家庭センターにおいて、妊産婦や子育て世帯等に対して、包括的な相談支援を実施している。 ● 親子の遊び場である子育て支援拠点を市内に 3 か所設置しており、利用者は年々増加している状況にある。 ● 低学年（新 3 年生まで）の児童は 1 次募集で受け入れが可能であり、各学童保育所の定員の空き状況により 2 次募集を行っているが、地域によっては待機児童が発生しており、利用希望が多い長期休暇中に待機児童が発生する場合もある。 ● 経済的支援として、こどもの医療費助成を高校世代まで現物給付として医療費の一部助成や、第 2 子の保育料無償化等をしている。 ● 児童虐待の対応件数は減少傾向にあり、軽度や危惧事案が大半を占めているが、緊急度や重症度の高い事案も発生している。 ● 子育て中の親が、それぞれのライフステージに応じて必要とする情報を取得しやすくするため、従来の本市ホームページや公式 SNS、民間情報誌等を活用して積極的に情報を発信している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き方改革により、柔軟な働き方が推進され就業する保護者が増えてきているが、こどもの預け先が見つからず翻弄される保護者も増えている。 ● 相談窓口や支援事業は充実傾向にあるが、支援事業につながらないこども家庭がある。 ● 子育て支援拠点の利用者の中には、子育てへの不安や負担感を訴える人も少なくなく、育児に対しての孤立感を抱える保護者への支援や地域との連携強化が求められている。 ● 学童保育所は、児童数の減少にも関わらずニーズが高まっており、待機児童が発生している地域もあることから、学校の余裕教室活用についても検討を行う必要がある。 ● 要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待の未然防止と、早期発見・早期対応を図るため、関係機関との一層の連携強化が必要である。 ● 児童虐待対応に係る専門的支援の充実と、人材育成の仕組みづくりが必要である。 ● 地域住民や企業、団体が主体的に参画し、結婚・子育てを応援する機運やこどもの健やかな育ちを支える環境を地域ぐるみで形成していくことが必要である。 ● 必要な情報や手続きが分散しているため、それらを必要な子育て世帯に届けられるような仕組みづくりが求められる。 				
市民生活の目標像	子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てが出来る				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの預け先が確保できる取り組みを進める。 ● 妊娠期からの伴走型相談支援の充実とともに、相談窓口の認知の向上や連携支援の強化を図る。 ● 多様なニーズに応じた、全てのこども、子育て家庭への切れ目のない支援の充実を図る。また、地域社会、企業、学校等と連携を引き続き図りながら、こどもや子育てにやさしい社会づくりを推進する。 ● 待機児童の解消のため、学校の余裕教室が使用できるよう教育委員会と連携する。 				

- 子育て世帯の経済的負担軽減及び生活支援の充実を図るため、世帯の経済的状況等に
応じて、手当等の給付や施設・サービスの利用料を一定金額まで無償化する。
- 児童虐待未然防止のために、関係各機関との連携を強化し、早期発見、早期対応に取り
組む。
- 専門的な相談対応等を行うため、体制整備や人材育成等に取り組む。
- 結婚に関する様々な相談に寄り添うことができる体制を構築する。
- 地域全体で結婚や子育てを前向きに捉えられる雰囲気醸成するとともに、住民や団体・事
業者等が協力してこどもの健やかな育ちを支える取組を推進する。
- 子育て関連手続きの DX 推進、子育てに関する SNS 等を活用した情報発信・魅力発信
等、サービスの質の向上に取り組むとともに、これらを通じて子育て世代の定住促進を図る。




分野 2 - 6 保育の充実

			担当部	こども家庭部	
施策番号	2 - 6	施策名	保育の充実	主担当課	保育教育課
関連組織	こども政策課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立・私立の保育所等については、0～2歳児の入所希望が多く、待機児童が増加している。 ● 子育て等に不安を抱く保護者に向けて、在園児に対しては家庭支援を行っており、未就園児の場合はつくしんぼ広場で相談や交流の場を設けている。 ● 障害のある児童に対し、障害の程度を見ながら必要に応じて保育士の加配対応を行っている。 ● 保育士の資質向上のため、研修会等へ積極的に参加し知識や技術の習得に努めている。 ● 令和7（2025）年3月に改訂した「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」に基づき、（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園の整備を進めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 0～2歳児の待機児童の受け入れや、配慮を要する児童への保育士加配等のニーズへの対応には、保育士の増員等が必要である。 ● より良い保育を実施するため、老朽化している公立保育所の改善が必要である。また、幼保一元化に向けた取組を進めていく中で、施設の建て替えや複合化等の検討を進めていく必要がある。 				
市民生活の目標像	未就学年齢児の一人ひとりが、より良い保育・教育を受けることができる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に保育ニーズの高い0～2歳児の受け皿確保のため、小規模保育事業所の設置を検討する。 ● 保育計画の一層の充実と、保育士等の資質向上を図るとともに、担い手不足の解消に向けて、引き続き保育士の募集を行う。 ● 「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」に基づき、少子化等の社会情勢変化に対応し、本市の実情に応じた持続可能な就学前教育・保育施設の整備を進める。 ● 認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を実施する。 				




分野 2 - 7 地域医療体制の充実

				担当部	福祉保健部
施策番号	2 - 7	施策名	地域医療体制の充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	高齢福祉課				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日や夜間に市民等の応急診療を行うため、休日夜間応急診療所を運営し、一次救急医療※体制を確保している。 ● 桜井地区病院群二次輪番制の実施により、二次救急医療体制を確保している。 ● 入退院と在宅療養がスムーズにできるよう、医療・介護連携マニュアルの策定に参画している。 ● 在宅医療・介護連携推進のための研修会、講演会を開催している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 切れ目のない在宅医療の仕組みを十分に構築できていない。 				
市民生活の 目標像	必要時に医療や介護制度の情報を得ることができ、適切なサービスを受けることができる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹病院との連携を支え、休日・時間外の二次救急医療体制の維持・充実を図る。 ● 地域の医療・介護の資源を把握し、住民が必要時に情報を得ることができるよう資源マップを作成し、啓発を行う。 ● 切れ目のない在宅医療と在宅介護を提供する体制を構築・支援するために、引き続き連携マニュアル策定会議に参画する。 ● 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議できる仕組みづくりを行う。 ● 在宅医療・介護連携に関する相談支援が行える窓口の設置を行う。 ● 顔の見える関係づくりや専門職のスキルアップを目指すために、医療・介護関係者の研修を開催する。 				




分野 2 - 8 市民の生活支援の充実

			担当部	福祉保健部	
施策番号	2 - 8	施策名	市民の生活支援の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	こども政策課、保育教育課、学校教育課				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護者に対し、各扶助の支給により最低限度の生活を保障しつつ、自立に向けた支援を実施している。 ● 保健福祉センター「陽だまり」に生活困窮者自立相談支援機関「桜井市くらしとしごと支援センター」を設置している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図り、「桜井市くらしとしごと支援センター」との連携を強化し、生活困窮者の自立支援を促進することが必要である。 ● 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図る必要がある。 				
市民生活の 目標像	誰もが各自の能力を活かしながら、経済的にも精神的にも自立して生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の経済的給付の生活保護制度に加え、生活困窮者や被保護者の状況・自立阻害要因を把握した上で、ハローワークや「桜井市くらしとしごと支援センター」等と連携し、就労支援や、相談窓口への取次ぎ等、一人ひとりに応じた具体的な内容の自立支援策を提供できる仕組みづくりを進める。 				




分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

分野3-1 幼児教育の充実


			担当部	こども家庭部	
施策番号	3-1	施策名	幼児教育の充実	主担当課	保育教育課
関連組織	教育総務課、こども政策課、学校教育課				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 命や人権を大切にしようとする意識を育む教育を推進している。 ● 一人ひとりを大切にする教育を行うため、教職員の資質向上、保育・教育方法の改善等のための研修を推進し、楽しい保育、楽しい園づくりに取り組んでいる。 ● 幼稚園、保育所の教職員が互いの施設に出向き、保育参加を行っている。また、幼稚園・保育所の教職員が合同での研修会を開催している。 ● 令和7（2025）年3月に改訂した「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」に基づき、（仮称）旧学校給食センター等敷地認定こども園の整備を進めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもに関わる様々な課題に対応するための研修を充実する必要がある。 ● 一部園舎の老朽化が進んでいる。 ● 保育・教育ニーズの多様化に対応した教育環境の充実が必要である。 				
市民生活の目標像	未就学年齢児の一人ひとりが、より良い保育・教育の機会を受けられる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育現場の環境の変化に伴う様々な課題に対応するため、教職員が自己啓発できる様々な研修を、園内・園外で実施する。 ● 「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」に基づき、少子化等の社会情勢変化に対応し、本市の実情に応じた持続可能な就学前教育・保育施設の整備を進める。 ● 認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を実施する。 				



分野3-2 学校教育の充実

			担当部	教育委員会事務局	
施策番号	3-2	施策名	学校教育の充実	主担当課	学校教育課
関連組織	教育総務課、社会福祉課、こども政策課、保育教育課				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力学習状況調査を行っている。 ● 現代的な課題（いじめ、不登校、規範意識の低下等）に対応し、誰もが等しく学ぶことができる環境づくりに努めている。 ● 命や人権を大切にしようとする意識を育む教育を推進している。 ● 教職員が ICT を効果的に運用するための保守・管理体制を強化している。 ● こどもたちの教育効果を高めて学習理解を助けるために、必要な教材等の整備を行っている。 ● 教職員の資質向上のため、研修会を開催している。 ● 生活に困窮する児童生徒と、特別支援学級に在籍する児童生徒への就学援助を行っている。 ● 学校給食センターでの給食提供に関し、SPC※、運営事業者と連絡調整を密にし、給食提供及び維持管理を適切に行っている。 ● 児童生徒数の減少が見られる。 ● 郷土を愛し、自然や歴史文化遺産を愛護し、豊かな文化を創造する人間の育成に努めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力を向上させるためには、継続的に児童生徒の学習状況を把握する必要がある。 ● いじめ、不登校、差別発言等に対応するための積極的な生徒指導、人権教育を推進する必要がある。 ● カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向にあり、相談内容も多様化しており十分な対応が困難である。 ● 学校現場の多岐にわたる教育課題の解消には、市費の教職員（市費講師、支援員等）の拡充が必要である。 ● ICT 環境を整え、適切に活用した学習活動の充実を図る必要がある。特に、教職員に高速ネットワーク環境や一人一台のパソコン端末を活用した学習を行うためのスキルが十分ではない。 ● 学校の小規模化が進む中、学校規模の適正化を図っていく必要がある。 				
市民生活の目標像	こどもたち一人ひとりが、安全・安心で充実した学校教育が受けられる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 奈良県及び本市の課題である学力・規範意識向上に向け、児童生徒の学力や学習状況を把握するため、全国学力学習状況調査を実施し、その結果分析等に基づき ICT 機器等を活用して授業改善を図る。 ● 学校現場における様々な課題（いじめ、不登校、規範意識の低下等）に対応するため、より効果的な教職員研修を実施する。 ● 適応指導教室や関係機関との連携を図り、不登校となっている児童生徒への学校復帰に向けた取組を充実させる。 ● カウンセリングを必要とする児童生徒の増加傾向や、相談内容の多様化に対応するため、スクールカウンセリングの充実を図る。 ● 「GIGA スクール構想※」における ICT 教育の環境を、常に最適なものにする。 ● 学校として望ましい規模の確保を図りながら、これからの少子化に対応した、新しい学校づくりを推進する。 				

分野3-3 生涯学習の推進

			担当部	教育委員会事務局	
施策番号	3-3	施策名	生涯学習の推進	主担当課	社会教育課
関連組織	中央公民館				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な世代や多様化する学習意欲に応じて、学びと交流の場を提供するため、各種の生涯学習講座等を開講している。 ● 中央公民館や図書館等の社会教育施設は人々の学習活動の拠点として運営している中、現在、文化芸術活動の場である市民会館は休館している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族のあり方が変化し、生活環境が多様化しているため、来館可能な市民が限定化している。 ● 講座のテーマは、文化だけに限らず、幅広い年齢層に対して、様々な分野の自発的な学習を促進できるような魅力ある講座等を検討していく必要がある。 ● 公民館や図書館等の社会教育施設や市民会館について、そのあり方や設備整備等の方向性の確立が課題である。 				
市民生活の目標像	生涯を通して様々な学習機会が用意されており、そこで得た学習成果を個人の生きがいや地域づくりの活動に活かしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の多様化する生涯学習への要望に対応し、地域の実情にあった学習機会等の充実を図る。 ● 生涯学習を通じて指導者となり得る人材の発掘等、地域づくりのための活動支援を行う。 ● 市民が図書館に来館する機会を創出するため、講演会等を開催する。 ● 社会教育施設等の耐震化や老朽化の問題に適切に対応する。 				




分野3-4 生涯スポーツの推進

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	3-4	施策名	生涯スポーツの推進	主担当課	社会教育課
関連組織	-				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 約 50 年前に整備された芝運動公園運動場をはじめ、約 40 年前の「わかさ国体」開催時に建設された各種体育施設・設備・用具が経年劣化している。 ● こどもたちを始めとする若者の競技力向上や体力づくりをはじめ、多世代の方がスポーツを身近なものとして感じ、気軽に参加できる体制づくりを行い、事業を遂行している。 ● スポーツへのニーズに対応するため、スポーツ指導者やボランティア、地域におけるスポーツリーダーの育成に取り組んでいる。 ● 市民体育大会を始めとする各種既存体育イベントの見直しの検討、また国の方針により部活動の地域移行を準備している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 13（2031）年度に奈良県で開催予定である「国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会（以下「国スポ等）」に合わせ、選手・関係者・来訪者のため、快適な空間づくり整備が必要である。 ● 利用する市民が安心・安全に利用できるように、施設維持の管理に努める必要がある。 ● スポーツの多様化により、近年のスポーツの変化に対応できる体制づくりに取り組む必要がある。 ● 市民体育大会を始めとする各種既存体育イベントの見直しを図っていくことが必要である。 ● 部活動の地域移行において、地域指導者の確保が必要である。 				
市民生活の目標像	誰もがスポーツ活動を楽しみ、生きがいを持って暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化した施設の現状等を的確に把握し、市民ニーズに対応した施設の整備を進める。また国スポ等の競技開催等によるスポーツ環境の整備充実を図るため、安心・安全に施設利用できるよう、再整備を計画的に進める。 ● こどもたちが自ら意欲をもって、競技力の向上や体力づくりに取り組める環境づくりを行う。 ● 多世代がスポーツを身近なものとして感じ、地域の特性を活かした活動に参加できるよう、体育協会を中心とする関係団体との連携、協力のもとに、総合型地域スポーツクラブが活動するための支援を行う。 ● 部活動地域移行について、課題解決に向けて、学校教育課・中学校・生徒・その保護者、体育協会等と段階的に取り組んでいく。 				






分野3-5 地域教育の充実

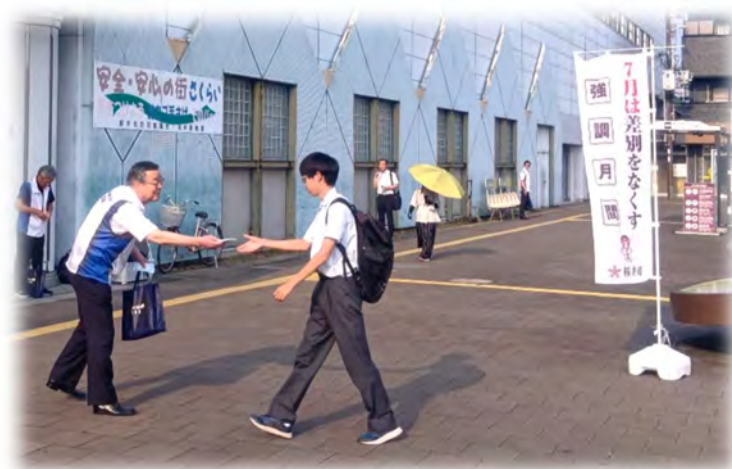
				担当部	教育委員会事務局
施策番号	3-5	施策名	地域教育の充実	主担当課	社会教育課
関連組織	-				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年センター指導員を中心に積極的な市内巡視の実施や、各校区協議会で研修を行う等、青少年の健全育成に関して活動している。 ● 家庭教育に不安や悩みを持つ保護者が気軽に参加できる機会を増やし、活動を通して共に問題解決に向かって学習する場として、講演会や学習会を企画・運営している。 ● 青少年の健全育成に関わる社会教育団体の活動に対して支援を行っている。 ● こどもたちのスポーツ・文化活動等、心身ともに健全な人材の育成につながる活動に対して支援を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 価値観やライフスタイルの多様化、SNS の普及等、情報通信技術の急速な進展に伴って、青少年を取り巻く環境が激しく変化していることを踏まえ、学校・家庭・地域が協力して取り組む必要がある。 ● 大人の規範意識の低下が青少年の健全育成に大きな影響を与えている。 ● 活動団体の員数減少等、地域での活動に参加する数が減少しており、少子化の影響のみならず、地域の教育活動への関心が低い。 				
市民生活の 目標像	青少年やこどもたちが地域の人々に見守られ、いきいきと学び、活動している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して、地域での教育活動に向けた取組体制を推進する。 ● 家庭教育の重要性や、その教育力向上のために、講演会・講習会等の学習機会を広く市民に提供する。 ● 市内の幼稚園、小・中学校の保護者と教師が、幼児・児童・生徒の健全育成のため相互に連携を深め、PTA 本来の目的を達成するための活動の支援を行う。 ● ボーイ・ガールスカウトの活動を通じて、青少年の健全育成を図ることを支援する。 ● こどもがスポーツ・文化等の活動を行い、成果を発揮できるよう、そのチャレンジする活動に対して支援を行う。 				

分野3-6 歴史文化の保全と活用



			担当部	教育委員会事務局	
施策番号	3-6	施策名	歴史文化の保全と活用	主担当課	文化財課
関連組織	-				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市文化財保護審議会において、市内の文化財の指定や保存活用について検討している。 ● 桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会において史跡纏向遺跡の保存や活用の方針を検討し、保存活用計画に基づき纏向遺跡の整備事業を推進している。 ● 桜井市纏向学研究センターの活動や、(公財)桜井市文化財協会への支援を通じ、市内の文化財に関する調査・研究成果等の情報発信を行い、市民の文化財に対する理解の向上に努めている。 ● 東京フォーラムやヤマト地域連携推進協議会による他市町村との連携事業により、首都圏や他地域に対する市内の歴史文化遺産の情報発信を行っている。 ● 本市が所有する遺跡・古墳等の維持管理を地元と連携して行い、地域住民が文化財に親しみを持ち、保存・継承に対し理解を深められるよう努めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 過疎化・少子高齢化により文化財の保存・継承が年々難しくなっており、文化財の維持管理の面において所有者の負担が増大している。 ● 市内に数多く存在する文化財の現状を的確に把握し、自然災害や火災・盗難等から文化財を守るための取組を充実させる必要がある。 ● 出土遺物や写真等の調査記録が年々増加しており、保存管理のための収蔵スペースが不足している。 ● 先端技術を活用した歴史文化遺産の情報発信を進め、市内文化財の魅力を発信する必要がある。 				
市民生活の目標像	文化財等が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の保存・活用は、市民とともに考えることであり、まちづくりや地域の活性化に寄与するものであることから、市民がどのように整備・活用をしたいか等を積極的に聞きながら、市民が接しやすいような環境を整える。 ● 市内各所で眠っている文化財の調査に取り組み、市内の重要遺跡の史跡指定・公有化を進めるとともに、纏向遺跡をはじめとする史跡の保存・活用を年次計画的に推進し、遺跡の整備や出土遺物の保存を行い後世に伝えていく。 ● 来訪者や地域住民の学習・交流や憩いの場を提供することを目的として、史跡纏向遺跡の活用拠点を整備する。 ● 「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産への登録に向けて、講演会の開催やイベント等での啓発物品の配布等、様々な機会を通じて積極的に行われている。今後、本市も引き続き橿原市・明日香村と連携し事業を継続して行う。 ● 市民とともに考えながら、本市の持つ「国のまほろば」という側面を活用したストーリー性のある情報発信等、豊富な歴史文化遺産を活かして本市の魅力創造と市民の郷土愛を醸成する。 ● 先端技術を活用した歴史文化遺産の情報発信を進める。現在運用している AR アプリに纏向犬のコンテンツを追加し、幅広く纏向遺跡の魅力発信につなげていく。 				

分野3-7 人権文化の確立

			担当部	市民生活部	
施策番号	3-7	施策名	人権文化の確立	主担当課	人権施策課
関連組織	社会福祉課、商工振興課、学校教育課				
SDGsへの対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権に関わる講演会・研修会等を実施している。 ● パネル展示や駅前での啓発活動を行っている。 ● ふれあいセンターでの人権フェスティバルや各種講座を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権三法が施行され、周知されているが、今なお差別は存在する。 ● 情報化の進展に伴って差別の状況にも変化が生じている。 ● 本市の人権の中心である各小学校区人権教育推進協議会の研修会や人権講演会の参加者は増加傾向にあるが、高齢者が多いので、若年層が自ら参加したいと思えるような研修が必要である。 				
市民生活の目標像	人権を尊重し、一人ひとりの立場や価値観を認め合って生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様化・複雑化する差別問題に対応するために、庁内研修等を行うことにより、職員の意識とスキルの向上に努める。 ● 地域社会や学校等、あらゆる教育の機会を通して人権教育を進め、桜井市人権教育推進協議会や各小学校区人権教育推進協議会の強化を図り、若年層が自ら参加したいと思えるような研修内容の充実に努める。 ● 市民一人ひとりの人権が尊重される「人にやさしいふれあいのまち」づくりのために、広報紙等による啓発や「差別をなくす市民集会」等の各種講演会や研修会等による啓発機会を充実する。 				



分野3-8 多文化共生の推進

			担当部	市民生活部	
施策番号	3-8	施策名	多文化共生の推進	主担当課	人権施策課
関連組織	行政経営課、観光まちづくり課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国籍市民や外国人観光客が少しずつではあるが増加傾向にある。 ● 本市の教育方針に沿って国際理解を深め、国際協調に努める人間の育成を図ることを目標に、情報や学習機会の提供に努めている。 ● 本市の生活全般に関係した「生活手帳」を日本語版と英語版で作成し、ホームページに掲載している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人に対する様々な偏見や差別を克服するため、本市職員や市民向けの研修の実施が必要である。 ● 外国人に防災の重要性を理解してもらい、災害時には迅速に避難する等、自主的な対策がとれるような取組を行う必要がある。 ● 市民の異文化理解を一層促進する必要性がある。 ● 外国人が生活する上で、必要な情報の取得や生活上の悩みを気軽に相談できる人間関係があり、外国人の現状を把握し、互いに尊重しあえることができる地域づくりが必要である。 ● 外国人の生活の利便性を向上させるために、本市の制度等について、多言語化して情報提供する取組が必要である。 				
市民生活の目標像	多様な交流が行われ相互理解がなされた中で市民が暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な価値観を認め合い、互いに尊重し合うことを基本とし、外国人への理解を深めるために、研修会や講演会を実施する。 ● 友好都市等の他地域との交流や、地域の諸団体と連携した国際交流等を通じ、より多くの市民が国内外の様々な文化への理解を深められるよう支援する。 ● 国際交流団体や諸団体と連携して国際理解を深めることで、市内に在住する異なる文化を持って暮らす外国人が、精神的な負担を感じることなく暮らせるよう支援していく。 ● 日常生活に関する行政サービスを「やさしい日本語」を含む多言語で情報提供するよう努める。 				




分野3-9 男女共同参画の推進

				担当部	市民生活部
施策番号	3-9	施策名	男女共同参画の推進	主担当課	人権施策課
関連組織	商工振興課、学校教育課				
SDGsへの対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての人が暮らしやすく、個性と能力を發揮できる、男女共同参画社会の実現のため、啓発活動、情報提供を行うとともに、学習機会を設けている。 ● 「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」と連携し、地域活動や団体活動を通して男女共同参画を促進している。 ● 女性相談や女性の就業支援を行っている。 ● 「第2次さくらい男女共同参画プラン21」の庁内推進体制の整備を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の間には、依然として性別による固定的役割分担意識があり、一人ひとりの意識改革を促すとともに、意識の浸透には継続的な啓発活動に加え、情報や学習機会の提供が必要である。 ● 男女共同参画の実現は商工振興課・学校教育課等と連携し、学校や地域、職場、家庭等、日常の様々な場面で正しい知識を身につけ実践していく必要がある。 ● DV※を含む女性相談や就業支援は、今後も奈良県や各関係機関との連携を図りながら、相談体制等の充実を図る必要がある。 ● 「第2次さくらい男女共同参画プラン21」の各課の施策の進捗状況を把握し、これまでの成果や課題の検証が必要である。 				
市民生活の目標像	全ての人がともに認め合い助け合い、それぞれの能力を發揮し安全にいきいきと生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定的な役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分の個性と能力を發揮するために、家庭・学校・地域・職場等あらゆる分野を通じて、市民に男女共同参画の啓発活動・情報提供を行う。 ● 全ての人が、仕事や家庭を両立し、安心して生活できるような環境づくりを推進する。 ● 第2次さくらい男女共同参画プラン21を改定し、プランに基づき取組を推進する。 				




分野：4. 環境共生のまち 【環境】

分野4-1 環境教育・活動の推進

			担当部	環境部	
施策番号	4-1	施策名	環境教育・活動の推進	主担当課	環境総務課
関連組織	業務課				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化[※]による、異常気象が顕著になってきている。 ● 市役所の（全ての）組織における行政活動で発生する温室効果ガス[※]は、グリーンパークが大部分を占めている。 ● 3R[※]（リデュース・リユース・リサイクル）や環境保全の啓発のため、環境フェア、リサイクルフェアを開催しているが、参加者人数は横ばいとなっている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策の一環として、本市自らの事務事業における温室効果ガス等の排出量を率先して削減する必要がある。 ● 環境フェア等の啓発イベントを開催しているが、横ばいとなっている参加人数を増やすためにも、既存の展示や啓発方法にとらわれず、環境問題を分かりやすく伝える工夫が必要である。 ● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）について、分かりやすく興味を持ってもらえるように、啓発の仕方やツールの活用についての工夫が必要である。 				
市民生活の目標像	市民一人ひとりが環境保全や環境美化に取り組んでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第3次桜井市地球温暖化対策実行計画」の進捗管理を行い、温室効果ガスの削減に努める。 ● 市役所の（全ての）組織における行政活動で発生する温室効果ガスはグリーンパークが大部分を占めているので、焼却炉の改修工事による削減量を注視していく。 ● 環境フェア、リサイクルフェアを開催し、市民に環境保全の普及啓発を行う。 ● ボランティア清掃の参加者を増やすため、本市ホームページ等で啓発を行う。 ● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）の啓発を本市ホームページ等で行う。 				




分野 4 - 2 循環型社会の創出

		担当部	環境部
施策番号	4 - 2	施策名	循環型社会の創出
		主担当課	環境総務課
関連組織	業務課、施設課		
SDGs への対応			
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 5種 11 分別の収集を実施し、再資源化、ごみの適正処理に取り組んでいる。 ● 太陽光条例を制定し、太陽光発電設備の適正な設置に取り組んでいる。 ● ごみ処理施設（グリーンパーク）は環境保全委員会のチェックの元、概ね順調に稼働している。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少とともにごみの量は減少傾向にあるが、リサイクル率は横ばいとなっている。 ● 太陽光パネルの適正な設置によって、自然環境や景観の保全を図ることが必要である。 ● 廃棄物処理施設で処理できない一般廃棄物への対応が必要である。 ● ごみ処理施設のあり方について、幅広く方向性を検討することが必要である。 		
市民生活の目標像	市・市民・事業者・滞在者が協働し、廃棄物やエネルギー等の資源が無駄なく活用されている		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別収集について市民・事業者・滞在者の負担軽減を図りながら、日常生活の中で 3R の実践と環境保全についての意識が高まるよう啓発を行う。 ● 地域における再生可能エネルギー※の活用を推進するため、行政において地球温暖化防止に関する活動に率先して取り組むとともに、常に最新の情報を市民と共有するように努める。 ● 持続可能で効率的なごみ処理とリサイクル体制構築のため、ごみ処理の広域化も含め最善の方法を検討する。 		





分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】



分野5 - 1 土地利用の最適化

				担当部	都市建設部
施策番号	5 - 1	施策名	土地利用の最適化	主担当課	都市計画課
関連組織	-				
SDGs への対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、車社会の進展に伴い、郊外部への人口の流出や、商業施設等の日常生活サービス施設が分散傾向にある。 ● 桜井市立地適正化計画を策定し、人口減少・少子高齢化が進展しても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住機能や都市機能の誘導に向けた考え方や、地域間の連携を強化する公共交通体系の方針等を示している。 ● 生産緑地を含めた市街化農地は年々減少しており、小規模な宅地開発が進んでいる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少・少子高齢化の進展が見込まれる中、中心市街地の空洞化や、これに伴う地域の魅力・活力の低下が懸念されることから、高齢者や子育て世代が安心できる、健康で快適な生活環境を実現することが求められている。 ● 効率的・効果的な行財政運営を行うために、立地適正化計画に基づく集約型・地域連結型のコンパクトシティの実現を目指し、都市機能の誘導や居住の誘導に向けた施策・事業を行うことが課題である。 ● 都市農家に対して都市農地の重要性を認識してもらい、都市農地を保全していく必要がある。 				
市民生活の 目標像	時代にあった適正な土地利用がなされ、暮らしの環境も自然環境も良好に保たれている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な居住環境を構築するため、地域特性を活かした空き家の利活用や、新たな多世代居住地の確保を進めるとともに、高齢者を地域で支える取組を進める。 ● 自然・歴史が調和したまちの形成を目指して、地域コミュニティの維持・活性化に取り組む。 ● 中心市街地の求心力を高めるため、商業施設等の都市機能を誘導するとともに、多世代が交流できる拠点の整備を進める。 ● 都市農地の位置づけを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換した国の政策に沿って、居住地と農地との調和を図りつつ、良好な住環境の維持・保全に努める。 				

分野5-2 交通基盤整備の促進



			担当部	都市建設部	
施策番号	5-2	施策名	交通基盤整備の促進	主担当課	土木課
関連組織	都市計画課、管財契約課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の全橋梁 421 橋の近接目視による2巡目の定期点検が完了し、点検結果に基づき橋梁長寿命化修繕計画を見直し、計画的に橋梁の修繕を実施している。また3巡目の橋梁定期点検を順次実施している。 ● トンネル長寿命化修繕計画の策定が完了した。次回の点検までに、計画的にトンネルの修繕を実施予定である。 ● 通学路の安全確保に向けた取組として、学校、警察と合同点検を実施した。点検結果を踏まえ計画的に安全対策を実施している。また、道路の快適性・安全性の確保と、効率的かつ計画的な維持管理として、道路の調査・点検を行い道路の維持管理計画や舗装の補修方法等を決定し計画的に実施している。 ● 本市の道路構造に関する条例は、令和4（2022）年度に自転車道に係る内容を改正している。 ● 歩行空間の確保や交通安全対策として、バリアフリー※基本構想の中に、実施すべき特定事業として道路特定事業を位置付けている。 ● 国土調査法に基づき、地籍調査を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁・トンネルは長寿命化修繕計画に基づいて5年に1回の頻度で点検を行っている。点検結果がⅢ判定の物については次回点検までに補修工事を行う必要がある。 ● 通学路の安全対策は、通学路の合同点検で指摘された危険箇所について早急に改善する必要がある。 ● 道路等の老朽化が進んでおり、舗装・道路構造物等の補修及び修繕を計画的に進めることが必要である。 ● 道路特定事業計画に基づき、歩行者にとって安心・快適な環境整備を進める必要がある。 ● 地域住民の高齢化により、自治会の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等が困難になりつつある。 ● 地籍調査の1調査区域を実施するにあたって、相当な時間と日数を要するため人員の増員が必要である。 				
市民生活の目標像	道路の環境整備が行き届いており、利用者がどんな状況においても移動に問題がない				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の道路を最大限に有効活用できるよう、橋梁・トンネルの長寿命化を進める。 ● 道路の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等、きめ細かな道路管理については市民の協力と合意が不可欠であることから、自治会等の地域コミュニティと連携した取組体制の充実を図る。また、市内の既存インフラ設備の老朽化対策を計画的に進めていくため、財政状況が許す範囲で整備を行っていく。 ● 既存の道路の維持補修を進めるとともに、歩道のバリアフリー化等を進める。 ● 今後、AI等の最新技術を用いた管理体制の構築を進め、交通基盤の更新や維持管理を推進する。 ● 県道路事業等と連携し地籍調査を進める。 				

分野5-3 市内の移動の円滑化


				担当部	市長公室
施策番号	5-3	施策名	市内の移動の円滑化	主担当課	行政経営課
関連組織	都市計画課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市地域公共交通活性化再生協議会での協議に基づき、市内各地域でのコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーの運行を実施している。 ● 広域路線バスの運行についても、奈良県地域公共交通改善協議会での協議・調整により実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内公共交通の利用者数の減少に伴い、本市の財政負担が増大していることから、持続可能な公共交通網構築のための施策を行う必要がある。 ● 市民や市外からの来訪者にとって、公共交通の認知度が低いことが課題である。 ● 今後は、運転免許証を返納する高齢者の増加が見込まれることから、公共交通の利用を促すような取組が求められる。 				
市民生活の目標像	利用状況や地勢を考慮した最適な公共交通網を整備することで、誰もが快適かつ安全に手軽に安心して公共交通を利用できる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情に応じて、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の公共交通網を再編することにより、持続可能な公共交通の実現を図る。 ● 市民に対しては生活交通として、また、来訪者に対しては観光施設等へのアクセス手段として、公共交通の利便性を高めるとともに、公共交通の利用促進を図るための啓発活動にも取り組む。 				



分野5 - 4 住環境・空き家対策の推進



			担当部	都市建設部	
施策番号	5 - 4	施策名	住環境・空き家対策の推進	主担当課	住宅課
関連組織	営繕課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7（2025）年3月31日現在、市営住宅472戸、改良住宅180戸を管理している。当面の10年を計画期間として策定した桜井市公営住宅等長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコスト（LCC）※を削減してまちづくりに資すべく、地区ごとに基本計画を策定する方向性を決定している。 ● 桜井市耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するための施策を実施している。 ● 桜井市大福地域まちづくり協議会を設立して、「高齢者や子育て世代が地域に生き活きと住み続けられる多世代居住のまちづくり」の実現に向けた検討及び取組を行っている。 ● 桜井市空家等対策協議会の意見を踏まえながら、桜井市空家等対策計画に基づく空き家対策の施策を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅等長寿命化計画については、財政負担を低減するためのPFI等の事業手法、財源の確保等について引き続き十分に検討する必要がある。また、まちづくり計画や立地適正化計画等、関連する計画と十分に整合性を取っていく必要がある。 ● 既存木造住宅耐震診断、既存木造住宅耐震改修については、低調な傾向となっているが、今後も引き続き耐震事業の重要性を市民に訴えていく必要がある。 ● 近鉄大福駅周辺地区まちづくりの基本協定に掲げる取組を具体化させるため、地域の特性や課題の確認、及び当事者によるマネジメント意識※の醸成を更に進めて基本計画を取りまとめ、個別の事業を推進していく必要がある。 ● 適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。 				
市民生活の目標像	市民はそれぞれの暮らしに必要な住環境のもと、安心して快適に生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅等入居者や公共施設利用者が安全かつ安心して利用できるよう、建築物の耐震化や、子育て世代、高齢者や障害者に配慮した快適な施設空間の整備を進める。 ● 「地域交通の確保」、「魅力溢れる歩道空間」、「地域の高齢者が安心して暮らせる機能の整備」等、地域住民が生き生きと住み続けられるために、奈良県と本市で連携し、多世代居住のまちづくりに取り組む。 ● 所有者等による空き家等の適切な維持管理を促進するとともに、空き家等の利活用による地域活力の維持・増進に取り組む。 				

分野5-5 景観の保全と活用




			担当部	都市建設部	
施策番号	5-5	施策名	景観の保全と活用	主担当課	都市計画課
関連組織	観光まちづくり課、商工振興課				
SDGsへの対応					
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市景観計画、景観ガイドラインをホームページで公開、窓口で配布し、市民に良好な景観に対する理解を促進している。また、届出義務のある行為については届出を通じて、現にある良好な景観の保全に努めている。 ● 補助金を活用し市民が積極的に景観を守る取組を進めている。 ● 景観ガイドラインに即した公共施設を整備し、地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組んでいる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策の意義を住民に周知させ、景観計画で定める届出の必要がない小規模な建築物についても、良好な景観づくりに取り組んでもらえるよう努める。 ● 補助金を活用した修景事業等、市民が積極的に景観を守る取組を促進させる必要がある。 ● 景観ガイドラインに示されている景観づくりの取組状況等、景観に関する情報を明確に伝える必要がある。 				
市民生活の目標像	市民は自分のまちの良さを自覚しており、良好な景観が守られている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等の調和によって育まれることから、市民自らが主体的に景観づくりに取り組めるよう、景観に関する啓発・知識の普及、及び情報の提供を通じて地域のまちづくり活動を促進する。 ● ガイドライン制定エリアでは特に、修景に関する事業の意義や価値を住民に周知させ、制度の活用を促す。 ● 公共事業においては、地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組む。 ● 現にある景観の保全と併せ、新たに良好な景観の創出を図り、観光その他の地域間の交流の魅力を高める。 				



分野5-6 都市環境の向上

			担当部	都市建設部	
施策番号	5-6	施策名	都市環境の向上	主担当課	都市計画課
関連組織	-				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人当たりの都市公園※面積は4.2㎡/人で、近隣都市と比較しても低い水準となっており、日常的なレクリエーション施設の水準は、社会のニーズに対して不十分な状況である。 ● 国の補助金を活用し、鳥見山緑地公園を歴史文化遺産及び自然環境を生かした学習の場となるよう、都市公園事業として整備を再開し、供用を目指す。 ● 公園管理については、予算の範囲内で最大限の適正管理に努めており、予算の不足する範囲については、都市計画課職員にて、草刈・樹木剪定・公園定期点検等を実施している。公園清掃ボランティアへの参加者数は減少傾向にあるものの、十分な活動協力を得られている。 ● 桜井駅南口周辺では、世界遺産への東の玄関口にふさわしい駅前創出に向け、滞在環境及び回遊性を向上させるため公共空間や動線について整備が必要な状況にある。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥見山緑地公園整備事業の再開には、各種法令の改訂等を含む見直しを伴っており地形環境上進捗状況が思わしくない。また、新たに策定した桜井市公園施設長寿命化計画による事業の進捗状況を見つづけてバリアフリー化の一体的な検討を行う必要がある。 ● 公園内の高木管理については、必要最低限の対応となっており、強風等により倒木の恐れがある枯木や成長しすぎた支障木等の対応が必要である。 ● 緊急を要する遊戯施設については修繕対応のみとしていたが、桜井市公園施設長寿命化計画に基づき、修繕及び改築について適切に取り組んでいく必要がある。 ● 公園管理については、市民や地域ボランティア団体等が積極的に参加できる仕組みを整えらるとともに、多くの参加を促す仕組みの充実が必要である。 ● ウォークアブル事業に伴う社会実験の結果を踏まえ、将来の状況を見据えた方向性について桜井まちづくりに携わってきた関係事業者等との協働が必要である。 				
市民生活の目標像	日常的にみどりとふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者がさらに多くなるこれからの時代に、身近な憩いの場の充実を図るために、地域の歴史や自然資源を活かしながら、健康増進機能の充実やユニバーサルデザイン※化を推進する等、誰もが安全に安心して、そして気軽に利用できる公園緑地の整備を進める。 ● 公園緑地に対する新たなニーズ、多様化するニーズに応えるために、アンケートによるニーズ把握やアダプトプログラム※等を活用した市民との協働による効果的な整備、適正で効率的な管理を進める。 ● 桜井駅南口広場は本市の中心拠点として市民が集い憩える滞在環境の向上を目指し、施設配置や規模等の検討を進める。 				

分野 5 - 7 生活排水の適正な処理

			担当部	都市建設部	
施策番号	5 - 7	施策名	生活排水の適正な処理	主担当課	下水道課
関連組織	環境総務課、施設課				
SDGs への対応	  				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境の改善、公共用水域[*]の水質保全の為に下水道の整備を進めている。 ● 水質汚濁の主な原因である生活排水を適正に処理することを目的に、浄化槽を設置する人に対し補助金を交付していく。 ● 下水道施設の老朽化が進行している。 ● 大規模地震等が発生した際に下水道の機能を確保し、公衆衛生の維持や早期の生活再建を支えるための対策を行っていく。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在も下水道未普及地域があるが、未普及の解消に期間を要する。 ● 既存の汲み取り式便所や単独浄化槽からの切り替えが進まない。 ● 今後、管路の老朽化が進むことが予想され、点検・更新費用の増加が見込まれる。 ● 耐震化が必要な下水道管が膨大なため、整備に時間と費用がかかりすぎる。 				
市民生活の 目標像	市民一人ひとりの心がけと適切な排水処理のおかげで、水質汚濁が防止され、市民は衛生的な生活を送っている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 健全な水循環を守るために、下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）の普及を図り、公共用水域の水質の浄化、生活排水対策を進める。 ● 生活排水処理の重要性について積極的な啓発を行い、合併浄化槽の推進を図り、行政・市民・事業所が協力して水環境の保全に取り組む。 ● 既設下水道管の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画に基づき点検及び修繕、改築を行う。 ● 大規模災害が発生した際に、必要な上下水道機能を確保し、被害を最小限に抑えるため、上下水道耐震化計画に基づき、上下水道施設の一体的な耐震化に取り組む。 				


分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

分野6-1 災害対策の充実

		担当部	都市建設部
		主担当課	土木課
施策番号	6-1	施策名	災害対策の充実
関連組織	-		
SDGsへの対応	 		
現状	<ul style="list-style-type: none"> 令和5（2023）年度に洪水土砂災害ハザードマップ[※]の更新を行った。 市街地浸水地域に対して、水路能力の調査を実施し、貯留施設等の対策を計画実施している。 令和6・7（2024・2025）年度事業で内水浸水想定区域図を作成している。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 集中豪雨等により市街地において浸水する箇所があり、水路の抜本的な改修や雨水貯留施設の整備が必要であるが、工事施工に際し用地買収が必要となっている。 		
市民生活の目標像	市民は、自然災害による影響が少なく快適で安心な環境で暮らしている		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 従来から本市の課題である平野部での浸水被害や山間地での土砂災害に対し、国・県とも連携をとりながら河川・水路の改修や砂防等の対策を講じる。 河川・水路の改修や砂防等の対策について市民との合意が十分に得られるよう、「洪水・土砂災害ハザードマップ」等を活用して、災害対策について市民との認識共有を図る。 		





分野6-2 防災体制の充実

			担当部	市長公室	
施策番号	6-2	施策名	防災体制の充実	主担当課	危機管理課
関連組織	-				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要となる備蓄物資の一部は整備できており、小型の倉庫に分散して保管している。 ● 収集した情報をモニターに映し出し、情報共有を図っている。 ● 防災行政無線や無線システム等の災害時における画一的な情報発信手段、市民の防災に対する意識等、様々な不安要素を抱えている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の備蓄物資では、大規模災害時の対応には十分とは言えず、より拡充していくためには一括保管できる大規模な倉庫も必要となる。 ● 収集した情報を一元的に管理できておらず、必要な情報を各機関と確実に共有できる設備も必要となる。 ● 近年、公助の限界や自助・共助の重要性が叫ばれている中、災害対応は今なお行政任せという市民も少なからず存在する。 				
市民生活の目標像	自然災害や人為的災害に対する施設や情報、活動体制が充実し、市民が安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害時の避難所生活においては、避難者の心身の健康や安心のために、プライバシーの確保や衛生環境の整備が不可欠である。備蓄物資を拡充し、避難所生活環境の改善を講じる。また、本市が確保した備蓄物資等を保管し、物資拠点となる大型防災倉庫を整備する。 ● 大規模災害時においては迅速かつ確かな災害対応を行うため、各機関との円滑な連絡・調整が必要となる。災害対策本部機能の強化を行うことで、情報の収集や共有を確実に実施し、各機関とともに災害対応を行う。 ● 気象情報や市からの避難情報を多様な住民に迅速かつ確実に伝達するため、防災情報伝達システムを構築し、運用する。 ● 災害対応においては自助や共助が重要となるが、それらの活動を行うには市民の防災意識の向上が不可欠である。防災訓練の実施や、自主防災組織の育成を行うことで、個人や地域の防災力の向上を図る。 				





分野 6 – 3 交通安全対策の推進

				担当部	市長公室
施策番号	6 – 3	施策名	交通安全対策の推進	主担当課	危機管理課
関連組織	土木課				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全関係団体、警察とともに交通安全運動での啓発や交通安全教室を実施しているが、今なお飲酒運転等の悪質な交通事故が発生している。 ● 高齢化の進展に伴い、高齢者による自動車加害事故が増加している。 ● 自転車運転者の交通ルール無視によって、多くの自転車事故が発生している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という社会意識の更なる浸透が必要である。 ● 高齢運転者の安全対策が必要である。 ● 自転車利用者のマナーの向上やヘルメット着用率の向上が必要である。 				
市民生活の 目標像	交通事故防止の取組が充実し、市民が安全に生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故は依然として社会問題となっており、全国的に見ても、特に高齢者や自転車利用者における事故が増加傾向にあり、本市としては、交通安全対策を一層強化し、市民の安全を守るための施策を推進する必要がある。各種交通安全対策に関する補助事業等を実施することで、交通事故被害の減少を目指す。 ● 地域住民との連携を強化し、交通安全教育や飲酒運転の根絶等の啓発活動も積極的に行い、交通安全に対する意識を高めていく。 ● 高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境を整備する。 ● 自転車に係る交通事故による被害を軽減するためヘルメット着用率を向上させる。 				





分野6-4 防犯体制の充実

				担当部	市長公室
施策番号	6-4	施策名	防犯体制の充実	主担当課	危機管理課
関連組織	市民協働課				
SDGsへの対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市における刑法犯認知件数は年々減少しているが、一方で、特殊詐欺等の非面前型の犯罪が発生している。 ● 特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金を交付している。 ● 夜間での犯罪抑止対策として、自治会の要請に基づいて、防犯灯の設置を行っている。 ● 自主防犯活動を支援するため、平成28（2016）年度より、自治会等が防犯カメラを設置する際、補助金を交付している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 核家族化の進展に伴い、独居高齢世帯が増加する中、子や孫を思う気持ちを利用した特殊詐欺等非面前型の犯罪に対処するため、家族の連絡や地域住民間の連携を強めていく必要がある。 ● 急増している「闇バイト」「匿名・流動型犯罪グループ」による犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯のより効果的な設置が必要である。 				
市民生活の目標像	犯罪が無く、こどもから大人まで安心して生活できる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、特殊詐欺や強盗事件等が増加しており、市民の安全・安心な生活を守るためには、効果的な防犯対策が不可欠であり、防犯意識を高め、犯罪発生率の低下を目指すため各種防犯対策に関する補助事業等を実施する。 ● 警察や自治会等と連携し、防犯キャンペーンやイベントを共同で実施することで、市民への防犯意識の浸透を図る。 ● 防犯灯の新設・故障に伴う更新を行う。 ● 防犯カメラの新設に対する補助を行う。 				



分野 6 – 5 消防力の充実強化

				担当部	市長公室
施策番号	6 – 5	施策名	消防力の充実強化	主担当課	危機管理課
関連組織	-				
SDGs への対応	 				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常は火災を想定した訓練を行い、火災や水害等の災害が発生すれば、適宜災害対応を行っている。 ● 消防団本部と協議し、配備が必要な安全装備品や消防資機材を、計画的に調達している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化や被用者の増加等により、消防団員数が年々減少しており、人材の育成が必要である。 ● 耐用年数を迎える資機材の更新を行う必要がある。 ● 奈良県広域消防組合との連携のための機会確保が困難である。 				
市民生活の 目標像	消防力が充実強化され、市民が安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における防災体制の強化のため、団員の確保に向けて取り組む。 ● 消防団員の知識、技術向上のための教育訓練機会の提供を行う。 ● 更新年数を経過した車両及びポンプ等について計画的な資機材の整備を行う。 ● 平時から奈良県広域消防組合と意見交換等の連携を進める。 				



<参考資料編>

市の概況

1. 桜井市を取り巻く社会動向

1) 人口減少・少子高齢化

我が国の総人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少に転じており、特に生産年齢人口[※]は、少子高齢化の進行によって平成 7 (1995) 年をピークに減少しています。

今後も、年少人口[※]、生産年齢人口は減少を続ける一方、老年人口[※]は令和 24 (2042) 年まで増加し、高齢化率[※]は、令和 47 (2065) 年には 38.4%に達して、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると見込まれています。

全国レベルで本格的な人口減少社会[※]を迎える中、特に、地方の人口減少は顕著で、中長期的な将来人口推計によれば、令和 42 (2060) 年には全国の約 6 割の地域で人口が半分以下となり、地方消滅の可能性が報じられています。人口減少が進行した場合、生活関連サービスの縮小、雇用機会の減少、税収減による行政サービス水準の低下、地域交通の撤退・縮小、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地等の増加、地域コミュニティの機能低下などが危惧されています。

桜井市においても、高齢化は国よりやや早い速度で進んでいます。

2) 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの 15 年間で達成すべき国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、日本でも、平成 28 (2016) 年 12 月に、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとした、「持続可能な開発目標実施指針」が策定されました。

日本では、特に、①あらゆる人々の活躍の推進、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性[※]、森林、海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs 実施推進の体制と手段 を優先課題と捉え、具体的施策を定め取組を進めています。

桜井市においても、SDGs の理念を踏まえたうえで、各種の施策に取り組むことが求められています。

3) 地方創生

少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。それを受け、平成 28（2016）年 4 月には、地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援する「地方創生推進交付金」や、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附を促進する「地方創生応援税制」が創設されました。また、中高年齢者が希望に応じて移住し、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくりを目指す、「生涯活躍のまち」推進のための措置などを盛り込んだ「改正地域再生法」も成立し、地方創生に向けた様々な取組が進められています。

桜井市では奈良県との「まちづくり連携協定」による拠点の形成を進めており、拠点の形成とあわせた地方創生に取り組んでいます。

なお、平成 28（2016）年 3 月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識のもと、関係省庁が連携しながら施策に取り組んでいます。

4) 働き方改革

少子高齢化とともに労働人口の減少も大きな問題となっており、平成 28（2016）年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で働き方改革が取り上げられています。

平成 29（2017）年 3 月には、「働き方改革実行計画」を閣議決定し、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療や子育て、介護等と仕事の両立、障害者・高齢者の就業促進、外国人材の受け入れ等について取組を進めています。

第 4 次産業革命^{*}の到来により、ICT が発達し、様々な経済活動等を逐一データ化し、そうしたビッグデータ^{*}を、インターネット等を通じて集約した上で分析・活用することにより、新たな経済価値が生まれています。また、AI にビッグデータを与えることにより、単なる情報解析だけでなく、複雑な判断を伴う労働やサービスの提供が可能となるとともに、様々な社会問題等の解決に役立つことが期待されています。

こうした第 4 次産業革命の進展は、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも好影響を与えられ一方、ICT の急速な進展によるサイバー攻撃^{*}の増加・巧妙化といった問題も指摘されています。

桜井市においても、今後労働人口が減少する中で、女性の社会進出や誰もが働きやすい環境の形成に加え、AI や ICT の特性を活用した行政手続きのオンライン化^{*}など、行政のデジタル化を推進し、限られた人材を「人ならではの」の仕事に専念させることにより、一層の業務の効率化・省力化を推進することが必要となっています。

5) 環境変化と災害リスクの高まり

IPCC[※]（国連気候変動に関する政府間パネル）によると、21世紀末までに世界の平均気温は2.6℃～4.8℃上昇すると予測されており、気象災害[※]が激化する中、世界経済も気候変動を最大のグローバルリスク[※]の一つとして認識しています。

平成27（2015）年12月に開催された、第21回気候変動枠組条約締結国会議（COP21）において、平成9（1997）年12月に採択された「京都議定書」の後継となる、「気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（パリ協定）」が採択されました。

我が国においても、近年の気候変動に伴い、短時間強雨[※]の発生回数が増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、大規模な土砂災害や河川氾濫が多発しています。そのような中、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、平成26（2014）年6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、年次計画であるアクションプランに基づき対策が進んできました。その後、平成28（2016）年の熊本地震等の災害から得られた知見を活かし、平成30年（2018）年12月に国土強靱化基本計画が見直されています。

また、平成28（2016）年12月に策定された「持続可能な開発目標実施指針」においても、特に地方都市において地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせるまちの実現をめざすため、「コンパクト・プラス・ネットワーク[※]」の実現に向けたまちづくりを促進することを掲げています。

桜井市においても、平成30（2018）年3月に「立地適正化計画」を改定し、多極ネットワーク型コンパクトシティ[※]の形成に向けた取組を進めています。

6) スーパー・メガリージョンによる多様な対流と価値創造

現在建設中であるリニア中央新幹線の全線開通によって、三大都市圏が約1時間で結ばれ、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引きつけ、世界を先導するスーパー・メガリージョン[※]が形成されることが期待されており、「第二次国土形成計画」（平成27（2015）年閣議決定）においても、その効果を最大化し、全国に波及させるための取組の必要性が示されています。

また一方で、経済・産業構造[※]や、人々の暮らし、価値観等が今後大きく変わっていく中で、各地域が主体的かつ戦略的な活性化策を実施することとあいまって、人口減少下における新しいビジネススタイル・ライフスタイルを生み出すことが期待されており、これまでの価値観にこだわることなく、未来志向により構想を検討していくことが求められています。

スーパー・メガリージョンによって、①フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーション[※]が生み出す新たなイノベーション、②「時間」と「場所」からの解放による新たなビジネススタイル・ライフスタイル、③海外からの人や投資の積極的な呼び込み、④災害リスクへの対応が可能であると考えられています。

桜井市においても、今後予定されている、リニア中央新幹線の全線開通による広域交通網の強化を、東京への一極集中が進む脅威ではなく、多様な人との交流によるイノベーションが生まれる機会、あるいは海外からの人の呼び込みによる観光振興の機会として捉え、奈良県全体として取組を進めていくことが必要となっています。

7) 都市のスポンジ化

都市の内部で、空き地や空き家等の低未利用地[※]がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下する、「都市のスポンジ化」が進展しています。都市のスポンジ化の進展は、サービス産業の生産性の低下や行政サービスの非効率化、地域コミュニティの存続危機、治安や景観の悪化などにつながり、都市の衰退を招く恐れがあると懸念されています。

このような社会背景を受け、都市のスポンジ化への総合的な対策の推進とまちのにぎわい創出に向けて、「改正都市再生特別措置法」が平成 30（2018）年 7 月に施行されました。

これに先駆けて、桜井市では、集約型都市構造を構築するための方針を示した「桜井市立地適正化計画」を策定する一方、適切な管理が行われていない空き家等への対応や、積極的な利活用による地域活力の維持・増進に取り組むために、空き家等への対策についての方針を示した「桜井市空き家等対策計画（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）」を策定し、取組を進めています。

8) 公共施設・インフラの老朽化

我が国においては、高度経済成長期[※]に大量の公共施設、道路、橋梁等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれています。一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは、一層困難になっています。

そのような中、平成 26（2014）年 4 月に、国から各地方公共団体に対し、公共施設等の現況や将来の見通しを基に公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める、「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

桜井市においても、人口減少や少子高齢化が進行する中、高度経済成長期に建設した公共施設やインフラ施設が順次更新の時期を迎えていることから、効果的な維持管理や修繕、計画的な更新により費用の軽減を図り、限られた財源の中で、充実した行政サービスを提供していくことが課題となっています。

これらの課題や、桜井市が推進する多極ネットワーク型コンパクトシティ形成のため、桜井市が保有する公共施設やインフラ施設に関する現状や課題を踏まえ、人口及び財政等の状況を含めた将来に向けての長期的な視点から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、「桜井市公共施設等総合管理計画」を平成 28（2016）年 3 月に策定しています。

9) 感染症の世界的流行

令和元（2019）年12月以降に、中国湖北省武漢市において初めて新型コロナウイルス感染症の発生が確認された後、瞬く間に世界中に感染が広がり、パンデミック（世界的大流行）を引き起こしました。

日本でも、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、令和2（2020）年4月7日に政府の緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、一定期間の外出の自粛や一部業種の営業自粛が要請されるなど、日常生活や経済活動に甚大な影響をもたらしました。

桜井市においても、このような政府の方針を受けて、「新型コロナウイルス対策本部」において、市内小中学校の休校や市主催イベントの中止を決定するとともに、公共施設や避難所等での感染症拡大予防対策や、市民や事業者への経済支援対策を実施しました。

緊急事態宣言の解除後においても、感染拡大防止に努めながら日常生活や経済活動を回復させていくために、国民一人ひとりの行動様式や、医療や産業、観光、教育、福祉など、あらゆる施策のあり方を見直すことが求められています。

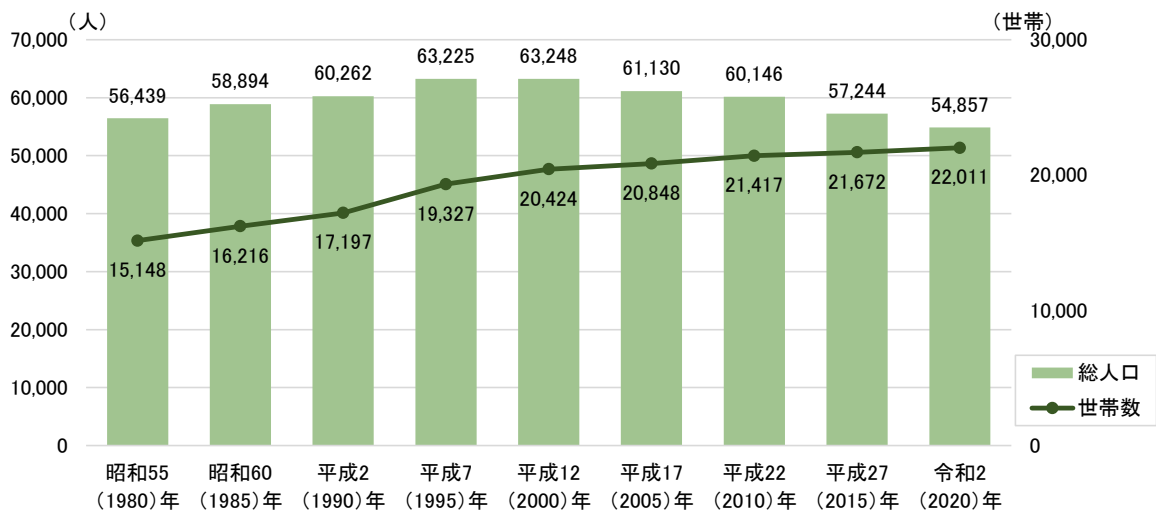
厚生労働省のガイドラインでは、「新しい生活様式」として、身体的距離の確保やマスクの着用などが挙げられています。また、社会経済システムにおいても、企業における在宅勤務・テレワーク[※]の推奨や、医療・教育分野での、オンライン診療[※]・オンライン授業[※]の拡大といった変化の兆しが表れています。

桜井市でも、観光戦略の練り直しや、空き店舗等を活用したサテライトオフィス[※]誘致の推進、また、行政のデジタル化をはじめ、教育現場のICT教育の整備を加速させるなど、「コロナ後」を見据えた取組を推進することが必要になるとともに、予測困難な事象が発生した際にも的確・迅速に対応することができるように、庁内組織の整備や、国・県・地域との連携を強化することが求められています。

2. 桜井市の概要

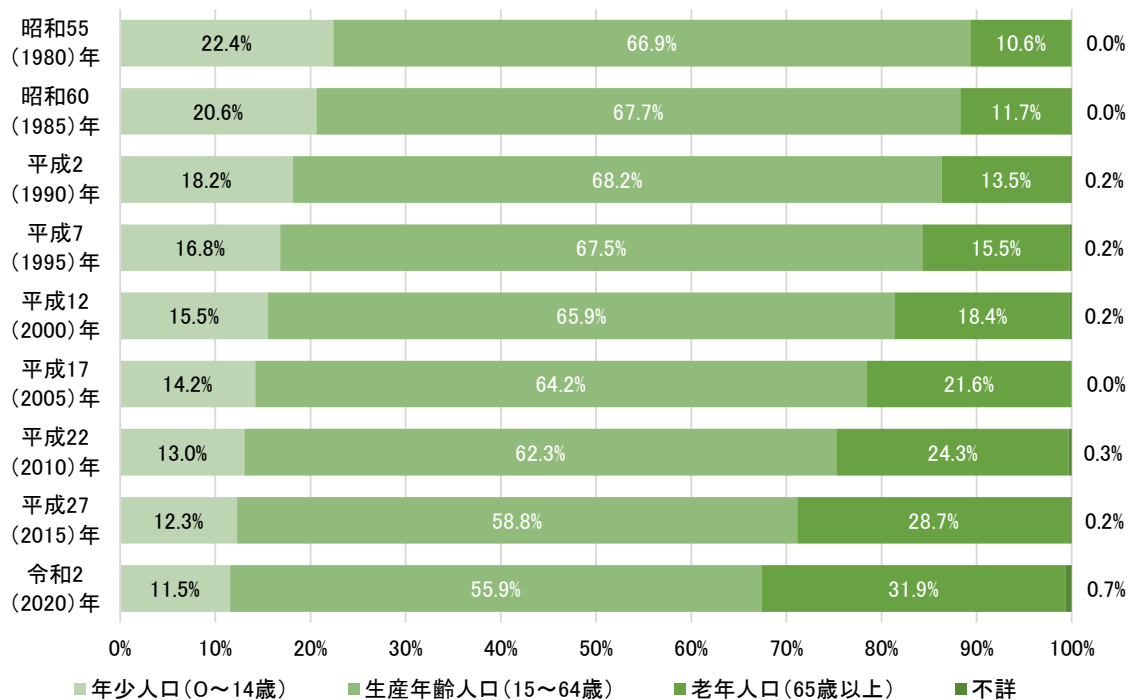
(1) 人口

- 人口減少・少子高齢化が進行している。
- 奈良市まで 20km 圏、大阪市へは 40km 圏で通勤圏内にある。
- 県内では橿原市、奈良市、天理市への通勤による流出超過が大きい。



資料：国勢調査

図 総人口・世帯数の推移

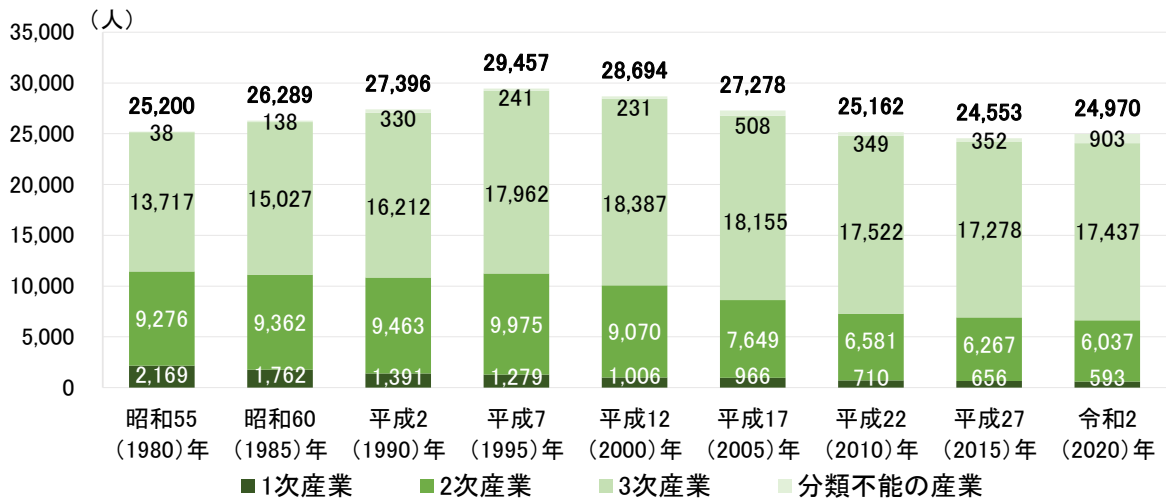


資料：国勢調査

図 年齢3区分人口の推移

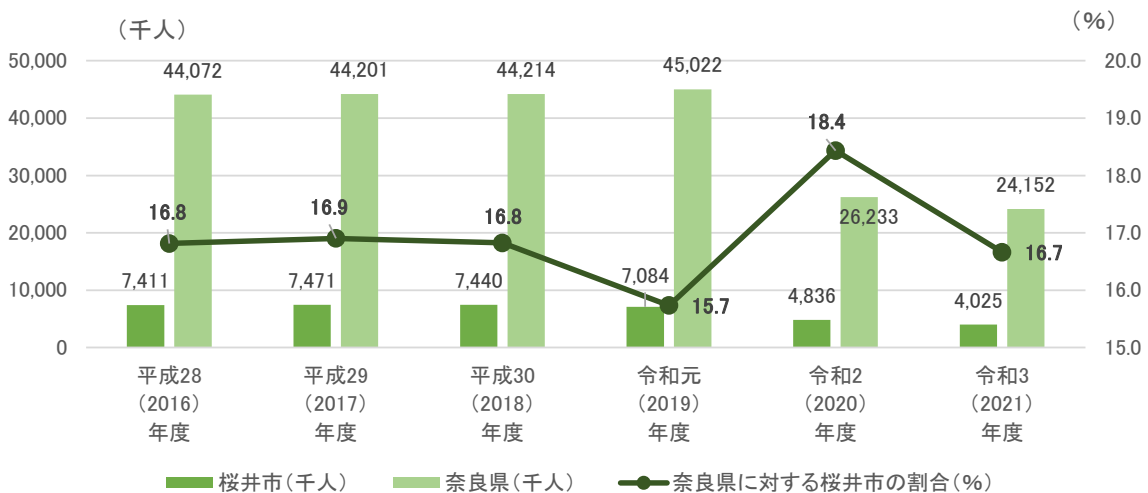
(2) 観光・産業

- 3次産業就業者の割合が約7割と高く、就業者人口は平成7（1995）年をピークに減少傾向にある。
- 農家数は減少するとともに、高齢化が進んでおり、耕作放棄地も増加傾向にある。
- 製造業等の事業所数、従業者数はともに減少傾向にあり、産業従業者数1人あたりの製造品出荷額等は奈良県平均より低い。
- 近鉄・JR 桜井駅を中心とした居住地は商業施設が徒歩圏域[※]にあるが、市内の主要駅周辺の商店街の衰退・空洞化が著しく、幹線道路[※]沿いへの大規模店舗の立地が進んでいる。
- 多彩な歴史文化遺産などの観光資源を有しているが、観光入込客数は令和元（2019）年度をピークに減少しており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響と考えられる。



資料: 社会・人口統計体系

図 産業分類別就業人口の推移



資料: 市観光まちづくり課

図 観光入込客数の推移と奈良県に対する桜井市の観光客割合の推移

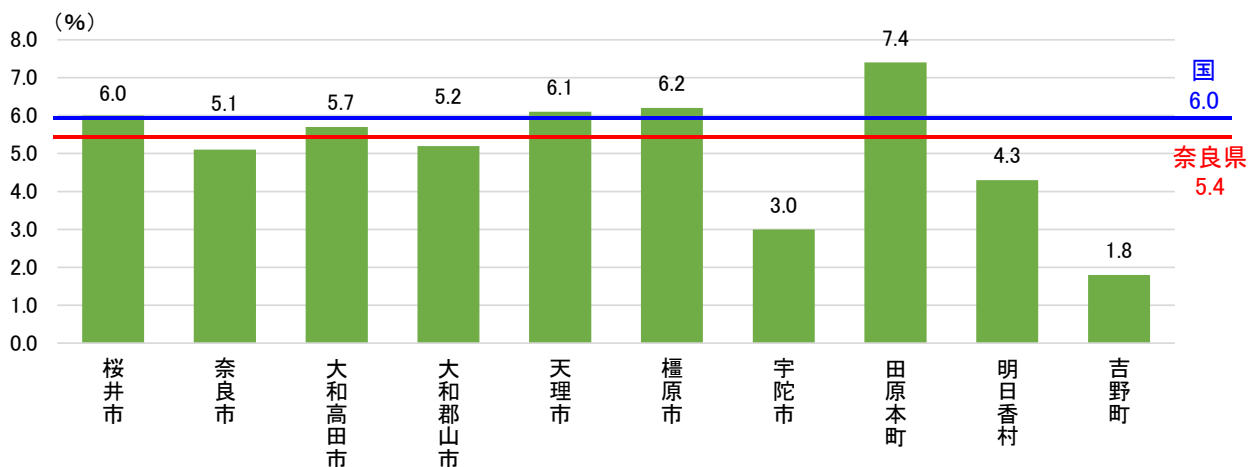
(3) 健康・福祉

- 高齢化率は増加傾向にあり、国や県の高齢化率よりやや高い水準で推移している。
- 要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。
- 福祉医療費助成金、国民健康保険の給付費用は増加傾向にある。
- 出生率は県平均より高く、全国平均と同等である。
- 居住地の徒歩圏に医療施設はあるが、人口10万人あたり病床数は県平均より低い。
- 保健福祉センター「陽だまり」を整備し、子育て支援や地域包括ケアシステムを構築している。

表 高齢化率の推移

	桜井市高齢化率	奈良県高齢化率	国高齢化率	桜井市後期高齢化率	奈良県後期高齢化率	国後期高齢化率
平成27 (2015)年	27.6	27.4	25.6	13.3	12.6	12.2
平成28 (2016)年	28.5	28.3	26.3	13.8	13.2	12.6
平成29 (2017)年	29.2	29.1	26.8	14.4	13.9	13.1
平成30 (2018)年	29.9	29.7	27.2	14.9	14.5	13.5
令和1 (2019)年	30.6	30.3	27.6	15.4	15.2	14.0
令和2 (2020)年	31.1	30.8	27.9	15.9	15.8	14.3
令和3 (2021)年	31.5	31.2	28.2	16.1	16.1	14.5
令和4 (2022)年	31.9	31.6	28.5	16.4	16.5	14.7
令和5 (2023)年	32.1	31.8	28.6	17.2	17.4	15.4
令和6 (2024)年	32.5	32.1	28.8	18.1	18.3	16.0
令和7 (2025)年	32.8	32.4	28.9	18.8	19.2	16.6

資料:住民基本台帳

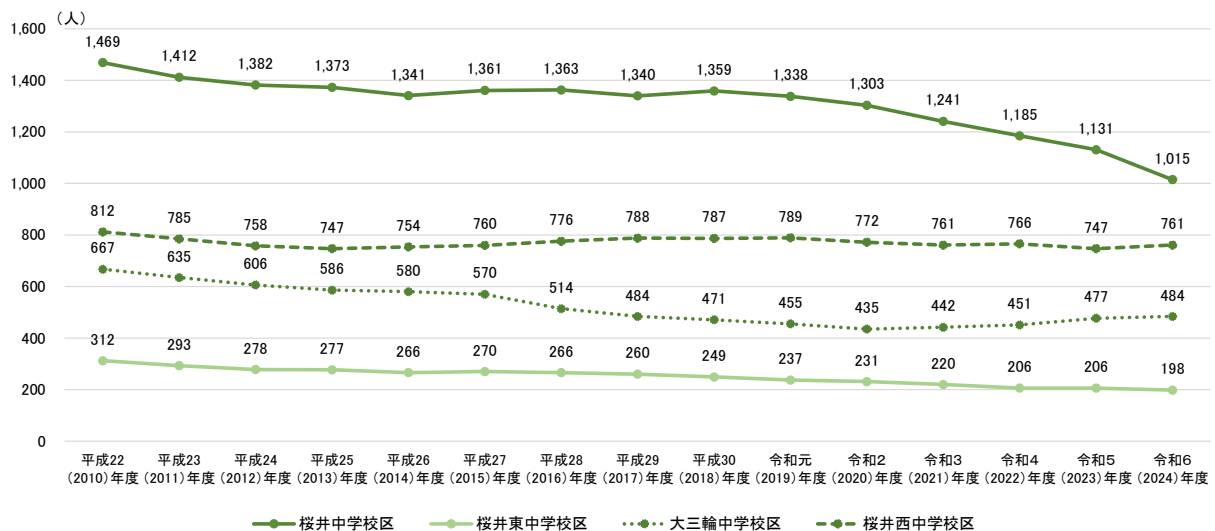


資料:奈良県保健衛生統計データ

図 出生率の比較(令和5年)

(4) 教育・生涯学習・交流

- 桜井中学校区および桜井東中学校区では、児童生徒数が減少傾向にある。一方、大三輪中学校区では令和2年度まで減少が続き、その後微増傾向に転じている。桜井西中学校区は横ばいで推移している。
- 体育施設の利用状況は体育館の利用が多い。

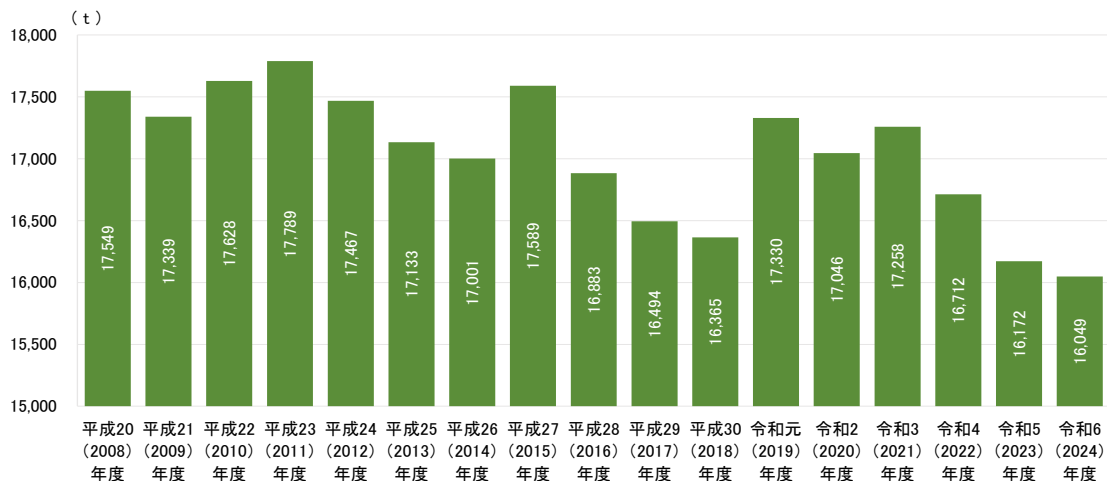


資料: 学校基本調査

図 中学校区別児童生徒数(小学校・中学校の合計)の推移

(5) 環境

- 総ごみ量は年度によりばらつきはあるが、人口減少に伴い減少傾向にある。
- 公害苦情件数も年度によりばらつきがある。内訳としては、不法投棄が一貫して最も多い。

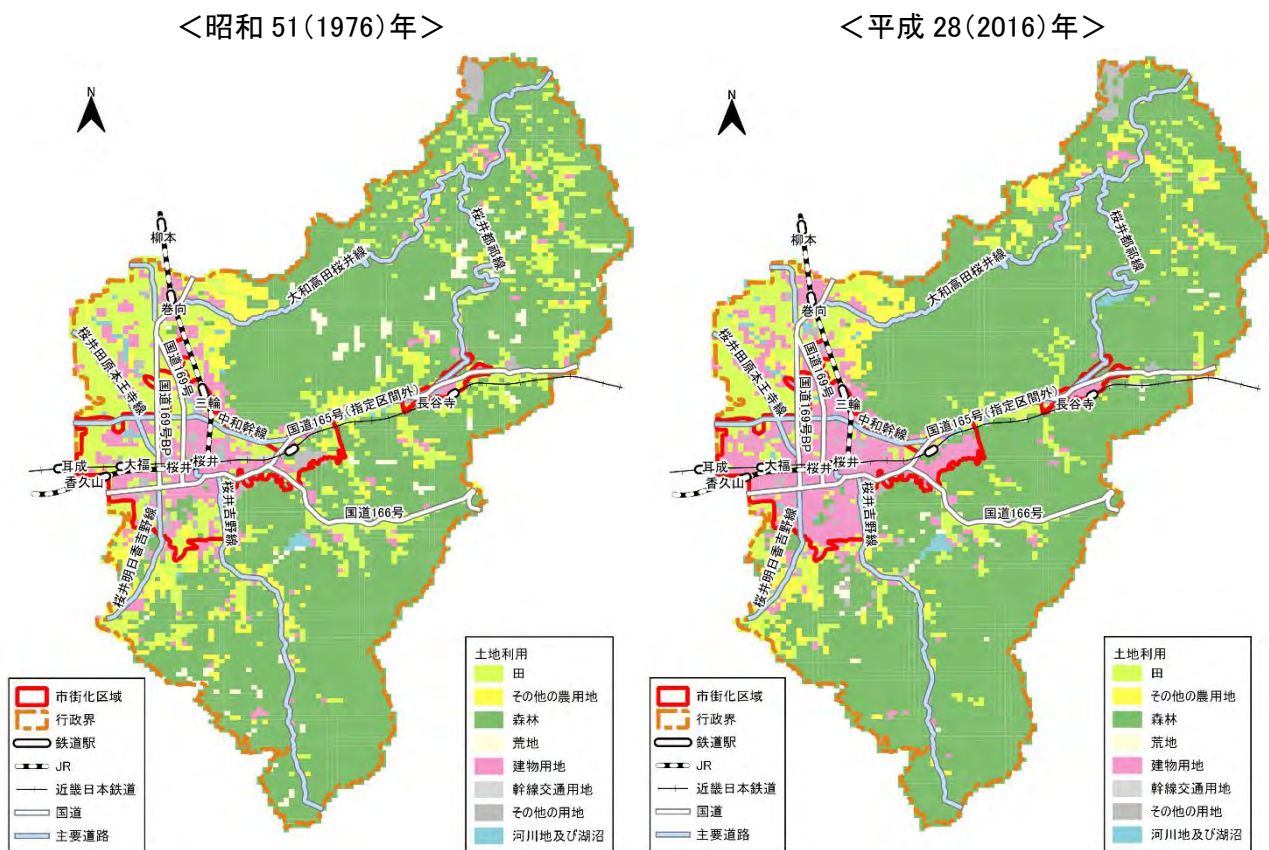


資料: 市環境総務課

図 総ごみ量の推移

(6) 都市

- 近鉄・JR 桜井駅を中心に都市的土地利用へ転換し、市街地は拡大・拡散している。
- 市の約 6 割が山林であり、国定公園※、歴史的風土保存区域※、歴史的風土特別保存地区※、風致地区※、環境保全地区※、景観保全地区※等の指定により豊かな自然が守られている。
- 中和幹線等の幹線道路の整備が進展しているものの、都市計画道路※の整備率は 52.2%(令和 6 (2024) 年 8 月時点。改良済・概成済延長/計画延長)であり、長期未着手路線もある。
- 公共交通や自転車・徒歩の分担率が低下している（自家用車への依存が高い）。
- 市民 1 人あたりの都市公園面積は令和 5 (2023) 年度末時点で 4.0 m²/人と、県 (14.1 m²/人) と比べて低位で、市街地の公園が少ない。
- 下水道の普及率は県平均と比較して低い。



資料: 国土数値情報(土地利用細分メッシュ)

図 土地利用状況

(7) 安全・安心

- 大和川及び寺川並びに米川の流域については、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定している。また、山間及び市街化区域※の丘陵地の一部では、土砂災害警戒区域※及び土砂災害特別警戒区域※が指定されている。
- 地域防災力の充実強化のために、消防団の資機材の充実、消防団員の知識・技術の向上を図るための訓練や研修に取り組んでいる。

表 桜井市内における土砂災害警戒区域等の指定状況(令和8年2月19日現在)

(箇所)		
急傾斜地の崩壊	警戒区域	544
	うち特別警戒区域	524
土石流	警戒区域	393
	うち特別警戒区域	302
地すべり	警戒区域	25
	うち特別警戒区域	0
合計	警戒区域	962
	うち特別警戒区域	826

資料: 奈良県砂防・災害対策課

表 水域別避難対象地域(令和8年2月現在)

水域名	避難対象地域
寺川水域	下、高田、上之宮、河西、桜井、谷、川合、戒重、上之庄、東新堂、新屋敷、大泉、大福、吉備、西之宮
大和川水域	初瀬、出雲、黒崎、脇本、慈恩寺、外山、金屋、三輪、粟殿、上之庄、芝、茅原、新屋敷、大泉、豊田、豊前、大西、江包
米川水域	生田、橋本、池之内、阿部、安倍木材団地2丁目、吉備

資料: 市危機管理課

(8) 地域経営

- 少子高齢化が進む中、義務的経費の割合が半数を占めている。
- 財政力指数[※]は、奈良県市町村平均よりも高い。
- 実質公債費比率[※]は全国市町村平均より高いが、奈良県市町村平均よりも低い。
- 経常収支比率は必要な経費が収入で賄えているものの、奈良県市町村平均及び全国市町村平均と比較して高い。
- 公共施設の更新等に係る経費は今後増加することが見込まれる。

令和5(2023)年度

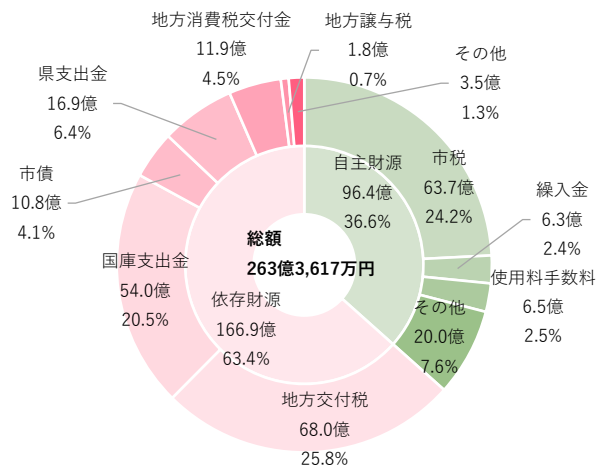
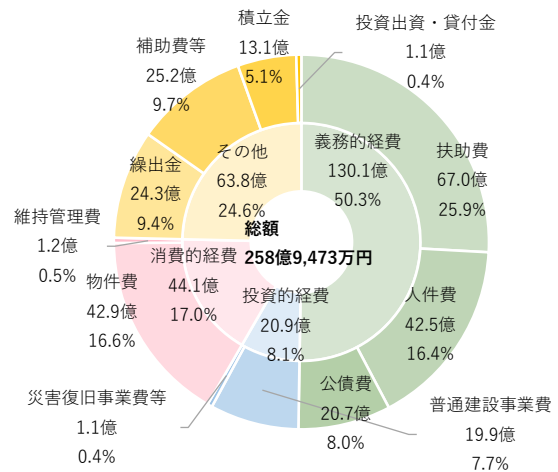


図 一般会計 財源別歳入



資料:市統計書

図 一般会計 性質別歳出

表 財政の比較

項目	指標	単位	桜井市			奈良県	全国	類似団体
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	市町村平均 令和5年度	市町村平均 令和5年度	市町村平均 令和5年度
財政力	財政力指数		0.52	0.51	0.50	0.38	0.48	0.70
公債費負担の状況	実質公債費比率	%	6.8	6.8	6.3	8.0	5.6	5.8
財政構造の弾力性	経常収支比率	%	97.6	97.4	95.0	93.9	93.1	93.6

資料:総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧、市提供資料

(9) 市民意向

- 小中学生では9割が、市民では8割が住みやすいと回答している。
- めざすべきまちの姿は、「歴史や伝統に支えられた香り高い文化があるまち」で10年前と変化はないが、「子どもを育てる教育が盛んなまち」が新たに加わっている。
- 小中学生のまちのイメージは「山や田園など、緑が豊かなまち」「木材やそうめんなどの特色ある産業があるまち」「社寺や文化財が多く歴史を感じるまち」となっている。

1) 市民アンケート調査

表 アンケート調査の概要

調査地域	桜井市全域
調査対象	市内に居住する16歳以上の男女
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出（令和6（2024）年9月に実施）
配布対象数	3,000人
調査方法	郵送配布、郵送回収、二次元コード・URLからの回答も可
調査時期	令和6（2024）年9月1日～令和6（2024）年9月23日
回収数・回収率	回収数 1,085 回収率 36.2%

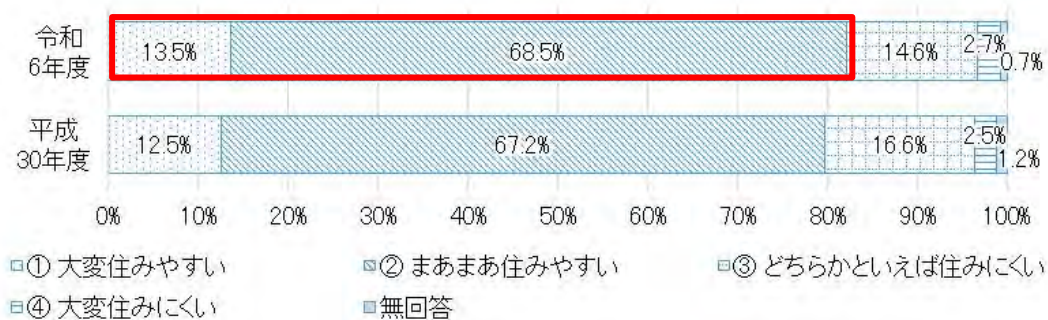


図 住みよさ・住みにくさ

表 住みよい理由・住みにくい理由(令和6年度)

	住みよい理由 (N=1,000)	住みにくい理由 (N=239)
1位	日常の買い物や飲食 (53.5%)	日常の買い物や飲食 (64.2%)
2位	身近に親しめる自然 (33.1%)	通勤・通学の便 (36.9%)
3位	通勤・通学の便 (24.3%)	道路の整備 (26.7%)
4位	犯罪・風紀 (18.4%)	保健・医療施設 (17.1%)
5位	近所の人との付き合い (18.1%)	高齢者、障がい者への対応 (15.5%)

表 将来のまちづくりの方向性

	前回 (平成30年度)	今回 (令和6年度)
1位	歴史や伝統に支えられた香り高い文化があるまち (27.4%)	歴史や伝統に支えられた香り高い文化があるまち (30.4%)
2位	社会福祉が充実しているまち (21.5%)	交通環境が整って便利なまち (27.0%)
3位	犯罪などが少なく治安が良いまち (20.7%)	社会福祉が充実しているまち (22.1%)
4位	交通環境が整って便利なまち (20.3%)	子どもを育てる教育が盛んなまち (21.3%)
5位	多くの人を訪れる観光のまち (17.9%)	犯罪などが少なく治安が良いまち (19.6%)

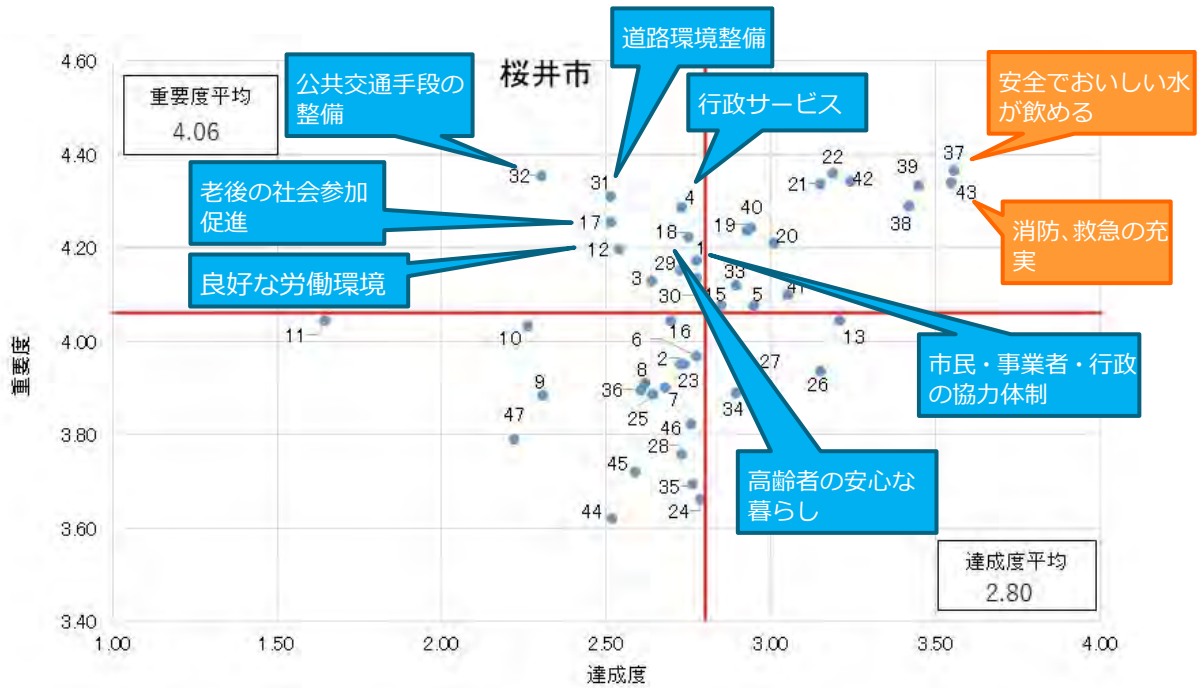


図 生活状態(生活像)のポートフォリオ

1.地域経営 について	1 市民・事業者・市役所が協力し合ってより良い地域づくりに取り組んでいる
	2 市民が協力しあいながら、積極的に地域の活動に取り組み、活気のあるまちづくり活動をしている
	3 市民にとって最適な行政経営が行われ、社会情勢の変化や地域課題に柔軟に対応している
	4 市民は、公平な負担のもとに税金が適切に活用されることにより、必要な行政サービスを受けている
	5 市民は行政事務の改善と効率化及び適正な職員の対応により、快く行政サービスを受けている
	6 市民や行政が多様な情報手段を有効に活用し、情報の受発信を積極的に行っている
	7 周辺市町村と連携し、効率的な行政活動が行われている
2.産業 について	8 市民が桜井市の歴史・食・文化を理解し、その魅力を発信することで、来訪者は観光しながら地域との交流を楽しんでいる
	9 農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力(ブランド)が生まれ、職業として選択できる魅力ある農業が実現されている
	10 地場産業とともに新たな産業が根付き、他の産業とも連携した地域の産業の振興が図られ、人材が確保されている
	11 人が集まりにぎわい、商店街が活気にあふれている
3.健康・福祉 について	12 市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる
	13 市民自らが健康に関心を持ち、自己の健康維持に努め、健康で長生きしている
	14 市民が地域のなかでともに支え合って安心して暮らしている
	15 障がいを持つ人が安心して、地域でともに生活している
	16 誰もが各自の能力を活かしながら、経済的にも精神的にも自立して生活している
	17 老後も無理なく社会参加しながら、経済的な不安を感じることなく暮らしている
	18 高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている
	19 子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てができる
	20 未就学年齢児が、それぞれのこどもにあった保育・教育が受けられる
	21 市民が、その人にあった適切な医療を受けられる
4.教育・生涯学習・ 交流について	22 こどもたち一人一人が、安心・安全で充実した学校教育が受けられる
	23 生涯を通して様々な学習機会が用意されており、そこで得た学習成果をまちづくりの活動に活かしている
	24 市民がスポーツに積極的に参加し、生きがいを持って暮らしている
	25 青少年が地域のなかでいきいきと学び、活動している
	26 文化財等が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている
	27 人権を尊重し、一人一人の立場や価値観を認め合って生活している
	28 多様な交流が行われ相互理解がなされた中で市民が暮らしている
	29 市民一人一人に環境を守る意識が浸透している
5.環境 について	30 市・市民・事業者・滞在者が協働し、廃棄物やエネルギーなどの資源が無駄なく活用されている
	31 道路の環境整備が行き届き誰もがどんな状況においても移動に問題がない
6.生活・都市 について	32 公共交通手段の確保により誰もが問題なく市内を移動することができる
	33 市民はそれぞれの暮らしに必要な住環境のもと、安心して快適に生活している
	34 市民は自分のまちの良さを自覚しており、良好な景観が守られている
	35 日常的にみどりとふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる
	36 適正な土地利用がなされ、暮らしの環境も自然環境も良好に保たれている
	37 いつでも、安全でおいしい水が飲める
	38 水質汚濁が防止され、市民は衛生的な生活を送っている
	39 市民は、自然災害による影響が少なく快適で安心な環境で暮らしている
	40 自然及び人為的災害に対する施設や情報、活動体制が充実している
	41 交通事故防止の取り組みが充実し、市民が安全に生活している
	42 犯罪がなく、こどもから大人まで安心して生活できる
	43 消防、救急が充実し、市民が安心して暮らしている
	44 大都市圏から「U・I・Jターナー」など移住・定住してきている
	45 中心市街地と地域拠点が相互に補完しあうコンパクトな都市が形成されている
	46 中山間地域で誰もが安心・安全に暮らしている
	47 空き家の利活用が進み、移住してきた方の受け皿となっている

2)小中学生アンケート調査

表 アンケート調査の概要

調査地域	桜井市にある小学校、中学校
調査対象	小学5年生、中学2年生
配布対象数	小学生410人、中学生413人 合計823人
調査方法	二次元コード・URLから、タブレットでの回答
調査時期	令和6（2024）年9月に実施

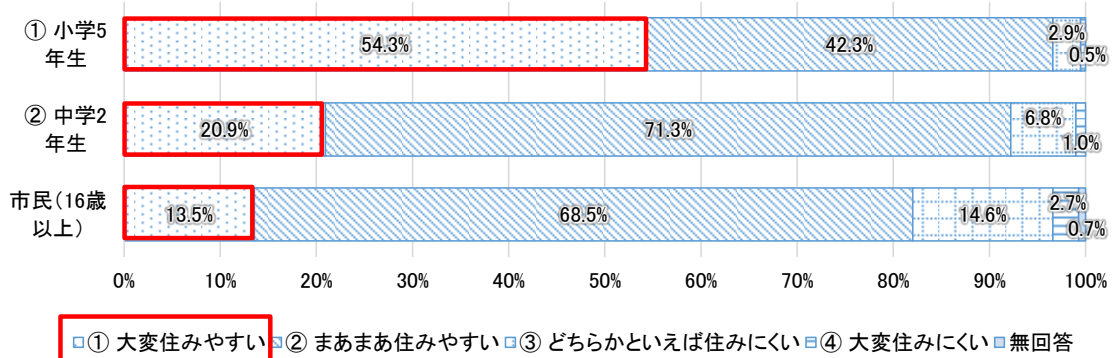


図 住みよさ・住みにくさ

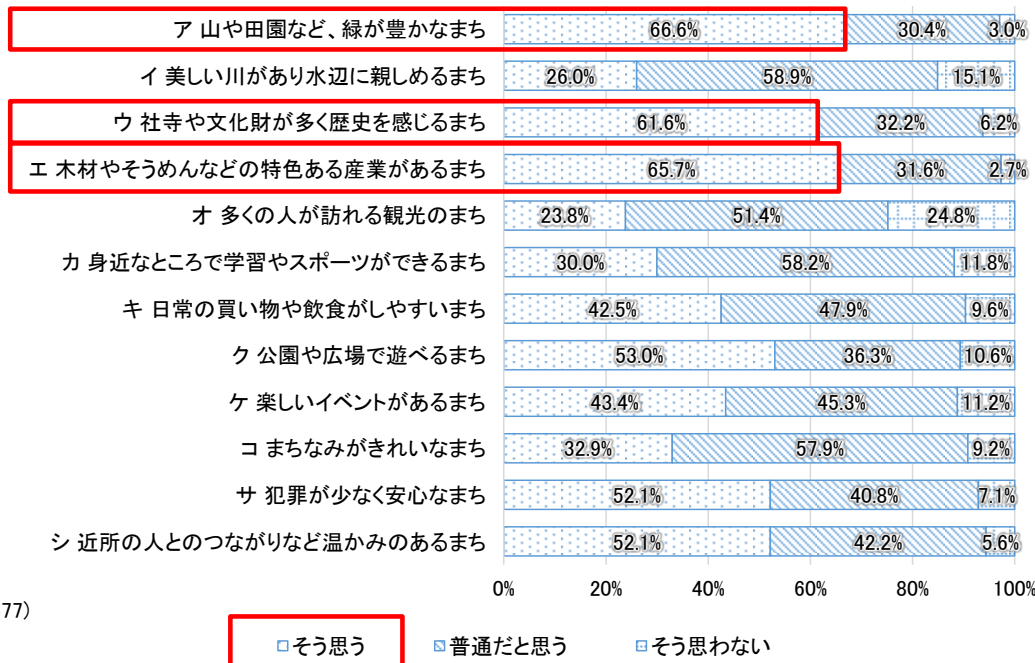


図 現在のまちのイメージ

3. 桜井市のまちづくりの課題

社会経済動向や時代の潮流を踏まえた SWOT 分析[※]により、桜井市のまちづくりの課題を整理しました。詳細の分析表は次頁に掲載します。

■ 成長（強みによって機会をさらに活かすために必要なこと）

- 観光、子育て、福祉、医療等の桜井の強みを活かした広域圏[※]での地位の確立【産業】【観光】【健康・福祉】【都市】【安全・安心】
- 大神神社参道周辺の活性化の起爆剤となる交流拠点施設の整備（民間活力[※]の導入）や沿道への商業施設の誘致、まちなかでのイベント開催等による地域のにぎわい創出【産業】【観光】
- 長谷寺や纏向遺跡等、歴史文化資源周辺における来訪者の受け入れ環境の整備による、桜井市内での滞在型観光の拡大【観光】
- 国内のみならず、外国人観光客をターゲットとした多彩な歴史文化資源に関する情報発信の推進【観光】

■ 改善（機会を逃さず弱みを改善するために必要なこと）

- 公民連携[※]や AI、ICT の活用などによる効率的な行政サービスや公共施設マネジメント[※]の推進【地域経営】【都市】
- 事務の共同処理や公共施設の相互利用などの広域行政の推進【地域経営】
- ふるさと納税、そうめんサミット等のイベント、地域ブランド認定推進事業等を通じた特産品の認知度向上によるブランド力の強化（地場産業の競争力の強化）【産業】
- 環境に配慮した循環型社会の創出（森林環境譲与税の活用による木材産業の振興）【産業】【環境】
- 広域交通ネットワーク[※]の形成を契機とした新たな企業誘致【産業】
- 桜井駅前をはじめとする拠点への複合的な都市機能の誘導、既存ストックの活用、民間活力の積極的な導入による活性化【産業】【都市】
- グローバル化[※]や高度情報化[※]の進展に伴う英語教育や ICT 教育の充実に伴う学力の向上【教育・生涯学習・交流】
- 市街地における拠点の形成、中山間地域における小さな拠点の形成、拠点周辺への居住の誘導、公共交通の再編による多極ネットワーク型コンパクトシティの形成【都市】

■ 回避（強みによって脅威を回避・克服するために必要なこと）

- 山の辺の道などの歴史文化資源や、奈良県国際芸術家村等の施設を有する周辺自治体との観光を軸とした広域連携の強化（観光のパッケージ化）【観光】
- NAFIC 整備を契機とした、ガストロノミー・ツーリズムなどの「食」や「農」をテーマとした新たな産業の創出（人が創り出す産業の創出）【産業】【観光】
- 保健福祉センター「陽だまり」を拠点とした、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援など、桜井ならではの手厚い子育て支援による子育て世代の流出抑制、定住・移住促進【人口】【健康・福祉】
- 桜井団地の更新（子育て施設や高齢者支援施設等の整備）や、桜井駅周辺のバリアフリー化（『人にやさしいネットワーク』の形成）等による多世代居住のまちづくりの推進【人口】【健康・福祉】
- 市庁舎と保健福祉センター「陽だまり」を軸に、桜井消防署や災害時支援を行う他の公共機関と連携を図ることによる防災力の強化【安全・安心】

■ 改革（最悪の事態を招かず弱みを克服するために必要なこと）

- 自然災害に関する対策の強化（防災応急対策や復旧対策を確実にするための地域ぐるみでの積極的な取組や応援・協力体制の確立）【安全・安心】

【参考】

表 SWOT 分析

	機会 (O)	脅威 (T)
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな自治体行政への転換による行政経営の効率化【地域経営】 民間活力の導入促進【産業】 インバウンド観光の拡大【観光】 環境に対する意識の高まり（再生可能エネルギーへの転換促進）【環境】 地方創生・地域再生への取組の推進【都市】 多極ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた動きの加速化【都市】 	<ul style="list-style-type: none"> 地球規模で頻発する異常気象や大規模地震の発生による災害リスクの高まり【環境】【都市】【安全・安心】
	<p>高度情報化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> AI、ICT 等の技術の進歩、Society5.0 の進展による生産の効率化の推進【産業】 	<ul style="list-style-type: none"> 高度情報化の進展等による雇用機会の喪失【産業】
	<p>働き方改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方の実現【産業】 	<ul style="list-style-type: none"> 場所を選ばない働き方が増えることによる、より利便性や各種補助率の高い自治体への若者・子育て世代の流出【人口】
	<p>リニア中央新幹線、京奈和自動車道、中和幹線等の広域交通網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 利便性の向上や交流人口の拡大【人口】【産業】【観光】 	<ul style="list-style-type: none"> 東京・大阪等の都市部へのヒト・モノ・カネの流出の加速化【人口】【産業】【観光】
強み (S)	<p>■成長（強みによって機会をさらに活かすために必要なこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光、子育て、福祉、医療等の桜井の強みを活かした広域圏での地位の確立【産業】【観光】【健康・福祉】【都市】【安全・安心】 大神神社参道周辺の活性化の起爆剤となる交流拠点施設の整備（民間活力の導入）や沿道への商業施設の誘致、まちなかでのイベント開催等による地域のにぎわい創出【産業】【観光】 長谷寺や纏向遺跡等、歴史文化資源周辺における来訪者の受け入れ環境の整備による、桜井市内での滞在型観光の拡大【観光】 国内のみならず、外国人観光客をターゲットとした多彩な歴史文化資源に関する情報発信の推進【観光】 	<p>■回避（強みによって脅威を回避・克服するために必要なこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 山の辺の道などの歴史文化資源や、奈良県国際芸術家村等の施設を有する周辺自治体との観光を軸とした広域連携の強化（観光のパッケージ化）【観光】 NAFIC 整備を契機とした、ガストロノミーツーリズムなどの「食」や「農」をテーマとした新たな産業の創出（人が創り出す産業の創出）【産業】【観光】 保健福祉センター「陽だまり」を拠点とした、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援など、桜井ならではの厚い子育て支援による子育て世代の流出抑制、定住・移住促進【人口】【健康・福祉】 桜井団地の更新（子育て施設や高齢者支援施設等の整備）や、桜井駅周辺のバリアフリー化（『人にやさしいネットワーク』の形成）等による多世代居住のまちづくりの推進【人口】【健康・福祉】 市庁舎と保健福祉センター「陽だまり」を軸に、桜井消防署や災害時支援を行う他の公共機関と連携を図ることによる防災力の強化【安全・安心】
弱み (W)	<p>■改善（機会を逃さず弱みを改善するために必要なこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民連携や AI、ICT の活用などによる効率的な行政サービスや公共施設マネジメントの推進【地域経営】【都市】 事務の共同処理や公共施設の相互利用などの広域行政の推進【地域経営】 ふるさと納税、そうめんサミット等のイベント、地域ブランド認定推進事業等を通じた特産品の認知度向上によるブランド力の強化（地場産業の競争力の強化）【産業】 環境に配慮した循環型社会の創出（森林環境譲与税の活用による木材産業の振興）【産業】【環境】 広域交通ネットワークの形成を契機とした新たな企業誘致【産業】 桜井駅前をはじめとする拠点への複合的な都市機能の誘導、既存ストックの活用、民間活力の積極的な導入による活性化【産業】【都市】 グローバル化や高度情報化の進展に伴う英語教育や ICT 教育の充実に伴う学力の向上【教育・生涯学習・交流】 市街地における拠点の形成、中山間地域における小さな拠点の形成、拠点周辺への居住の誘導、公共交通の再編による多極ネットワーク型コンパクトシティの形成【都市】 	<p>■改革（最悪の事態を招かず弱みを克服するために必要なこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害に関する対策の強化（防災応急対策や復旧対策を確実にするための地域ぐるみでの積極的な取組や応援・協力体制の確立）【安全・安心】
	<p>【観光】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多彩な歴史文化資源（大神神社、纏向遺跡など）の存在 地域主体による取組体制の構築 NAFIC の立地 <p>【健康・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センター「陽だまり」の整備による妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や地域包括ケアシステムの構築、救急医療体制の充実 子育て支援として乳幼児医療助成が充実 医療施設が充実 <p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市庁舎や保健福祉センター「陽だまり」を軸とした、「防災」「減災」体制の構築 	
	<p>【地域経営】</p> <ul style="list-style-type: none"> 義務的経費の増加に伴う投資的経費の減少 公共施設の更新等に係る経費の増加 <p>【産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三輪そうめん、皮革産業等の特産品の認知度不足 桜井を代表する木材産業の衰退 従業者数 1 人あたりの製造品出荷額等の低下 空き店舗の増加等による桜井駅前の活力低下 <p>【教育・生涯学習・交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの地域において、小学校児童数が減少傾向にある 小中学生の学力が全国平均を下回っている（奈良県全体） <p>【都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の拡大・拡散（都市の空洞化） 市街地における空き家・空き店舗の増加（都市のスポンジ化） 自家用車への依存により公共交通の維持・確保が困難 <p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川周辺部で浸水被害が想定されることや、山間及び市街化区域の丘陵地の一部では、大雨による土砂災害の危険性が高い地域がある 	

基本構想

1. 将来都市像

(1) 都市像

桜井市が10年後に目指す将来都市像を、次のとおり定めます。

はじまりの地から未来へ 歴史と自然がいきづく万葉のふるさと 桜井

桜井市は、飛鳥時代以前において、実に13もの天皇の宮があったと伝えられる、古代ヤマト王権発祥の地、まさに「日本の国のはじまりの地」といえる場所です。

古事記や日本書紀、万葉集などにも数多く登場し、日本最古の市場である海柘榴市で交差するいくつもの古道には、60基あまりの万葉歌碑が建立されていて、訪れる人に当時の情景を伝えています。

また、市の東と南を青垣山に例えられる山々に囲まれ、のどかな田園風景やそれらと調和する古墳や遺跡等の歴史的資源が、豊かな自然景観を呈しています。

歴史のはじまりの地であり、自然や文化などたくさんの資源に恵まれた桜井市において、その価値に魅力を感じる人が集まり、つながり、そして支えあうことで、観光や産業など新しい価値を生み出すことができる“はじまりの地”。この新たな“はじまりの地”を次世代のこどもたちに、未来へつなぐことを使命にまちづくりを進めていきたい。そんな思いを込めて、都市像を設定しました。



(2) 将来都市構造

桜井市の将来都市構造は、平成30(2018)年3月改定の立地適正化計画を踏まえるとともに、観光・産業、都市機能に関する周辺自治体との広域連携の観点から、以下の拠点・ゾーン・軸を設定します。

表 各拠点・ゾーン・軸の展望

拠点・ゾーン・軸		展望
拠点の展望	中心拠点	近鉄・JR桜井駅周辺、粟殿周辺 <ul style="list-style-type: none"> 桜井市全体の中心となる拠点として、公共交通の利便性を活かしつつ、既存施設との相乗効果の発現を生み出す複合的な都市機能（商業、医療、福祉、文化、行政施設等）の誘導を進めることで、便利で魅力的な拠点形成を進める。
	地域拠点	近鉄大福駅周辺 <ul style="list-style-type: none"> 「中心拠点」との役割分担と連携を図りつつ、県営・市営住宅の有効活用を図ることで、粟殿周辺地区とともに、多世代が集う地域の福祉拠点として位置づける。
	観光拠点	長谷寺周辺・大神神社参道周辺 <ul style="list-style-type: none"> 新たな定住人口の増加に向け、桜井市の魅力を発信する場と位置づけ、地域資源の更なる有効活用に向けた取組を促進し、桜井市の主要な観光地としての充実を図る。
	サブ拠点	JR巻向駅周辺、安倍周辺、上之郷周辺、多武峰周辺 <ul style="list-style-type: none"> 自然・歴史資産等の地域特性を活かしつつ、各地域の集会所等を交流拠点とし、既存の地域コミュニティ機能の維持・強化に努める。
	小さな拠点	小夫・笠周辺・倉橋ため池周辺 <ul style="list-style-type: none"> 生活利便性や地域コミュニティの維持・確保のため、地域住民が主体となった取組への支援や生活サービスの充実を図る。
ゾーンの展望	農業促進ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 自然特性を活かして支えられてきた地域の農業を基盤に、市内の他の産業との連携により新たな価値の創造を図る。 農業の発展とともに、「農のある暮らし」という生活の価値を発信し、新たな主体の就農を促す。
	自然交流・森林再生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な歴史資源とその存在により守られてきた豊かな自然環境の保全により、環境問題への対応や災害に強い基盤づくりを推進する。 桜井市の貴重な資源である森林の積極的な活用と適正な維持管理により、木材産業の活性化とともに、環境に配慮した循環型社会の創出を推進する。
	まちなか居住促進区域	近鉄・JR桜井駅周辺、粟殿周辺 <ul style="list-style-type: none"> 高度で多様な都市サービスを多くの人々が享受できるよう、公共交通の利便性に合わせ、居住者の生活を支える様々な機能の立地を促進し、快適で賑わいあふれる居住環境の形成を進める。
	地域居住促進区域	近鉄大福駅・近鉄大和朝倉駅・近鉄長谷寺駅・JR三輪駅周辺 <ul style="list-style-type: none"> 桜井駅へのアクセス性を活かしつつ、公共交通をはじめ自転車・徒歩によるクルマに過度に頼らずに生活できる移動環境の充実を図り、快適な居住環境の形成を進める。
	一般居住区域	市街化区域の内、「まちなか居住促進区域」「地域居住促進区域」を除く区域 <ul style="list-style-type: none"> 居住地と農地等との調和を図りつつ、ゆとりある低層住宅地としての良好な住環境の維持・保全に努める。 既存産業の維持・保全を図るとともに、交通の利便性を活かし、子育て世代等の働く場を創出する。
	郊外集落区域	市街化調整区域 [*] に分布する集落 <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然・歴史資産等の地域特性や、農業等の生産基盤を保全しつつ、居住環境の維持を図る。また、デマンド型乗合タクシーをはじめとする公共交通の維持・確保に向け、多様な関係者が連携した取組を進める。
軸の展望	広域連携軸 <ul style="list-style-type: none"> 周辺市町村との広域連携により、観光や産業の振興と、都市機能の維持・充実を図る。 	

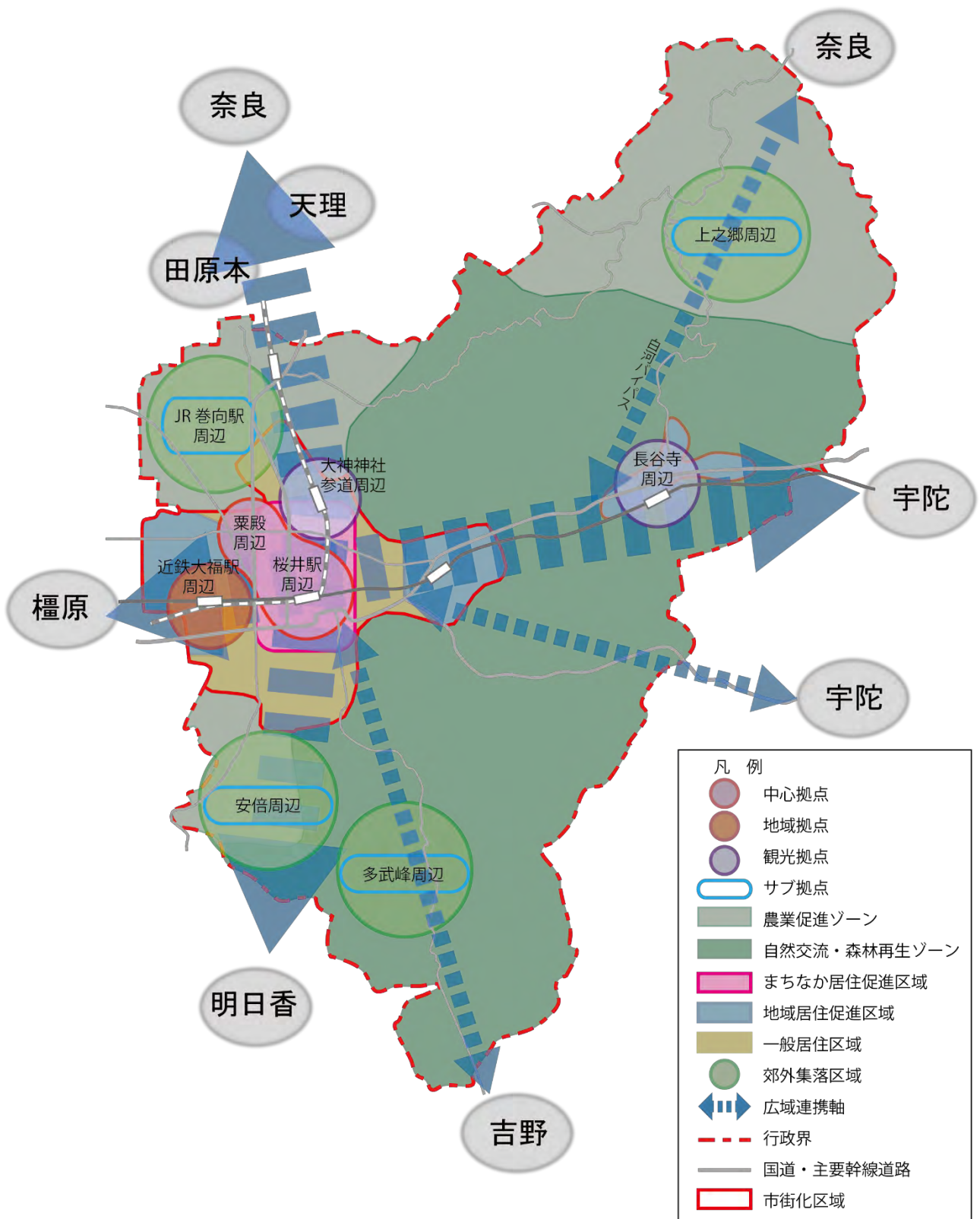


図 将来都市構造

2. まちづくりの体系

分野別の展開として、桜井市は6本の柱とそれを支える持続可能な行財政運営について、以下のような体系で進めていきます。



3. 分野の展望

(1) 桜井の個性を活かした活力あるまち【観光・産業】

〈まちの将来の姿〉

桜井市が誇る歴史・文化等の観光資源のさらなるPR、農業や木材、そうめん等の地場産業のブランド化や豊かな森林資源を活かした新たな価値の創造など、桜井市らしい地域色豊かなまちづくりに愛着と誇りを持って暮らしている。

桜井市の個性を活かしたまちづくりを進めていく上では、“桜井市の強み”を知り、“桜井市らしさ”とは何かを考え、次世代に向けて桜井市を残していくために今後重点的に取り組むべき方向を明確に示すことが必要です。

万葉集発祥[※]の地、日本のはじまりの地である桜井市には、豊かな歴史・文化があるとともに、木材、そうめん、皮革などの豊かな特産品があり、これらはこどもたちにとっても誇りある資源となっています。

今後人口減少が進むことが想定される中、交流人口・関係人口の拡大により、地域の活力を高めることが重要です。このため、観光振興を地域活性化のための主要な課題と捉え、ストーリー性を意識した情報発信や様々な産業と連携した体験型観光、近隣自治体との連携による広域観光等を推進します。

さらに、地場産業のブランド化や6次産業化、森林環境譲与税の活用による治水機能を持った災害に強い山林整備や木材産業の活性化、商工業関係の企業誘致等、桜井市の個性を活かした産業振興や新たな産業の創出により活力あるまちづくりをめざします。

(2) 健やかに暮らせるまち【健康・福祉】

〈まちの将来の姿〉

本格的な少子高齢化社会に対応して、地域の中でお互いの暮らしを支えあい、必要な保健、医療、福祉支援を必要な時に受けることができ、こどもから高齢者までのすべての人が、元気で生きがいのある生活を送っている。

人口減少・少子高齢化や地域のつながりの希薄化により、地域コミュニティの存続が危ぶまれる中、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組むことで地域社会を支えていく、「地域共生社会」の形成が求められています。また、桜井市においても、少子化の進行や共働き家庭の増加等により、子育てを取り巻く環境が大きく変化していることへの対応が必要となっています。

桜井市では、地域包括ケアシステムの構築による福祉の充実や保健福祉センター「陽だまり」を拠点とした、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や保育所・学童保育所の充実など、桜井ならではの手厚い子育て支援に取り組んでいます。

今後も、地域への支援体制の充実や、住民が主体的に取り組む仕組みづくり等により、こどもから高齢者まですべての人が、障害や年齢、性別などに関わらず、誰もが共に支えあい、安心して生き活きと地域に住み続けることができる、多世代居住のまちづくり、地域共生社会の実現をめざします。

（３）様々な人々が共存するまち【教育・生涯学習・交流】

〈まちの将来の姿〉

21世紀を生き抜くための力を育てるとともに、多様なライフスタイル・価値観を尊重し、桜井市の豊かな歴史・文化資源を背景にすべての人が自由に学び、地域内外の様々な人々との交流が充実することで、一人ひとりの未来への可能性が広がっている。

グローバル化や高度情報化の進展、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、教育においては21世紀を生き抜くための力を育成するため、基礎的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力を形成することが必要となっています。

また、都市化の進行や核家族化、共働き世帯の増加といった就労形態の変化などにより、女性の社会進出が進んでいます。さらに、団塊の世代[※]の大量退職などにより、活動の場を企業から地域に移す人が急増し、ボランティアやNPO[※]など地域活動への参加意識の高まりや生きがいづくり、大人の学び直しに関心が集まっています。このように人々のライフスタイルが多様化するとともに、価値観も、物の豊かさよりも心の豊かさを重視し、一人ひとりの個性を尊重する傾向が強まっています。

これらを踏まえ、桜井市では英語教育やICT教育の充実により社会の変化を踏まえた学力の向上をめざすとともに、互いを尊重し交流することで、多世代、多様な人々が共に生きるまちをめざします。

また、児童・生徒数の減少に伴った学校の小規模化が進む中、より良い教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図るため、学校規模・配置の適正化を進めていきます。

（４）環境共生のまち【環境】

〈まちの将来の姿〉

市民・事業者・行政などのパートナーシップにより、持続可能で多様性・包摂性のある環境づくりに取り組み、太古から守られてきた豊かな自然を次代へつないでいる。

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な動きに対応し、豊かで活力ある未来を創るため、誰もが活躍できる場づくりや持続可能で強靱なインフラの整備とともに、気候変動対策、生物多様性・自然環境の保全、再生可能エネルギーの活用や省資源・省エネルギー等の取組を進めていくことが重要となります。

桜井市では、平成29（2017）年3月に第2次環境基本計画を策定し、「自然と歴史と人が共生する悠久のふるさと さくらい ～豊かな自然と歴史と安全な暮らしを未来につなぐ～」を目指す環境像とし、自然環境の保全、低炭素社会の実現に向けて取組を進めています。

環境問題の解決に向けては、ライフスタイルや社会システムの見直しの必要性を認識し、省資源・省エネルギー・リサイクルを基調とした仕組みを、市民・事業者・行政などのパートナーシップにより構築していきます。

（５）心豊かに暮らせるまち【都市】

〈まちの将来の姿〉

地域の実情にあった多極ネットワーク型コンパクトシティの形成により、誰もが不自由なく移動でき、必要な都市機能を利用し、地域特性や市民一人ひとりの価値観にあった生活環境の中で便利に生活している。

少子高齢化の進行に伴う都市内部での空き家・空き地の発生や、桜井駅前をはじめとする拠点の衰退などの都市のスポンジ化に歯止めをかけるため、拠点への都市機能の集約及びその周辺への居住の誘導を行うコンパクトシティの形成が重要です。また、それと同時に、誰もが不便なく移動するための公共交通の維持も重要となります。

桜井市では、中和幹線等の幹線道路の整備が進展しているものの、都市計画道路や公園の整備率は低く、拠点となる桜井駅も南北の市街地が分断されており、交通基盤の整備や市内の移動の円滑化を求める声もあがっています。一方で、今後予定されているリニア中央新幹線の全線開通により、世界を先導するスーパー・メガリージョンが形成され、桜井市の広域圏における地位が高まる可能性もあります。

そのため、桜井駅前をはじめとする拠点への複合的な都市機能の誘導、既存ストックの活用、民間活力の積極的な導入により市中心部の活性化を図るとともに、中山間地域における小さな拠点の形成、拠点周辺への居住の誘導、公共交通の再編、住環境の向上等による多極ネットワーク型コンパクトシティの形成をめざします。

（６）安全・安心に暮らせるまち【安全・安心】

〈まちの将来の姿〉

安心して暮らすための必要な基盤が整い、市民と行政が役割分担をしながら、地域ぐるみで積極的に応援・協力し、お互いに見守り、助け合いながら安全・安心に暮らしつづけている。

近年の自然災害や大地震の多発、また、世界中で感染が拡大した新型コロナウイルスなどの感染症に対する、住民の防災意識や危険性の認識が高まっています。このような状況において、災害等の被害を最小限に抑えるための、事前の想定や復興計画の策定についての取組や重要性が注目されています。また、身近な地域での犯罪、特に子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件が多発しており、生活上の不安要因となっています。

桜井市では、庁舎の老朽化や耐震不足などが問題となったことから、市庁舎の整備を行うとともに、保健福祉センター「陽だまり」での休日夜間応急診療の実施や、桜井消防署を新たに整備するなどの基盤づくりを進めています。

今後は、市庁舎と保健福祉センター「陽だまり」を軸に、桜井消防署や災害時支援を行う他の公共機関と連携を図り、さらに防災力を強化するとともに、感染症に対する、正しい知識や情報等の普及啓発にも注力していきます。また、地域での犯罪を防止するため、桜井警察署や各方面の団体等と協力し、防犯情報の共有や啓発活動を強化するとともに、地域の自主防犯体制を確立するなど、市民と協働して安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

4. 持続可能な行財政運営の方針

行財政運営の方針は、桜井市の職員一人ひとりが心得ていなければならない基本的な考え方や、分野を超えて果たすべき役割を示したものです。

桜井市では、平成 26（2014）年 5 月に行財政改革大綱を策定し、「持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する」ことを基本理念に、行政のスリム化や財政の効率化等を実現するための行財政改革を進めています。

総合計画においては、行財政改革大綱の理念を基本としつつ、社会潮流等を踏まえ、桜井市の将来像を実現するために重要な行財政運営の方針として、以下の3つを掲げます。

（1）行政が取り組むべき事項の選択と集中

財源の減少、施設の老朽化、少子高齢化、自然災害が懸念される中で、投資的経費が確保できない状況となっています。このように非常に厳しい財政見通しの中、優先的に実施すべきことを決め、メリハリのある計画を作成することが重要です。

また、政府が提唱する Society5.0 実現の一環として、既存ストックを活用しながら、AI や ICT の活用による効率化や費用対効果を勘案し、民営化や外部委託の推進、指定管理者制度[※]の見直し、市有施設の適正配置等に取り組むことにより、質の高い、持続可能な行政サービスを提供することが求められています。

そのため、桜井市における集中的な取組としては、総合戦略で重点プロジェクトとして位置づける、奈良県とのまちづくり連携協定により進めている各拠点での取組（豊かな歴史資源を活用した取組、健康福祉の拠点整備）を、今後も推進していきます。また、立地適正化計画に基づく多極ネットワーク型コンパクトシティの形成（中山間地域を含む各拠点を核としたまちづくり）を推進します。さらに、行政組織の見直しや ICT の活用による業務効率化を進め、限られた行財政資源の中で上記の取組を後押しします。

（2）官民連携の推進

地方自治体の役割として、福祉、環境、文化、まちづくり等のローカルな分野がありますが、少子高齢化が進み財源も減少する中、行政だけですべての課題を解決することは困難となっています。そのため、市民ニーズを把握し、行政の責任範囲の明確化と自助・互助・共助・公助（行政の補完性の原理）の考え方を基本とした、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することが重要です。また、社会の担い手として、伝統的な地域コミュニティのみならず、新しいテーマコミュニティ（自発的に責任を果たそうと行動する市民（NPO、ボランティア団体など））が重要となります。これにより、「新しい社会システム（行政と市民の協働、住民自治、地方分権[※]等）」が実現すると考えます。

現在、奈良県とのまちづくり連携協定に基づく各地区でのまちづくりにおいて、まちづくり協議会を設立し、地域の人材を巻き込み、計画づくりや様々な活動を協働で行っています。さらには具体的な事業を推進する組織であるまちづくり会社も設立されています。

今後も、地域との連携を進めるとともに、市民生活を豊かにする（経済の活性化や交流機会を創出する）ための広場や新たな拠点（地域交流広場）を整備することにより、さらなる官民連携を推進します。

（３）広域連携の促進

令和 2（2020）年 6 月に出された地方制度調査会の答申では、令和 22（2040）年頃を展望して見えてくる変化・課題とその課題を克服する姿を想定したうえで、組織や地域の枠を超えて多様な主体が連携しあう、ネットワーク型社会の構築が重要であるとしています。

奈良県においては、市町村合併や広域行政の取組が他府県と比べて進んでいない状況を受け、平成 21（2009）年度にいち早く市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働のしくみである「奈良モデル」を示し、取組を進めてきました。

この考え方を具体化した取組として、桜井市においては、「奈良県と桜井市とのまちづくりに関する包括協定」を締結し、中和幹線栗殿近隣周辺や大神神社参道周辺、近鉄大福駅周辺、桜井駅周辺、長谷寺門前町周辺の 5 地区のまちづくりを推進しています。

また、市町村間での連携の取組として、桜井市、宇陀市、曽爾村、御杖村で構成する「桜井宇陀広域連合」において生活の基盤や環境の整備、教育・文化振興、健康福祉の充実、産業の振興などの行政事務処理の共同化を推進しています。今後もあらゆる業務分野において、有効かつ最適な市町村間連携の可能性を検討していきます。

一方、観光分野においては、今後予定されているリニア中央新幹線の全線開通により、東京・大阪等の都市部へのヒト・モノ・カネの流出が進む中、広域交通網の整備を機会として捉え、桜井市の強みを活かした東西・南北での広域観光の振興と、交流の促進が重要となります。桜井市では、平成 28（2016）年 6 月に、天理市・磯城郡と連携して、ヤマト王権発祥の地としてのブランディングと地域振興を目的とした「ヤマト地域連携推進協議会」を設立して事業を展開しています。また、平成 29（2017）年度に 10 市町村と奈良県、大阪府の連携により『1400 年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～』が、また、令和元（2019）年度には、24 市町村連携により『1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～』が、それぞれ日本遺産認定を実現しており、さらに奈良県、橿原市、明日香村と世界遺産「飛鳥・藤原」の登録に向けて取り組んでいます。今後も、観光面の連携を進めることにより、広域のエリアとしての集客力を高めていきます。

卷末資料

桜井市総合計画条例

桜井市総合計画条例

平成30年3月30日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市政の長期的展望の下あらゆる分野を対象としたまちづくりの指針として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示す構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

(総合計画の位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とする。

- 2 市は、別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。
- 3 市は、総合計画を基本方針として市政の運営を行わなければならない。

(総合計画の変更又は廃止)

第5条 市は、市政に関する情勢に大きな変化があった場合において、市の将来像の方向性を変更する必要があると認めるときは、総合計画を変更し、又は廃止することができる。

(社会経済情勢の変化等の反映)

第6条 総合計画は、社会経済情勢の変化、地域の実情等を踏まえ、これらに適合する内容で策定するものとする。

(参画の機会の確保)

第7条 市は、総合計画の策定に当たっては、市民等の参画の機会を確保するものとする。

(行政各部門の連携)

第8条 総合計画の策定に当たっては、効果的な体制を確立し、行政各部門が相互に連携し策定するものとする。

(総合計画の変更)

第9条 総合計画の変更については、前3条の規定を準用する。

(審議会の設置及び諮問)

第10条 市長は、次に掲げる事項の実施にあたり、調査審議するため、桜井市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 基本構想又は基本計画を策定しようとするとき。
- (2) 基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において、特に必要があると認めるとき。

(組織)

第11条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公的団体等の役員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日から総合計画の策定等の日までとする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議会の議決)

第14条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(総合計画の公表)

第15条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第16条 市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、総合計画の実施状況について公表するものとする。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(桜井市総合計画審議会条例の廃止)

- 2 桜井市総合計画審議会条例（昭和44年3月桜井市条例第1号）は、廃止する。

総合計画策定経過

年月	市民参加等	総合計画審議会	作業部会等	有識者会議
令和6年 9月	市民アンケート調査 小中学生アンケート調査			
10月				
11月			第1回作業部会全体会 (11/15) 第1回作業部会分科会 (11/26)	
12月			第2回作業部会全体会 (12/6) 第2回作業部会分科会 (12/26)	
令和7年 1月		第1回総合計画審議会 (1/23)		
2月				
3月	高校生まちづくり会 議ワークショップ (3/27)			
4月				まちづくり懇談会 (4/23)
5月			戦略的PJリーダー会議 (5/14) 戦略的PJ検討会議 (5/29、5/30)	
6月			戦略的PJリーダー会議 (6/16) 臨時部長会(6/26)	
7月		第2回総合計画審議会 (7/30)	第3回作業部会分科会 (7/11) 第4回作業部会分科会 (7/25)	
8月			戦略的PJリーダー会議 (8/5) 政策会議(8/19)	
9月		第3回総合計画審議会 (9/30)		
10月				
11月			政策会議(11/14) 戦略的PJリーダー会議 (11/17) 後期基本計画概要版発 表会(11/26)	
12月	パブリックコメント (12/15～			
令和8年 1月	～1/14)		戦略的PJリーダー会議 (1/14)	
2月			政策会議(2/18)	
3月				

桜井市総合計画審議会等委員名簿

桜井市総合計画審議会委員

役職	所属	委員名	備考
会 長	奈良県立大学名誉教授	伊藤 忠通	
副会長	桜井市自治連合会会長	河合 淳好	
委員	奈良県議会議員	工藤 将之	
	奈良県議会議員	金山 成樹	
	桜井市議会議長	岡田 光司	～令和7年5月
		土家 靖起	令和7年7月～
	桜井市議会副議長	工藤 敏太郎	
	桜井市商工会会長	菅生 康清	
	桜井市農業委員会会長	山本 廣幸	
	桜井市医師会会長	木下 國浩	
	桜井市都市計画審議会会長	三井田 康記	～令和7年5月
	桜井市都市計画審議会副会長	山本 廣幸	令和7年7月～
	中和人権擁護委員協議会 桜井部会長	浦前 正巳	
	桜井木材協同組合副理事長	西垣 雅史	
	桜井市観光協会会長	林 勤	
	桜井市社会福祉協議会会長	福井 達郎	
	桜井市体育協会会長	武田 博彰	
	公募委員	山崎 隆喜	
		松田 好史	
井本 貴代一			
藤本 稔			
桜井市行政評価外部評価委員会委員	山本 規子	令和7年7月～	

まちづくり懇談会

所属	委員名
公益財団法人関西・大阪 21 世紀協会顧問	堀井 良殷
桜井木材協同組合顧問	卜部 能尚
大和信用金庫理事長	中村 正徳
三輪明神大神神社宮司	井上 卓朗
元県文化観光局長	一柳 茂

諮問

桜行経発第 25 号
令和 7 年 1 月 23 日

桜井市総合計画審議会
会長 伊藤 忠通 様

桜井市長 松井 正剛

第 6 次桜井市総合計画（後期基本計画）の策定について（諮問）

桜井市総合計画条例第 10 条の規定に基づき、第 6 次桜井市総合計画（後期基本計画）の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

答申

令和7年10月29日

桜井市長 松井 正剛 様

桜井市総合計画審議会
会長 伊藤 忠通

第6次桜井市総合計画（後期基本計画）案について（答申）

令和7年1月23日に諮問を受けました、第6次桜井市総合計画（後期基本計画）案の策定につきまして、本審議会では慎重に審議を行いました結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本総合計画案に掲げる各施策の実施にあたっては、人口減少を前提に、数値目標等を設定し、市民にも事業等の進捗が分かりやすく示されるとともに、財政面も考慮し、適時適切な事業等の選択、また、関係各所との連携・協力も図り、計画的に推進されることを強く希望します。

中高生ワークショップ

- 日 時：令和7年3月27日（木）10：30～12：00（午前の部）
13：00～14：30（午後の部）
- 会 場：桜井市役所 災害対策本部室
- 出席者：中学校：桜井中学校、桜井東中学校、大三輪中学校、桜井西中学校 18名
高 校：桜井高等学校、商業高等学校 9名
- テーマ①：普段の生活で利用している場所や、参加しているイベントの内容と問題点
テーマ②：上記の場所やイベントについて、より使いやすく（参加しやすく）する方法の提案

本総合計画の策定に向けて、桜井市の次世代を担う若者にとって、魅力あるまちづくりを進めるため、市内の中高生を対象にワークショップを実施し、桜井市の課題や課題解決のために自分たちでできることについて語ってもらいました。



用語解説

五十音別用語解説

五十音	用語	解説
A	AI	Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略。 人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
	ALT	Assistant Language Teacher（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）の略。 担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業の補助をする外国語指導助手。
	AR アプリ	Augmented Reality（オーグメンテッド・リアリティ）の略。 拡張現実（AR）技術を用いて、スマートフォン等のカメラをかざすと、実在の対象物に重ねて画像や動画が表示されたり、関連情報を取得できたりするアプリ。
D	DMO	Destination Management Organization（デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）の略。 地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人。
	DV	domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。 配偶者や恋人などから加えられる暴力のことで犯罪となる行為も含む重大な人権侵害。
	DX	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。 データとデジタル技術（AI、クラウドなど）を活用し、製品、サービス、ビジネスモデルを根本的に変革し、競争優位性を確立すること。単なる業務のデジタル化（IT化）とは異なり、組織文化や企業風土といった広範な変革を含む。
	eLTAX	electronic（電子）、Local（地方）、TAX（税金）の頭文字を組み合わせた造語で、愛称はエルタックス。地方税ポータルシステムのこと。 インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
G	GIGA スクール構想	Global and Innovation Gateway for All（グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オール）の略。 誰一人取り残さず子ども一人ひとりに個別最適化された学

五十音	用語	解説
		びと創造性を育む教育 ICT 環境の実現を目指し、1人1台端末と高速ネットワーク整備を柱とする施策。
	GX	Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略。 化石燃料の使用をできるだけ減らしクリーンエネルギーを活用するための変革やその実現に向けた活動を指し、脱炭素社会の実現に向けて産業構造や社会システムを変革する取り組み。
I	ICT	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。 通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。
	IoT	Internet of Things（インターネット・オブ・シングス）の略。 モノのインターネットを意味し、モノがインターネット経由で通信し、センサーやネットワークを介してデータを収集・交換する仕組み。
	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change（インターガバメンタル・パネル・オン・クライメイト・チェンジ）の略で、気候変動に関する政府間パネルのこと。 昭和 63（1988）年に、国連環境計画と世界気象機関が提唱し、約 80 カ国の政府関係者と科学者が参加して設立。地球温暖化に関する評価と対策の検討を行い、政策決定者などが広く利用できる知見を提供する。
N	NAFIC	NARA Agriculture and Food International College（ナラ・アグリカルチャー・アンド・フード・インターナショナル・カレッジ）の略。なら食と農の魅力創造国際大学校のことで、通称をナフィックという。 奈良県が運営する教育機関で、食と農の魅力を創造し発信する人材を育成することを目的としている。
	NPO	Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略。 公益のために自主的・自発的に活動する非営利の団体（ボランティア組織）。平成 10（1998）年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（NPO 法）」により、活動しやすい環境が整い、組織数も増えている。

五十音	用語	解説
P	PPP/PFI	<p>PPP は、Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ) の略。</p> <p>公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。</p> <p>PFI は、Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略。</p> <p>PPP の手法の 1 つで、PFI 法に基づいて、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。</p>
S	SNS	<p>Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。</p> <p>登録された利用者同士が交流や情報共有を行うためのオンラインサービス (プラットフォーム) のこと。</p>
	SPC	<p>Special Purpose Company (スペシャル パーパス カンパニー) の略。</p> <p>資金調達や債券化、投資家への利益配分などの、特定の目的に限定して設立される特別目的会社のこと。</p>
	SWOT 分析	<p>Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunity (機会)、Threat (脅威) の頭文字をとった言葉 (スウォット)。</p> <p>組織の内部環境を強み (Strength)、弱み (Weakness) の観点から、外部環境を機会 (Opportunity)、脅威 (Threat) の観点から整理し、組織の資源や課題を把握するための分析手法の一つ。</p>
あ	アクションプラン	<p>目的や事業計画に向けて「いつまでに」「何を」「どうするのか」を決定し、その情報を関係者全員で共有し進捗状態を見ながら行動に移していく計画のこと。</p>
	アグリツーリズム	<p>アグリカルチャー (農業) とツーリズム (観光) を組み合わせた造語。農場体験や農家民宿、味覚狩り、農家レストラン、農産物直売所など、都市居住者たちが農場や農村で余暇を過ごすための様々な施設やサービスを提供する取組み。</p>
	アダプトプログラム	<p>住民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路、公園、河川など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がそれを支援する仕組み。</p>

五十音	用語	解説
	イノベーション	製品やサービス、技術、ビジネスモデルなどにおいて、従来のものを革新し新しい価値を生み出すこと。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。 生産や生活の基盤を形成する基礎的な構造物や設備。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、及び、学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。
	温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果を起こす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど。
	オンライン化	インターネットなどのネットワーク経由で各種手続きを行えるようにすること。
	オンライン授業	スマートフォンやタブレット、パソコンのビデオ通話機能を活用する授業のこと。
	オンライン診療	スマートフォンやタブレット、パソコンのビデオ通話機能を活用して、医療機関に対面で診察を受けに行かなくても医師の診察が受けられる受診方法。
か	介護保険制度	介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成 12（2000）年 4 月より実施されている社会保険制度。加齢に伴って体の機能の衰え、日常生活に支障が生じた被保険者に、必要な保険給付（介護サービスの提供）を行う。
	ガストロノミーツーリズム	その土地の気候・風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的とした観光事業や観光旅行。
	環境保全地区	道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で、良好な環境を保全するために積極的な緑化等の推進を図ることが必要な地区。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。過去に居住・勤務していた人、地域に関心を持つ人、地域活動に参加する人等が含まれる。
	感染症	寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し、感染・増殖することで発病する病気の総称。
	幹線道路	都市の主要な骨格を形成する道路で、地域間相互の交通を担う重要な道路。

五十音	用語	解説
	気象災害	大雨、強風、雷などの気象現象によって生じる災害。
	既存ストック	自然環境や伝統文化、各種施設など、ハード、ソフトにかかわらず地域に現在ある資源。
	救急医療	突然に発生する病気、けが、中毒などの患者を迅速かつ適切に救助し、病院への搬送・治療を行い、社会復帰させることを目的とした医療体系。
	協働	市民ニーズが多様化・高度化するなかで、より良い地域社会をつくるため、行政だけでなく市民、企業の各部門が相互に補完し合いながら力を出し合う関係のこと。
	グローバル化	日本国内だけでなく、世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。グローバル化ともいう。
	グローバルリスク	複数の国または産業に著しい悪影響を及ぼす可能性のある不確実な事象または状況。
	景観保全地区	奈良県自然環境保全条例第 27 条第 1 項の規定に基づいて指定された、森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される奈良県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区。
	経済・産業構造	世界規模、国家単位、または地域単位における経済活動の構造や産業の比重・仕組みなどを表すもの。
	経常収支比率	地方税や普通交付税など毎年の収入に対し、人件費や扶助費など経常的な支出が占める割合。100%に近づくほど財政が硬直化している、100%を超えると経常的に必要な経費が経常的な収入で賄えていない状態になっていることを示す。
	健康寿命	WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。
	広域行政	従来の市町村の行政区域を越えて、より広い区域を単位とする地方行政。
	広域圏	市町村の枠組みを超えた、経済・社会・文化的なまとまりをもつ生活圏域。
	広域交通ネットワーク	高速道路や新幹線、特急、飛行機、船舶など、広域的な人やモノの移動のための交通網。
	広域リージョン連携	地域の成長につながる施策が面的かつ効果的に展開されるよう、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の

五十音	用語	解説
		多様な主体が連携し、都道府県域を超えた広域の単位で行われる取組のこと。
	公共施設マネジメント	地方公共団体が所管する公共施設を、自治体経営の視点から総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組み。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路など、公共の目的のために利用される水域や水路のこと。ただし、下水道は含まない。
	合計特殊出生率	ある年における女性の年齢別出生率をもとに、15歳から49歳までの女性が一生の間に平均して何人のこどもを産むかを示す指標で、人口の将来推計や少子化の状況を把握するために使われる。
	耕作放棄地	農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。
	高度経済成長期	日本の経済成長率が年平均10%を越え、諸外国にも類をみないほど、急速な経済成長を遂げた1960年代を中心とした十数年間のこと。
	高度情報化	1990年代以降の情報通信技術革命により携帯電話やインターネットが普及し、いつでも、どこでも、誰でも手軽に情報へアクセスできる状況を指し、現在ではIoT、AIなども含む情報が行き交いやすい社会のこと。
	公民連携	行政や地域が抱える社会課題の解決、市民サービスの向上のために、「公」と「民」がお互いの強みを提供し活用することで、公共サービスを継続して実施するための手法。
	交流人口	その地域に住んでいる定住人口に対する概念で、観光やビジネスに限らず、イベント参加や研修、医療、親族訪問等、多様な目的で外部から訪れる人口。
	高齢化率	総人口に占める65歳以上人口の割合。
	国定公園	国立公園に準じる景勝地として指定された自然公園。自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、都道府県が管理する。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少社会において、それぞれの地域内で各種機能をコンパクトに集約すると同時に、各地域が公共交通等のネットワークでつながることによって、一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持すること。

五十音	用語	解説
さ	再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等、自然界で再生可能な資源を利用するエネルギーのこと。石油や石炭等の化石エネルギーは含まれず、発電時に温室効果ガスの排出がほとんどない。
	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した値の過去3年間の平均をいう。指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いとされている。1を超える団体は原則として普通交付税を受けない。
	在宅勤務・テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、勤務場所から離れて、自宅などで仕事をする等、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。 テレワークには在宅勤務のほか、モバイルワークやサテライトオフィス勤務なども含まれ、企業と従業員をネットワークでつなぐ働き方を指す。
	サイバー攻撃	ネットワークを通じ、コンピュータや情報システムに対して不正アクセス、データの改ざんなどを行う行為。
	サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス。本拠を中心とした時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意味から命名された。
	3R	循環型社会の形成を目指す考え方で、リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の3つの頭文字をとったもの。
	3次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、1次産業、2次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業部門。
	市街化区域	都市計画法に基づき決定された区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を行うべき区域。
	市街化調整区域	都市の健全な発展と計画的なまちづくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められるもの。開発行為は一定のものを除いて許可されない。
	持続可能な開発目標（SDGs）	平成27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年ま

五十音	用語	解説
		での国際目標。平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの期間に持続可能な社会の実現を目指すもの。
	実質公債費比率	自治体の経常的な一般財源の規模に対する借入金（地方債）返済額の比率の過去 3 年間の平均値をいう。実質公債費比率が 18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限される。
	指定管理者制度	平成 15 (2003) 年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことにより創設された制度。これにより、公の施設の管理運営を民間に委ねることができるようになった。
	循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会。
	生涯学習	学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習。
	少子高齢化	国や地域において、少子化と高齢化が同時に進行すること。出生率の低下と平均寿命の伸長が同時に進行することにより、若年者の数と人口に占める比率がともに低下し、高齢者の数と人口に占める比率がともに上昇していくこと。
	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性（システムが継続して稼働できる度合いや能力）を維持すること。
	将来人口推計	5 年毎に行われる国勢調査による人口を基礎として、出生、死亡、出入国、転出入等の前提条件をもとに、将来の人口を予測すること。
	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や、食に関する様々な知識や学習等の取組をいう。
	人口減少社会	出生数よりも死亡数の方が多く、継続して人口が減少していく社会のこと。全国的に人口減少による社会への影響が懸念されている。

五十音	用語	解説
	スーパー・メガリージョン	リニア中央新幹線により迅速なアクセスが可能となり、それぞれの特色を発揮した三大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）を一体と捉えた超巨大都市圏。
	生活習慣病	不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。糖尿病・脳卒中・心臓病・高血圧・肥満などがあげられる。
	生産年齢人口	人口統計において、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口を指す。
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が平成 4（1992）年の地球サミットにて採択され、わが国は平成 5（1993）年 5 月に批准している。
た	滞在型観光	1 ヶ所あるいは一定の地域に宿泊し、地域の文化に触れ、地域の住民と交流するなどの体験型レジャーなどを楽しむ観光スタイルのこと。
	第 4 次産業革命	AI、ロボット、ビッグデータなど、大量のデータの取得・分析・実行が可能になる急速な技術革新、産業界の動向。
	多極ネットワーク型コンパクトシティ	中心拠点や生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれることにより、都市の無秩序な拡大を抑制し、商業、文化機能など様々な機能がまちの中心部に集約された、徒歩による移動性を重視した都市形態のこと。
	団塊の世代	第二次世界大戦直後、昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。
	短時間強雨	雨の降る範囲に関係なく短い時間に多くの雨が降ること。
	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
	地域コミュニティ	人々がその地域に住んでいるという意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びそうした生活を支え合う人々のつながり。
	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするための、包括的な支援・サービスを提供する体制。

五十音	用語	解説
	地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象。
	地方分権	国が持っている権限や財源を地方に移し、地域住民に身近な行政をできる限り都道府県や市町村が行えるようにすること。
	中山間地域	農業地域累計区分のうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域。農作物を作るまとまった土地や人口が少ない等、地理的な条件や生産・経済的条件が不利なことが多い。
	長寿命化	公共施設の重要性などを考慮し、効率的・効果的な補修・保全を行うことにより、施設を耐用年数よりも長く良好な状態に保つこと。
	低未利用地	市街地内に残る空き地等、その土地の立地条件に対し効果的な利用がなされていない土地。
	都市計画道路	都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。
	都市公園	都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置管理している公園。
	土砂災害警戒区域	土砂災害から住民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法に基づいて、土砂災害により危害のおそれのある土地の区域を知事が指定するもの。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。
	徒歩圏域	日常生活サービス施設（商業・医療・福祉施設）をはじめ、交通結節点へのアクセス性を考慮し、駅・バス停留所等から半径 800m～1,000mの徒歩で移動可能な範囲。
な	2次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業部門。
	認知症	記憶、判断、言語などの能力が、日常生活に支障が生じる程度まで低下した状態をいう。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設のこと。

五十音	用語	解説
	年少人口	人口統計において、15歳未満の人口を指す。
は	ハザードマップ	自然災害に対して、危険な箇所や指定避難所等の情報を地図上に示したもの。
	発耀（はつよう）	耀はかがやくという意味であり、この地から始まったことを讃えるという意味。
	バリアフリー	高齢者や障害のある人たちが社会参加するうえで障害となるものが除去され、自由に社会参加できるようにする考え方、取組。
	ビッグデータ	従来のデータ処理ツールでは扱いきれないほど巨大で複雑なデータの集合。企業等が顧客分析、予測モデル、AI学習等に活用することで意思決定やサービス改善に役立つ。
	ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。
	風致地区	樹林地、水辺地などで構成された都市内の良好な自然的景観や住環境を守るために、都市計画法により指定された地区。
	フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーション	面と向かって直接意思や感情、思考を伝達しあうこと。
	ふるさと納税	任意の地方自治体に寄附することにより、自己負担額2,000円を除いた寄附額が所得税および個人住民税から控除される制度。
	包括的支援体制	福祉、医療、教育などの様々な分野の機関や専門家が連携し、支援を必要とする個人や家族に対して、切れ目のない、総合的なサポートを提供するための仕組みやシステム。
	圃場	農作物を育てる場所。
ま	マイナンバーカード	マイナンバーが記載された顔写真付のカードのこと。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスを利用できる。
	マネジメント意識	目標達成のために人材・業務・組織全体を管理・運営する心構えと能力。
	民間活力	民間企業の資金力や事業能力。政府・自治体に代わってそれらを活用することで、公共サービスの向上、地域経済の活性化、財政負担の軽減等が期待できる。

五十音	用語	解説
や	ユニバーサルデザイン	老若男女、言語、文化、障害の有無などを問わず、すべての人にとって使いやすいように設計された製品や情報、施設のこと。
ら	ライフサイクルコスト (LCC)	構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。
	歴史的風土特別保存地区	古都保存法に基づいて、京都市・奈良市・鎌倉市などの古都において、歴史的建造物や遺跡と一体となった「歴史的風土」のうち、特に重要な部分を現状のまま保存するために指定される地区。
	歴史的風土保存区域	古都保存法に基づいて、歴史的建造物や遺跡、その周囲の自然環境が一体となった「歴史的風土」を保存するために指定される区域。
	老年人口	人口統計において、65歳以上の人口を指す。
	6次産業化	農林水産業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。1次×2次×3次と掛け合わせることから「6次」という。

第 6 次 桜井市総合計画 後期基本計画

■編集・発行■

令和 8 (2026) 年 3 月
桜井市 市長公室 行政経営課

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿 432-1

TEL 0744-42-9111 (代表)

<https://www.city.sakurai.lg.jp/>



桜井市